和船競漕の社会史

――玉江浦の「おしくらごう」――

高津勝

はじめに
第一章　藩政時代の「おしくらごう」
　第一節　河口の「おしくらごう」――寛政期の船競漕――
　　1　玉江浦の成立と沿岸漁業
　　2　寛政二年の船競漕――河口の祝祭競技――
　第二節　海をめざす「おしくらごう」――嘉永期の船競漕――
　　1　玉江浦における沿岸漁業の展開
　　2　対馬・朝鮮沿岸への出漁と大船頭制
　　3　「萩両大河辺之図」に描かれた競漕風景
第二章　改良漁船の時代の「おしくらごう」

第一節　韓海出漁と改良漁船
1　韓海漁業の展開と明治中・後期の玉江浦
2　玉江浦と改良漁船
第二節　弁天祭りと「おしくらごう」――韓海出漁賛歌――
1　民俗的祭りと近代のまなざし
2　攪乱とコムニタス
3　統制と抵抗
第三章　漁船競漕から和船競漕へ
第一節　遠海漁業から遠洋漁業へ
1　動力船時代の到来――大正から昭和へ――
2　玉江浦の共同負債と紛擾――大船頭制の退潮と漁業組合の活動――
第二節　競技化の進行――大正中期・昭和初期――
1　片道コースから往復コースへ
2　「漁船競漕」と「和船競漕」――新聞界の動向――
3　和船競漕船の導入
第三節　「おしくらごう」の制度化
1　青年宿の設立とイデオロギーとしての和船競漕
2　青年協行会と和船競漕の制度化
おわりに

はじめに

玉江浦は萩藩の浦名で、萩三角州を形成する阿武川下流の橋本川河口に発達した漁業集落である。明治初期、山田村の一部となり、大正一二年（一九二三）に萩町と合併し、昭和七年（一九三二）の市制実施によって萩市の一行政区になった。昭和末年まで漁業専業地域として発展し、その後、遠洋漁業の衰退とともに漁家の数を減少させていった。玉江浦には、近世以来、「おしくらごう」と称する和船競漕が伝承されてきた。萩とその周辺では、和船競漕のことを「押しくら」とか、「押し合い」、「押しくらごう」といい、玉江浦、越ヶ浜、大島、見島などの競漕が知られている。玉江浦のそれは、距離が最も長く、勇壮であった。漁業者の減少にともない、平成七年（一九九五）からコースを海から川に移し、「ふるさと祭り」の一イベントとして開催されるようになった。

玉江浦は、昭和の初期以来、「青年宿」の地として名高く、民俗学や人類学のフィールドとしても知られている。伊藤彰「長門　玉江浦の社会と弁天祭」（『えとのす』第一二号、一九七九年九月）、清水満幸「オシクラゴウを伝える青年宿のムラ、玉江浦」（『江戸時代　人づくり風土記35　ふるさとの人と知恵　山口』農産漁村文化協会、一九九六年、所収）、中野泰『近代日本の青年宿――年齢と競争の民俗――』吉川弘文館（二〇〇五年）など、人類学や歴史学的な視点から「おしくらごう」について論じたものもある。安富俊雄「北浦の船競べ」（梅光女学院大学地域文化研究所編『地域文化研究』第七号、一九九二年、所収）のように直接、「おしくらごう」を対象にした研究も存在する。本稿では、以上の先行研究を参考にしながら、以下に述べる問題関心にもとづいて「おしくらごう」を考察することにしたい。(1)

第一は、「我国在来の運動競技は、殆ど其全部が此種祭の日の催しに始まつて居る」[2]という柳田国男の見解を引取り、祭礼と結びついた在来の運動競技の歴史を社会との関連において明らかにすることである。これまで、日本のスポーツ史・体育史は、民俗的競技と欧米を起源とする近代スポーツの二重構造を前提に分析・叙述されてきた。しかし、日本の競技文化の歴史を総体として明らかにするためには、両者の関係や相互作用を含めて考察する必要がある。

第二に、その際、民俗的な身体競技は、担い手である民衆の主体的な営みを基軸にして分析・叙述されるべきであるが、民俗的社会の支配的構造や権力関係も無視しえない。競技文化に対する支配層の規制はどのようなものであり、それに対して民衆はどのような対応を示すのか。民俗的競技の内包する非日常的雰囲気や逸脱の契機、祝祭のもつ非構造・反構造的性格とはいかなるもので、それは日常の構造や社会的基盤とどうかかわるのか。民俗的な競技文化はどのようにして伝統化され、あるいは歴史のなかに埋もれていくのか。そのような問いに適切に答えるためには、支配的構造や権力関係を視野に入れて民衆の主体的営みを解明する必要がある。

第三に、当然のことであるが、全体史的な観点から民俗的競技を歴史的に再構成する際、個別・具体的な検証を介してリアルな認識を獲得する作業が前提をなす。概括的な研究や既存の問題意識では考察の対象になりえなかった個別具体的な事実のなかから、重要な発見をすることがあるからである。本稿が玉江浦の「おしくらごう」にこだわる理由は、そうした問題関心にもとづくものである。

以下、寛政期から昭和初期に至る「おしくらごう」の歴史を、玉江浦の社会形成史とかかわらせながら考察することにしたい。

（1）先行研究の検討については、「研究ノート：ディーププレイ――玉江浦の「おしくらごう」～先行研究の紹介と検討を中

心に～」『一橋大学スポーツ研究』第二三号、二〇〇五年、を参照されたい。

（2）柳田国男「日本の祭」『定本　柳田國男集』第一〇巻、筑摩書房、一九七二年、二四四頁。

第一章　藩政時代の「おしくらごう」

第一節　河口の「おしくらごう」――寛政期の船競漕――

1　玉江浦の成立と沿岸漁業

阿武川は三角州を形成しながら河口付近で松本川と橋本川に分岐し、日本海に注いでいる。萩の城下町は、日本海と二つの支流に囲まれた三角州を利用して建設された。築城に着手したのは、慶長九年（一六〇四）のことである。城下の形成と並行して、七つの浦が発達した（図1、参照）。萩七つ浦は、半農半漁の「端浦」ではなく、漁業を専業とする「立浦」、すなわち本浦であった。

漁民、すなわち浦百姓に対する租税に海上石、浦屋敷石、門役銀、和布石、運上銀などがあり、それ以外に、労力を供出する賦役や上納品、俵物などの現物賦課があった。海上石とは、各浦に与えられた海面漁業権に対し、漁獲高を石に見積もって賦課する税であり、浦屋敷石は漁民の屋敷数と面積に応じて課せられた税負担である。

元文五年（一七四〇）から寛保二年（一七四二）にかけ、各浦は「石高境目書」[1]を藩府に提出した。それにもとづき、戸数の多い順に浦名を示せば、小畑浦（一一四戸）、浜崎浦（一一三戸）、玉江浦（一一三戸）、越ヶ浜浦（一〇三戸）、鶴江浦（九九戸）、三見浦（五七戸）、大井浦（四〇戸）となる。海上石は、小畑浦（一一六石）、鶴江浦（九

七石）、玉江浦（八七石）の順に高く、一戸当りの負担率は、三見浦、鶴江浦、小畑浦の順で高い。船数と人口は、玉江浦が船七五艘、人口五二二で最も多く、小畑浜（七五艘、三七四人）、越ヶ浜浦（六三艘、三六九人）がそれに続いた。人口を基準にして一戸当りの構成員を算出すれば、玉江浦は四人強となる。七つ浦のうちで最も多かった。ただし、他の浦も、一戸平均三ないし四人で、それほど大きな差異はない。藩制史料を利用した中野泰の調査によれば、この時期から幕末にかけて戸数、人口、船数ともに増加するのは、鶴江浦、越ヶ浜浦、玉江浦、三見浦の四浦であった。浜崎浦と小畑浦は、戸数、船数とも減少に転じている。(2)

毛利氏が萩に入府する頃、玉江浦一円は玉井浦と呼ばれていた。元禄の頃、玉井が玉江と改められ、玉江浦という呼称が成立した。(3)築城開始から約半世紀へた慶安三年（一六五〇）の頃、玉井浦は阿武川下流の橋本川河口の西岸に船溜りをもつ家数三八軒の小さな漁業集落に過ぎなかった。その模様を、「長門国大道小道並灘道舟路之帳」(4)は次のように記している。

三見より一里
一玉井浦　家数三十八間
川口ニ砂瀬有、川内ニハ小舟少々有、広深ハ水出候へハ不定

寛保二年（一七四二）八月、庄屋・瀬兵衛が藩府に提出した「玉江浦由来」(5)の冒頭に、「但玉江浦と申儀は、由緒為何申伝も無御座候事」とある。玉江浦の由緒については、特段、申し述べるほどのことはない、というのが瀬兵衛の見解であった。だが、萩高等学校社会部（編）『萩市玉江浦の調査報告書』（昭和三六年）には、「玉江浦の開発が

中世以降移住者によって行なわれたものと考えざるを得ない。[6]」とあり、平家の落人伝説や民俗資料を根拠にして玉江浦の祖先が中世以降、この地に到来して農業者から漁業者に転換したとしている。じつは、五鬼権現（現、玉江神社）に奉納される「天狗拍子の舞」のなかに、中世のある時期、三見方面より移住した農民が漁撈を手がける創世の語りが埋め込まれている、とするのである。天狗拍子は、「天狗の舞」と「恵比須舞・大黒舞」の二部からなり、『八江萩名所図画』（明治二五年）のなかに、次の説明がある。

古老の物語に伝言へるには（中略）一人の老翁微笑て舟の上に立玉ふ。やがて夜べの舞、拍子の色々、残りなく伝授りて老翁言らく、此舞よく覚えて此浦に漁なき時は奏すべし。必ず数多の漁あるべし。ゆめ疑ふ事なかれと物語りて、かき消す斗り失せ玉ひぬ。是や神の託宣なるべしと敬ひ畏みて、夫より猟もふしの祭とて、此舞を奏し来れりとぞ。其後権現社御勧請なりてより、社前に於て是を執行す。年々漁いと多し。又時にふれて猟なき時は、此舞を公に願出て舞ふ。必ず大猟ありて浦の賑ひとなれり。[7]

天狗拍子は、祖霊信仰を底流にもつ大漁祈願の舞である。五鬼権現社の名称は、毛利輝元の病気平癒を祈禱するため、大江山から前鬼と後鬼を勧請したことに由来するとされている。[8]したがって、天狗拍子は、寛永年間（一六二四～一六四二）以前に行われていたことになる。なお、玉江浦潮音山観音禅院の「由緒書」（寛保元年九月二一日）にも、玉江浦の漁業事跡に関する次の記述がある。

一寺内抱えの十一面観音　木仏壱体

図1　玉江浦とその周辺

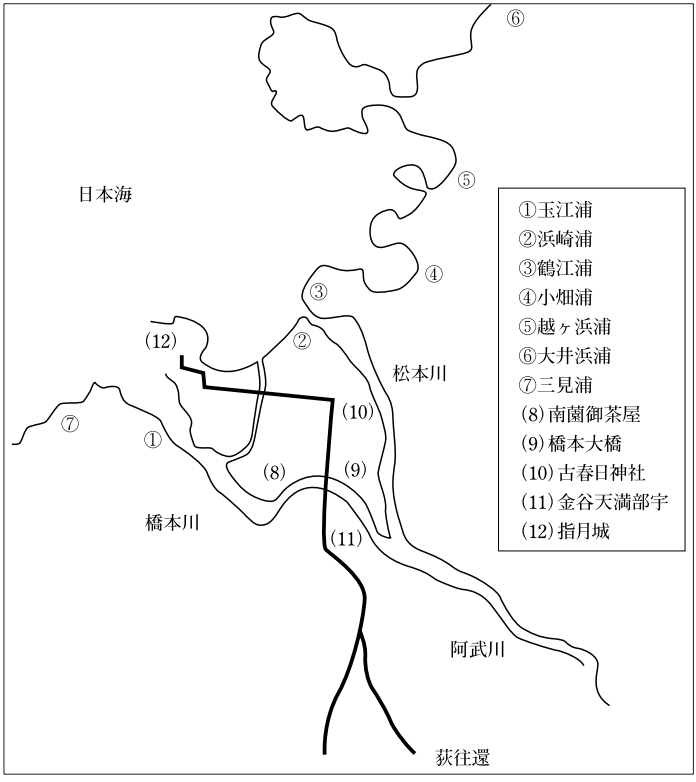

但、作者不知、往古当浦の漁人沖ニて網ヨリ曳揚ケ、当院え寄附仕由申伝候事(9)

上掲の「由緒書」は、観音院の建立を大同年間（八〇六～八一〇）とし、永禄一三年（一五七〇）の中興をもって実質的な開山とみなしている。だが、建立以降、中興までの仏跡は定かでない。したがって、漁民による木造一一面観音の寄進は、中興以降であると考えてよい(10)。いずれにせよ、毛利氏が萩に入府した頃、この地域は玉井浦と称されており、漁業集落としての道を歩んでいた。萩城下の建設が集落の形成を加速し、玉江浦の成立とその後の展開を決定づけたのである。浦人は、自分たちの起源にまつわる集合的記憶を、

天狗拍子という民俗芸能を介して伝承したといえる。

次に、元文年間（一七三六～一七四一）から寛政年間（一七八九～一八〇一）にかけての玉江浦の様子を見ておこう。「玉江浦石高境目書」（元文五年四月）によれば、同浦の海上石は八六石七斗七升、浦屋敷石は一六石四斗七升五合であった[11]。浦のなかには、「神殿七尺ニ九尺、拝殿九尺ニ三間、いつれもかや葺」の「戎の宮」と、「御舟木屋」が一軒あり、観音院の下には、浦人の生業と生活を規制する高札場があった[12]。漁場として「大敷網代場四ケ所」、すなわち「小原形石の沖」「鼻くりの沖」「大瀬」「金鼻大瀬」があり、大敷網、つまり定置漁網を用いて生計を営んでいた。「鼻くり」は、現在の弁天社（厳島神社）から南西百メートルの沖合にあり、「大瀬」は指月山の突端から北西に三百メートルの沖合、「金鼻大瀬」は弁天社から北東約一キロのところ、すなわち、三見浦と玉江浦の境に位置している[13]。玉江浦の漁業については、「玉江浦由来」（寛保二年八月）に次のような記述もある。

一浦方猟船七拾艘
　内　大之分三拾八艘
　　小之分三拾弐艘
　但春は和布を取、夏秋は鰺・鯖釣猟仕、冬は鰤釣猟仕候事[14]

以上のように、玉江浦の漁民は、大敷網漁に加えて、沿岸でわかめを採取し、あじ、さば、ぶりの釣漁を行っていた。戸数、人口、身分と階層構成については、前掲「玉江浦石高境目書」（元文五年四月）によれば、総戸数が一二三軒、そのうち本軒が三〇軒、半軒が五軒、門男が八一軒、無縁が七軒であった。本軒と半軒を合わせて三五軒、そ

の数は慶安三年の家数三八軒にほぼ合致する。それに対し、玉江浦とほぼ同規模の小畑浦の場合、総戸数が一二四軒、そのうち本軒が二〇軒、半軒が四五軒、門男が二五軒、無縁が三四軒であった[15]。二つの浦を比較した場合、玉江浦は本軒と門男の比率が高く、半軒と無縁の比率が低い。小畑浦と違って、本軒から半本軒への分解が進行せず、村内各層の凋落や外部者の流入による無縁の集積率も低かった。本軒とは、受け石に応じた税と、水夫役や舸子役などの海上御役目に加えて、軒別当りの門役銀を負担する漁民であり、半軒は、半軒分の門役銀を課せられた。門男は、かろうじて生業のための手段を所有する程度の零細漁民で、軒別割の門役金は賦課されなかった。無縁とは、日雇稼ぎなどで生計を維持する細民のことである[16]。玉江浦は、本軒の分解が緩やかで、外からの流入者も無縁には至らず、門男にとどまっており、階層分解はそれほど顕著ではなかった。本軒と門男という、二つの身分階層を基本にした二極的な社会構成であったといえる。

特筆すべきは、慶安三年（一六五〇）の頃と比較して、戸数・船数ともに大きく増加し、漁業の規模も拡大していることである。元文五年（一七四〇）から寛政元年（一七八九）にかけて、戸数は一二三戸から一六三戸、つまり一・三倍に増加した。社会変動の要因が存在しなかったわけではないのである。

以上のような階層構成と戸数の変化を前提にして、寛政期の初頭には、玉江浦の内部に三浦、中間、下浦、山根、船戸という小名、すなわち小集落が存在した[17]。

2　寛政二年の船競漕――河口の祭礼競技――

寛永一六年（一六三九）、橋本大橋の架橋により、城下町の広がる三角州内（川内）の橋本と、川外に位置する椿の地が結ばれ、内陸の山口をへて瀬戸内の三田尻に至る参勤交代の「お成り道」、すなわち、萩往還の出発口が整備

された。橋本大橋に近く、川外にあって萩往還に隣接する地域を金谷といい、天満宮があった。この宮は文治二年（一一八六）、長門守護佐々木高綱によって太宰府から勧請されたといわれている。再興を期し、享保五年（一七二〇）に奥金谷から遷宮した。宮司は僧侶を兼ね、境内には禅宗の社坊・正灯院があり、神仏の習合する聖地であった。享保一〇年（一七二五）に橋本大橋の架け替えがあり、元文年間（一七三六～一七四〇）、天満宮の社前に大木戸が設けられた。天満宮は、萩城下の表玄関口を表象する建物でもあったのである。「天満宮并寺由緒覚」（寛延三年八月）は、秋の例大祭を次のように記している。(18)

十月十四日十五日祭礼、十四日夜備神供本地供御祈禱執行、神楽舞相調候
十五日朝備神供御祈禱仕候、昼より御幸、於御旅所五穀成就国家安寧の御祈念仕候事

天満宮の例大祭は、のちに天神祭りと称されるようになり、山車や風流、町衆による仮装の大名行列が奉納され、住吉神社の祭礼に並ぶ城下の二大祭礼になった。寛延四年（一七五一）には、仁王門の建立と社殿の改築工事があった。(19) さらに、寛政元年（一七八九）七月から翌年一一月にかけて社殿の再建工事が行われ、城下の各町や周辺の村々の住民が動員された。その模様を、萩藩の御作事方が作成した『御造営日記』(20)が丹念に記録している。御作事方とは、金穀の出納や物品の購入などを管轄する蔵元役所の配下にあり、寺社の造営や土木事業を所管する部署であった。(21)『御造営日記』は公務記録としての性格をもち、工事に関する事柄だけでなく、それにかかわった人々の儀礼や祭祀の様子も記録しており、寛政二年（一七九〇）三月二五日の項は、玉江浦の漁民たちのこの日の作業や「若者中」による船競漕の様子を次のように記している。(22)

一　橋本より土持越の事
　右玉江浦昨廿四日より漁留ニて、浦中男女不残早朝より罷越出情仕、尤土持の儀は女中計りかねり申候事
一　御神酒の事
一　御鏡餅の事
一　御初穂金百疋
一　大昇一本　もうせん
一　大昇三本　染物色々
　右の通玉江浦相備候事
一　玉江浦より三百余人参候ニ付昼食問有之、椿町蓮正寺え座舗借用の儀、手紙ニて申遣借用相成候事
一　唐樋増野市郎右衛門より玉江浦連中酒三斗肴一種折紙ニて遣候事
一　今日文殊祭り彼是ニ付、貴賤夥敷参詣の事
一　餝船四艘
　但、乗師十人ちりめん地はん大模様、おしくらこう今晩七ツ時南園御茶屋下より古春日神社の下迄数篇仕候、尤此儀五六年已前より初ル、玉江須口厳嶋神社祭礼三月十七日例年相催候、尤当年も過ル十七日相催ニ付、今日も若者中右の通仕候事
一　右の外浦中舟連中不残参候事
一　今日地突、舟運送連中土持連中え神酒例の通取計候事

一　於会所酒壱石余給申候事
一　今日見物屋形船余分有之
　　右の通ニして暮時無支いつれも引取候事

寛政二年三月二五日は、曇天であった。この日、天満宮に近い濁淵（にごりぶち）に住む人々は、地固めの作業を行い、平安古川や古萩川、橋本川などの川沿いに住む船持ちたちは、土砂と材木を運搬した。玉江浦の住民のこの日の動静については、上掲『御造営日記』が示すとおりである。以下、現代文に直しておこう。

三月二四日以降、玉江浦の漁民は休漁し、漁船を船溜りに繋留していた。二五日は、男女総出で造営工事に精励した。橋本からの土砂の運搬は、女衆だけが「かねり」[23]という頭上に物を載せて運ぶ方法で行った。この日、玉江浦からは約三百名の人員が参加し、また、神酒や鏡餅、初穂金、儀式用の大きな幟を献上した。その功労に対して、造営事業を司る「御作事方」は前もって椿町の蓮正寺に書面を出し、玉江浦の連中が昼食をする場所を用意させた。加えて、彼らの労役に対して、唐樋町の増野市郎右衛門が目録で酒三斗と肴を提供した。この日は文殊祭りなど、いろいろな催しがあり、貴賤にかかわりなく多数の者が参詣した。

今夕四時頃、美しく飾り立てた四艘の船が出船した。大模様の縮緬の襦袢を着た一〇人の乗組員が乗り込み、南園御茶屋の下から古春日神社の下まで、数回にわたって「おしくらこう」を行った。この行事は五、六年前、すなわち天明四、五年（一七八四、一七八五）頃から始まった。恒例の「おしくらこう」は、三月一七日、玉江の洲口にある厳島神社の祭礼のときに開催される。今年も三月一七日に執行したが、玉江浦の「若者中」は、先に述べたように、この日も「おしくらこう」を開催した。

若者中のほか、玉江浦の住人は、船持ちの連中を含めて全員がこの催しに参集した。

この日、地固めの作業や船による運送、あるいは土砂の運搬を行った連中に対して、例によって神酒を与えるよう取り計らい、御作事方の会所において一石余の酒を与えた。この日、見物の屋形船には余分があった。本日の「日記」に記載する事項は、以上のとおりである。暮どき、全員支障なく退散した。

以上によって明らかなように、寛政二年三月二五日の「おしくらこう」は、南園御茶屋下から古春日神社の下まで、数回にわたって行われた。スタート地点の南園御茶屋は、萩三角州中西部にある江向の橋本川に面した藩の施設で、橋本大橋の近くに位置し、ゴールとなった古春日神社は、松本川左岸の井原豊前の下屋敷内にあった。この日、「おしくらこう」の船は南園御茶屋前を出発し、橋本大橋の下を通過して上流へ漕ぎ上り、三角州の突端を回って松本川に入り、下流の古春日社地である井原豊前の下屋敷地前まで漕ぎ下ったのである。距離にして、約三千メートルということになる。

ちなみに、『御造営日記』によれば、三月一九日と二〇日が晴れで、二一日が「濁天大東風」。二二日が雨天で、二三日と二四日が晴。「おしくらこう」の行われた二五日は「曇天」であった。川幅と水深については、やや古い記録になるが、慶安五年（一六五二）の「萩絵図」によれば、橋本大橋の長さは四八間（八六メートル）、付近の水深は四尺五寸（一・八メートル）、ゴールとなった古春日社地付近の川幅は五〇～八五間（九〇～一五〇メートル）、水深は三～五尺（一～一・七メートル）であった[24]。競漕のコースは、川幅の狭い所や急カーブもあり、四艘の船が横一線に競漕するほどの余裕のない所もあった。水深もまちまちで全体的に浅く、櫓をもって全速力で競漕するのに適しているとはいえなかった。おそらく、この頃の「おしくらこう」は、出発点から目標点までの最短時間を競う今日的な意味での競漕ではなく、緩やかな流れのなかを河幅や河筋に応じてコースを取り合い、興に応じて競漕し、目標地に

たどり着くといった類の催しではなかったろうか。自然的条件や偶然性に加えて、駆け引きや掛け合いが重要な役割を演じ、悠長ではあるが機知に富んだ競漕であったと思われるのである。加えて、飾船（かざりふね）とそれに乗り込んだ若者の異形が、両岸で見物する人々を非日常的な世界へと引き入れた。

寛政初期の玉江浦には、抜け荷や徒党・一揆を禁じる立て札が立っていた。そうしたなか、祭礼は民衆が群れ集い、公然と集団の力を誇示し、あるいは確認する重要な機会であった。すでに「おしくらこう」は厳島神社の祭礼行事として恒例化され、漁民諸階層を結集する年中行事になっていた。天満宮を造営していた寛政二年三月二五日は、工事に参加した住民に対する御作事方の慰労と文殊の祭りが重なり合い、天満宮の界隈は活況を呈していた。「若者中」は、恒例の「おしくらこう」に続いて、この日も臨時に開催し、工事に加わった人々を元気づけ、ハレの雰囲気を盛り上げたのである。そのことは、すでにこの時期、「おしくらこう」が玉江浦の漁民だけでなく、城下や近在の人々の関心をかい、藩庁もその存在を認めていたことを意味する。

とりわけ、三月二五日の文殊祭りは、仏の智慧を象徴する文殊菩薩への敬愛の念を表わす催しであった。文殊信仰の底流には、貧窮の人を文殊として崇める心性が存在した[25]。玉江浦の厳島神社祭礼も、弁財天信仰と結びついており、航海安全や豊漁祈願とともに、貧者や弱者救済の願いが込められていた。玉江浦の厳島神社は、神社という呼称がつけられていたとはいえ、岸辺の小さな祠に過ぎず、創建の年代も不詳である。祭神は航海・海上安全の守護神として敬愛される「市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）」で、「弁天さま」として漁民に親しまれていた[26]。弁天、すなわち弁財天は、インドでは水の女神・豊穣の神であったが、日本に渡来して市杵島姫命と習合され、中世の頃から人々の信仰を集め、江戸時代中期から聖数とされる七の数に合わせて恵比須や大黒などとともに七福神として祀られるようになり、急速に各地へ普及していった。漁村において漁神として崇められた理由は、貧者を救い、財物を与える財福神としての性格が、漁民

たちの豊漁や海上安全の願いと結びついたからである。[27]

とはいえ、すべての地域で市杵島姫命と弁財天が習合されていたわけではない。越ヶ浜の場合、厳島神社と弁財天宮は分離しており、「越ヶ浜浦石高境目書」（元文五年四月）は、次のように記している。

一厳島大明神壱ヶ所　名古屋山ノ内御池端ニ有之
但神殿壱間弐尺ニ壱間茅葺、釣屋壱丈ニ九尺、舞殿弐間ニ弐間半、いつれも瓦葺
一弁財天壱ヶ所　御池ノ中島ニ有之
但神殿壱間半ニ弐間茅葺[28]

さらに、「浜崎宰判越ヶ浜由来之事」（寛政二年八月）によれば、「厳島大明神御社」は「御茶屋境内ニ有之」、「右御社之儀は貞享四年芸州厳島より御勧請被遊候、尤神主青山左近より由緒可申出候事」[29]とあり、明らかに毛利氏の影響が認められる。それに対し、玉江浦洲口の弁財天は、「元禄寺社御根帳」（元禄四年）や『寺社由来』（享保一〇年）など、萩藩が作成した寺社統制の名簿には登録されておらず、そうした寺社は、幾度か解除の対象になった[30]。玉江浦の弁天さまは、素朴な民間信仰に支えられることによってはじめて、存続しえたのである。その意味において、弁天社の祭りと「おしくらこう」は、漁民の心意気を示すものであった。だが、観賞という観点からすれば、漁民だけでなく、町衆や近在の村びともこの船競漕に関心を寄せており、当時の庶民の祭礼や娯楽に対する期待を担っていたといえる。

そのような民衆の心性は、享保三年（一七一八）の萩藩による風俗・娯楽統制の変化を契機にして蓄積されたもの

であった。すなわち、延宝二年（一六七五）六月、藩府は城下における風俗の乱れを憂慮し、辻相撲や鳴物つきの船遊びを禁止した。翌年三月には、異形の姿で参詣し、あるいは、辻々に立って往来を妨げ、無作法をすることを禁止した[31]。だが、享保三年六月には、以下の条件を付して、辻相撲と辻踊りを許可したのである[32]。

一、揃いの衣装や異形の様相をこらして往来を妨げないこと
二、勢いに乗って垣や壁などを壊し、また喧嘩口論などの乱暴な行為をしないこと
三、期間を七月中に限ること
四、辻踊りの場所は本町筋の六個所と定め、城下の端々や物陰において踊らないこと
五、辻相撲は七月から八月に限り、一ヶ所に多人数が集らないよう注意すること

この年を境に娯楽に対する禁令は徐々に緩和され、その変化は住吉神社の祭礼に端的に現れた。この祭礼は、万治二年（一六五九）六月の浜崎の地下人たちによる住吉社勧請に起源をもつ。寛文六年（一六六六）以降、城下各町が山車や踊りを繰り出すようになり、享保六年（一七二一）には、市中二六町が協賛する大祭になるのである[33]。群れた人々の作り出す気勢や喧騒、異形、勝負事や非日常な出来事への興味・関心という点で、城下の祭礼と寛政年間の「おしくらこう」は共鳴し合っていたといえる。

第二節　海をめざす「おしくらごう」――嘉永期の船競漕――

1　玉江浦における沿岸漁業の展開

玉江浦の庄屋と畔頭が藩府に提出した安政二年（一八五五）の「明細書」によれば、玉江浦に課せられた賦課は役軒三二軒半分、石高一二七石であった。うち諸引方が八石七斗八合、海上石が八六石七斗七升、浦屋敷石が三〇石三斗七升九合であった。家数は二百軒で、人口は一一〇八人。うち男が五六一人、女が五四七人。造り酒屋と濁り酒屋が各一軒あり、公的な施設として番所一軒、御高札場一ヶ所、船置場が一ヶ所、宗教的施設として「御根帳入大歳恵美須社相殿」が一社、登録されていた。船数は廻船五隻、漁船一一九隻であった[34]。人口・戸数・船数については、萩七つ浦のうち、玉江浦は、鶴江浦、越ヶ浜、三見浦とともに上昇傾向にあった。

上述の実勢を、元文五年（一七四〇）四月の「玉江浦石高境目書」と比較してみよう。およそ百年の間に、戸数は一・七倍、人口は二・二倍に増加している。役軒三二軒半は、元文五年の本軒の数とほぼ合致する。特筆すべきは、第一に、門役銀の賦課軒数に変化がないにもかかわらず、浦屋敷石が倍増していること、第二に、漁船の数が一・六倍になり、新たに廻船（積み荷輸送船）が登場したこと、第三に、諸引方という免税措置が浦に対して講じられていること、第四に、酒税とのかかわりで酒屋が明記されたことである。そうした変化は、人口の増加を背景に持ち家数が増加し、職能および階層の分化が進行したこと、さらには、諸引方に見られるように、長期の不漁や遭難などへの救済措置の必要性が増大したことを示している。そのような変化を念頭に入れながら、以下、安永五年（一七七六）以降の屋敷地石盛・家普請をめぐる動向と、文政五年（一八二二）三月の鰯干場をめぐる倉江との紛争を検討し、この時期の玉江浦の生活実態を解明することにしたい。

まず、屋敷地石盛や家普請をめぐる動向については、各「宰判本控」史料（山口県文書館所蔵）を用いた新宅勇の研究がある[35]。それによれば、安永五年（一八二二）から明治二年（一八六九）にかけ、鶴江浦で二七件、玉江浦で二〇件、小畑浦で一二件の屋敷地開作の願い出があった。玉江浦漁民の出願件名と年次を示せば、以下のようになる。

- 原田孫三左衛門次男の百姓取建、「孫兵衛借家手狭間」（安永六年）
- 新右衛門の弟・弥惣右衛門の分家（安永七年）
- 百姓又右衛門の弟・八郎右衛門の分家（安永九年）
- 百姓源四郎の次男・新五左衛門新百姓取立（天明五年）
- 「新開」二件（寛政五年）
- 八左右衛門、源次郎、忠兵衛の屋敷地開作（天保六年）
- 甲七、百太郎、佐次右衛門、半三郎、宰蔵、四郎兵衛、次郎右衛門、武右衛門、新六、千吉の屋敷地開作（天保一四年）。

以上から明らかなように、天明年間までは、次男の新百姓取り立てや分家にともなう敷地の確保が多く、地積も二〇歩ほど確保されていた。けれども、天保年間の場合、申請された屋敷地の地積は、三歩から二五歩と大きな開きがある。そのことは、申請者のあいだに階層的な差異があること、すなわち、玉江浦の内部に階層的な流動性が増大し、本百姓以外の漁民にも持ち家のチャンスが出現したことを想定させる。そのような変化を促した要因は、玉江浦における漁業の展開にあった。上記「孫兵衛借家手狭間」（安永六年）の一件は、浦百姓・孫兵衛の借家が手狭になり、

新規に屋敷地の開作を出願したことを示していた。その理由は、「右私祖先已来玉江浦居住仕、奉遂御百姓借宅手狭にて、家子多沖相漁支度等不相捌難儀仕候」[36]というものである。家族が増えて借家が狭隘になり、「沖相」での漁に支障をきたすため、宅地の確保が必要になったのである。玉江浦における戸数、人口、船数の増大は、孫兵衛の例が示すように、漁業の展開を背景にしていたと考えられる。

文政五年（一八二二）三月の鰯干場をめぐる紛争については、『萩市誌』第一巻が「玉江浦と岩国藩預かり地倉江の紛争」[37]という項を設け、事実経過を整理している。それによると、玉江浦の漁民は、従来から岩国支藩・吉川氏の預かり地である倉江の海岸を鰯干場として使用していた。阿武川の運ぶ砂が堆積して砂浜が拡大し、境界が曖昧になり、宝暦一二年（一七六二）の検地で石盛が行われ、砂浜はすべて倉江の所属であることが確定された。それ以降、旧来の慣行をもとに浜の使用を主張する玉江浦と、倉江の預かり地内であることを主張する吉川氏との間で紛争が絶えなかった。ただし、使用の許可さえ受ければ、問題は生じなかった。文政五年の紛争は、玉江浦の側が許可を得ないまま鰯の干し立てを行ったため、生じたのである。吉川氏と倉江の側には、浜銀を徴収しようとする意図が存在した。その後、藩が調停に入り、玉江浦が使用する場合は倉江方に「直談」することで決着をみる。玉江浦の側で紛争の当事者となったのは、網主であった[38]。この一件に関連して注目すべきは、天保末期の萩近郊の漁浦にとって、干鰯の生産は浦方の浮沈にかかわる重大事だったことである[39]。この時期、捕獲された鰯は生鰯と干鰯の二種類に分けられ、生鰯は農業用肥料として周辺農村に売りさばかれた。干鰯は「上方へ積廻し渡世仕り候」。つまり、上方の市場を念頭に置いて干鰯の生産が行われていたのである。

鰯は、萩七つ浦の主要な漁獲物であった。寛政三年（一七九一）、浜崎、小畑、越ヶ浜の各浦が鰯漁の不振に喘ぎ、藩の貸し渡し銀を願い出ている。寛政五年（一七九三）には、小畑浦と三見浦の大敷網漁が不漁に見舞われ、浜崎浦

も同七年（一七九五）、鰯漁の不漁で窮地に陥った[40]。天保一二年（一八四一）には、大井浦が鰯網漁不振のため貸し渡し銀の給付を願い出る。鰯漁の好不況は、浦の存否にかかわる重要問題であった。この難題を打開するため、萩近郊の浦々が選択した方策が、沖合への出漁である。

2　対馬・朝鮮沿岸への出漁と大船頭制

文化二年（一八〇五）以前の玉江浦の「漁業微々トシテ振ハス」[41]。そうした状況を打開するため、この年、海上約三〇里の見島郡に出漁した。文政六年（一八二三）には、漁船二五艘で壱岐に出漁し、鱶の大群を捕獲して「大利」を得た。翌文政七年（一八二四）、再び壱岐で「試漁」して「好結果」をあげ、これを期に壱岐方面への「永年出漁ノ方針」を確定する。この年は、玉江浦の漁民が沿岸漁業から遠海漁業へ転進する画期となった。以後、「漁民ノ壮健ナルモノ悉ク近海漁業ヲ止メ壱岐海ニ出漁スルコト」となり、文政一〇年（一八二七）には、出漁区域を対州近海に拡げた。天保元年（一八三〇）、朝鮮海に出漁し、この頃から延縄を用いて鱶を捕獲した。明治一四年（一八八一）には、玉江浦の「漁船五十七隻トナリ漁場ハ北ハ朝鮮国江原、慶尚両道ノ沖合南ハ全国全羅道済州島沖合ヨリ黒島近傍ニ往来」するようになる[42]。

そのような展開を支えたのは、漁船・漁具の改良と漁場・漁法の開発であった。漁船の改良については、遠海出漁の嚆矢となる文化二年（一八〇五）に、これまで五〜六尺（一・五〜一・八メートル）であった船幅を六尺五寸（二メートル）に拡大し、新たに米塩薪水の所蔵庫を取り付け、乗組員を三名から四名に増員した。以後、徐々に船幅を拡大し、明治一四年（一八八一）には八尺五寸（二・六メートル）となり、文化二年以前には三丈三尺（一〇メートル）以下だった船の長さも、三丈五尺（一〇・六メートル）になる。

玉江浦は、「鱶釣漁」に秀でた漁業集落として、天保中期には近隣のみならず、筑前の浦々にも知れ渡っていた。たとえば、天保八年（一八三七）三月、不漁のため俵物の調達に難渋していた筑前弘浦の庄屋と浦組頭が、「長州玉江浦之漁人鱶釣漁専ニ仕候間雇入漁事仕習せ度奉存候」と、同浦役所に申し出ている[43]。「鱶釣漁」を弘浦の漁民に伝習させるため、玉江浦の漁民を三ヶ年雇用しようとしたのである。

天保一四年（一八四三）、玉江浦の漁民は漁具と飼料を改良し、三割の増収となった。安政二年（一八五五）には、鱶延縄の枝縄に針金を用いることを考案した。万延元年（一八六〇）、帆柱を大小二本にし、明治五年（一八七二）、胴および船尾の甲板を拡張して波濤の浸入を防いだ。こうして、文化年間以降、玉江浦の漁民たちは沿岸漁業から鱶や鯛の延縄漁を主体とする沖合漁業に転換し、壱岐・筑前大島・平戸沖合、さらに対馬、朝鮮半島沿岸へと漁場を拡大した。図2に示すように、その間、出漁船数は一〇倍、漁獲高は三五倍、純益金は九七倍に増加している。

とはいえ、遠海への出漁は、多大な労苦と犠牲をともなった。『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』に掲載された被害状況に関する統計によれば、文化元年から明治二六年までの九〇年間に三四六五隻が出漁し、そのうち七二五隻が海難に遭遇している。転覆ないし沈没の危機に直面するも、それを乗り切った船が二六五隻、覆没破船が四二隻、その間、一六八名の人命を失った。文政中期から嘉永年間にかけて、危険頻度、破船数、死亡者数が最も多く、その後、年を経るごとに遭難率、死亡者数ともに減少する（表1、参照）。

では、危険を顧みず、あえて沖合に出漁し、成功を収めた理由は何か。成功のキーワードは「漁船の改良」と「勇敢剛毅の気象」、「厳粛な規律と統制力」であった。『審査報告』は、その理由を次のように分析する。すなわち、「玉江浦漁民ノ如キ僅々四名ノ乗組ニテ能ク大船ヲ操リ常ニ激浪ノ間ニ平然漁業ヲ為スカ如キハ漁船改良ノ効果ト自然ノ涵養ヨリ来ル處ノ勇敢剛毅ノ気象アルトニ由ルベシト雖従来漁民間ニ行ハレタル規約ノ厳粛ニシテ統治ノ法宜キヲ得

図2　玉江浦の出漁船数・漁獲高・純益金（文化元年～明治7年）

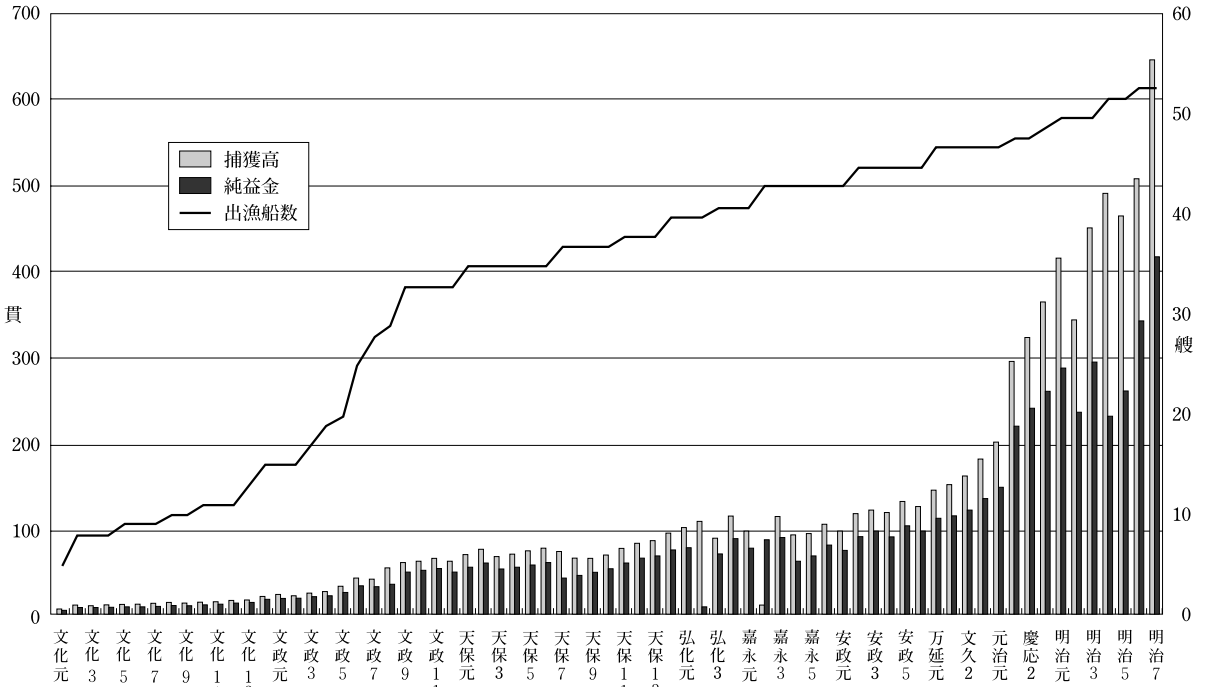

（出典）『第四回内国勧業博覧会審査報告』明治29年，488～494頁より作成.

表 1　出漁船の遭難状況（文化元年～明治 26 年）

	出漁船総数	遭難遭遇件数	覆船水船後の克復件数	覆没破船数	死亡人員	破船／出漁船(%)
文化 1～同 10 年	87	34	15	5	20	5.4
文化 11～文政 6 年	162	57	27	6	24	3.7
文政 7～天保 4 年	329	98	49	7	28	2.1
天保 5～同 14 年	372	101	45	6	24	1.6
弘化 1～嘉永 6 年	418	104	41	8	32	1.9
安政 1～文久 3 年	456	91	37	3	12	0.7
元治 1～明治 6 年	499	85	26	3	12	0.6
明治 7～同 16 年	556	84	15	2	8	0.4
明治 17～同 26 年	586	71	10	2	8	0.3
計	3,465	725	265	42	168	1.1

注：『第四回内国勧業博覧会審査報告』明治 29 年，495 頁より作成.

タルニ職由セスンハアラス」[44]。明治二〇年代後半の農商務省の吏員たちは、堅牢性に劣る日本型漁船を頑強な洋式漁船に転換させ、日本における遠洋漁業の停滞を打開しようとしていた。だが、漁船の欧化政策は遅々として進まなかった。そうしたなか、在来漁船の改良をベースに実績をあげた玉江浦漁民の経験は、彼らにとって、低資本で沿岸漁業から沖合漁業への転換を図る格好のモデルとなった。前掲『審査報告』はさらに、玉江浦の漁業組織について、次のような興味ある事実を紹介している。

出漁ニハ諸般ノ規約ヲ設ケ全船隻ヲ四分シ一組毎ニ船頭二名宛ヲ置キ其組内ヲ指揮シ又四組ノ総長ニ大船頭二名アリテ出漁者総員ヲ統括シ毎ニ気脈ヲ連通シ沖合ニ於テモヒ常ニ二船相伴不慮ニ際シ救護ノ備ヲ為ス出漁中各船ノ安否ヲ確メ諸般ノ商議ヲ為サンカ為メ一港ニ会合スル場合ニハ期ヲ愆マルモノナク出漁帰航悉ク規約

ニ従フノミナラス若シ出漁中組合漁船ノ難破ニ遭遇スルヤ便宜通報シ或ハ船ノ修理ニ力ヲ添ヘ又ハ各船予備ノ漁具等ヲ供給シ其危急ヲ救ヒ漁業ヲ継続セシムル等同心協力ノ精神ニ富メルヲ知ルベク斯クシテ其経験上ヨリ得タル智識ハ漁船改良航行ノ錬熟トナリ随テ遭難ノ度ヲ減少ス(45)

以上から明らかなように、玉江浦の漁業は上組、角屋組、中間組、下組という地域的な漁業組織に基礎を置き、出漁中、それぞれの組は二名の船頭によって統括された。さらに全船および全出漁者を統括する者として、二名の大船頭（おおせんどう）が存在した。出漁者は「規約」、すなわち事前の約束に従がって漁業活動を行い、必要に応じて「商議」し、遭難や不慮の事故に遭遇した場合は互いに助け合った。各組二名の船頭や大船頭の指揮権や統括力は、「諸般ノ規約」や「諸般ノ商議」を前提にしており、出漁者は「気脈ヲ連通」し、「便宜通報」し合うネットワークに支えられていた。しかも、漁業活動の基本的な単位は、「常ニ二船相伴不慮ニ際シ救護ノ備ヲ為ス」とあるように、二艘であった。常時、指揮船の司令に従って全船が統一して操業していたわけではないのである。大船頭制が存在する根拠は、第一に、遭難や不慮の事故への対処と相互扶助であり、第二に、「諸般ノ規約」にもとづく漁業活動の円滑な運営にあった。遭難にあたって上位の者が全体的な権限を行使することはあっても、特定の権力関係を維持することを目的とした制度ではなかった。出漁中の彼らを支えたのは、海上での安全と豊漁を可能にする「同心協力ノ精神」と「経験上ヨリ得タル智識」、そして「錬熟」であり、大船頭の権威は、そうした漁民のエートスに支えられていたといえる。

玉江浦漁業のそのような展開は、地域組織の変化と連動していた。寛政期の初頭、玉江浦には三浦、中間、下浦、山根、船戸という「小名」、すなわち小集落が存在したが、文政年間（一八一八〜一八二九）になると、五つの「小名」に代わって四つの「小村」、すなわち上組（カミグミ）、仲間組（ナカマグミ）、角屋組（カドヤグミ）、下組（シモグミ）が地域組織の根幹をなすようになる(46)。そうし

た変化は、他の浦においても確認することができる。浜崎浦の場合、寛政期の初頭に「上ノ丁」「中ノ丁」「下ノ丁」「磯側」という小名が存在し、鶴江浦の場合は「雁島」「上鶴江」「下鶴江」という小名があった。だが、『郡中大略浜崎宰判』（安政二年）では、両浦とも、それらの小名に代わって「上組」と「下組」が小村として記録されている。小畑浦の場合、「田中丁」「踊場」「恵美須ノはな」「がた湊」「前みなと」という五つの小名が「明細書」から姿を消し、新たに「東組」と「西組」が登場する[47]。すなわち、寛政期から安政期にかけて、「組」組織が発達し、浦方全体を庄屋が、畔頭（くろがしら）が各組を、ともに浦方役人として代官所の指揮命令を受けつつ統括する機構が成立する。とはいえ、浦方の内部的な事項については代官所は直接支配せず、多くは浦役人層の自治的判断に委ねられ、とりわけ、漁業行為については、当該漁業集団が経験をもとに内部的に蓄積した指揮系統と慣行が尊重された。元禄一一年（一六九八）に鯨組を組織し、鯨漁で名を馳せた川尻浦の場合、藩府による資金の貸付や保護を受けながら、次のような組織を発達させている[48]。

漁業取締ニ関スル事項
一、取締役掛左ノ如シ

御庄屋役	一名	鯨方惣領頭取	三名
畔頭	一名	地下年寄	二名
鯨方年寄	一名	地下横名	一名
網頭	一名	網頭格	一名
村君（村組トモ云フ）四名		証人百姓	二名

右庄屋畔頭ハ代官所ヨリ推撰シテ後代官所ヨリ更ニ指付相成候事
一、取締方法ハ古来諸漁取締方法ニ付川尻浦ハ捕鯨漁ヲ以テ最トセルニ付概子鯨方役人ニ於テ萬端ノ取締ヲ為スノ旧慣アリ乍併小漁ニ至リテハ庄屋畔頭地下横目証人百姓ノ手ニテ取締リナセリ
（以下、略）

上記のように、漁業に関する権限は、鯨方や網頭、地下や村君など、直接に漁業を統括する者や現役漁業者の手に委ねられ、庄屋や畔頭、地下年寄など、浦方を支配する役人層の権限は、「小漁」に限られていた。とりわけ、捕鯨をめぐる役職者の構成については、鯨方役人に加えて、より下層に位置し、直接的に漁民層を掌握する「村君（村組トモ云フ）」の構成比が高い[49]。玉江浦の場合、捕鯨のような巨額の資本力と複雑な漁業組織を要する漁業ではなかったが、四つの「小村」、すなわち上組、仲間組、角屋組、下組の成立は、沿岸漁業から延縄漁を主体とした沖合漁業への転換と軌を一にしており、庄屋や畔頭などの浦方役人を頂点とした藩政組織や網元と網子を軸にした従属的な社会関係とは異なる浦方秩序を形成していた。玉江浦の船頭の地位は世襲ではなく、実力と実績、資力と信用にもとづくものであり、玉江浦を代表する二名の大船頭は、そうした性格を有する船持ち船頭衆の合意のもとに選ばれたのである。

3　「萩両大河辺之図」に描かれた競漕風景

萩の城下町を囲むように流れる松本・橋本両川の河岸の風景と、菊ヶ浜から笠山（奈古屋島）に至る海岸の風景を三巻にまとめた絵巻物がある[50]。うち一巻は「奈古屋島辺之図」、他の二巻は「萩両大河辺之図」と称せられる。その

うち、「萩両大河辺之図」の各巻は松本川と橋本川の岸辺を描いており、別名、「萩両岸図」ともいわれている。それらの画巻は藩主・毛利敬親に献上された。「奈古屋島辺之図」には、嘉永六年（一八五三）、菊ヶ浜で行われた水軍演習が描かれており、三巻の絵巻物はそれとほぼ同時期に作成されたものとみなされている。作者の羽様西崖は、文化七年（一八一〇）、萩の平安古に生まれ、萩藩の絵師を勤めたのち、明治一一年（一八七八）に没した。花鳥・山水・人物などの画題が豊富で、弟子に吉田松陰の画像を描いた松浦松洞がいる。(51)

「萩両大河辺之図」のうち、橋本川左岸を描いた画巻に、城下町から玉江浦と倉江を眺望する部分があり、河口付近には海に向かって競漕する三艘の船が見える（図3、参照）。その光景を再現すれば、次のようになる。

橋本川左岸の河口付近の小高いところに、永禄年間（一五五八～一五六九）に再建された臨済宗・建仁寺派の観音院があり、その傍に、元禄一一年（一六九八）に建設された藩主の御茶屋が見える。ふもとに広がる漁民の集落は、ほぼすべて平屋の瓦葺きで、観音院の石段を下って左折したところに高札が立つ。河岸や船溜まりには大小さまざまの漁船が繋留してあり、その他の船は岸辺に引き揚げられている。いわゆる「漁留」の光景である。

河面には屋形船や小舟が競漕船を取り巻くように浮かび、川岸の砂浜に群がる見物人が競漕船に声援を送っている。

橋本川河口付近の描写のハイライトは、「おしくらごう」である。三艘の競漕船の形状に差異はなく、どの船にも飾り付けはない。競漕船の船形は、繋留され、あるいは陸揚げされた中規模の漁船とほぼ同じで、したがって、それらは漁船であるとみなしうる。

乗組員は船首付近に二名、ほかに漕ぎ手が五ないし六名いる。漕ぎ手の数は定かではないが、五人であろう。舳先に乗る二名のうち、一人は右舷に座して五人の櫓手と向き合い、もう一人は赤い着物を着て左舷に立ち、両手の小旗で指揮を執っている。のちの「おしくらごう」に即していえば、右舷の人物は舟板をカチカチ鳴らして拍子を取る

図３　嘉永期の「おしくらごう」

（羽様西崖「萩両岸大河辺之図」財団法人防府毛利報公会所蔵）

「拍子とり」で、左舷の人物は赤い模様入りのハッピを着て指揮を執る「ヤッコ（奴）」であろう。二人はともに「カイカキ」と呼ばれ、昭和戦後期の「おしくらごう」では、前者は経験を積んだトモノリ、すなわち甲板員から選ばれ、後者は船長（船頭）から選ばれた。

では、漕ぎ手の様子はどうか。「萩両大河辺之図」では、赤い褌を着けた五名の舟子（カコ）（六名のようにも見える）が、裸で櫓を漕いでいる。櫓を操る姿は、一六名の櫂かきが座して「櫂デンマ」を漕ぐ徳山沖の粭島（すくもじま）の船祭りの光景と同じようにも見える。[52] だが、描かれた競漕船はかなり重厚で、わずか六つの櫂で推進しうるほど軽量ではない。つまり、嘉永期の「おしくらごう」は、櫂ではなく、櫓を推進力にしていた。[53] 注目すべきは、競漕船の櫓手たちが赤い着物を着た指揮者の指示に従い、一糸乱れぬ力漕ぶりを披露していることである。操船にあたって、技法的に、指揮者のもとでの秩序ある調和的な行動が求められていたといえる。

以上のように考察した場合、嘉永期の「おしくらごう」は、乗組員の人数や役割、櫓の本数や機能という点で、のちの「おしくらごう」に極めて類似している。幕末のお抱え絵師・羽様西崖は、玉江浦に近い平安古で生まれ育ち、生家は橋本川の川沿いにあった。彼には、「おしくらごう」を観察する機会は十二分にあった。ただし、出走船の数については、疑問が残る。寛政二年の「おしくらごう」には、四艘の「餪船」が出走した。後代の「おしくらごう」もまた、上組、中間組、角屋組、下組という四つの組が競い合った。嘉永期にはすでに、それらの組（小名）は成立していたが、「萩両大河辺之図」の「おしくらごう」には、三艘の競漕船しか描かれていない。

最後に、競漕船の進路に注目しておこう。競漕する三艘は、河口付近でほぼ横一線に並び、船首を海に向けている。では、このシーンは競漕のどの時点を示すのか。スタートか。中盤か、それともフィニッシュか。それを確定することは難しい。なぜなら、作者の制作意図は、競漕そのものを正確に描写することではなく、「おしくらごう」を素材

にして玉江浦近辺の活気に満ちた民衆の姿を描くことにあったからである。つまり、作者の関心は、競漕の成行きではなく、河岸に群れ集う民衆や遠巻きに競漕を眺める見物船にあったといえる。とはいえ、「萩両大河辺之図」の「おしくらごう」は、明確に船首を海に向けている。この画巻が描かれた時期、玉江浦の漁民たちは、漁場の狭隘化に起因する漁獲量の停滞を打破すべく、対馬や朝鮮近海に出漁し、新たな漁場を開拓しようとしており、漁船や漁具・漁法の改良に努め、日本海の荒波と闘いながら漁獲を上げ、収益をもとに出漁船数を増大させていた。

三艘の競漕船が海をめざして速さを競う「おしくらごう」の姿は、この時期、玉江浦の漁民たちが「組」を単位に浦一丸となって遠海に出漁し、漁獲を競い合っていたことを物語る。「萩両大河辺之図」は、玉江浦が沖合漁業を中心とした集落として飛躍する姿を示唆しているのである。

（1）享保から宝暦年間にかけて、萩藩は全支配地の村庄屋から村絵図を含む村勢明細書を提出させた。維新後、山口県庁に引き継がれ、明治一〇年代、内務省の修史事業に関連して原本が清書され、『地下上申』というタイトルの九六冊からなる編冊に纏められた。「玉江浦由来」（寛保二年八月）と「玉江浦石高境目書」（元文五年四月）を含む萩七つ浦の「石高境目書」や「由緒書」は、『地下上申』（山口県文書館、所蔵）に収録されている。本稿では、復刻された山口県地方史学会（編）『防長地下上申（四）』マツノ書店、一九八〇年を利用した。

（2）中野泰『近代日本の青年宿――年齢と競争原理の民俗――』吉川弘文館、二〇〇五年、一四四頁。

（3）玉井から玉江への名称変更については、木梨恒允・木梨晧『八江萩名所図画』（明治二五年）に、次の説明がある。「いにしへ慶安・承応の間より八江萩八景といへる名起れり。（中略）後元禄の比、安部春貞・山田原欽・雲谷等璠の三人に仰せて御城下近わたりを回らし、尤も奇景なる所々を撰び等璠に図せしめ、その上に春貞は詩を詠じ、詩は原欽にぞ作らせ玉ひける。今の八江萩名所是なり。」（三頁）。玉江については、「玉江秋月」を説明するにあたり、「当所を古へは玉井といふ。慶安萩画

図にもしるしたり。八江萩になりたるより、井を江に変たるなるべし」（同上書、一一六頁）。

（4）『長門国大道小道並灘道舟路之帳』慶安三年五月（山口県文書館所蔵、9諸省2）。なお、同帳の書き出しには、「慶安三年五月廿日江戸井上筑後守殿へ差上ケ候」とある。

（5）前掲『防長地下上申（二）』三六六頁。

（6）萩高等学校社会部（編）『萩市玉江浦の調査報告書』一九六一年、二頁。

（7）前掲『八江萩名所図画』一一七頁、一二六頁。同『図画』には、若者中による舞の奉納が描かれているが、現在は一〇月に開催される「玉江神社秋祭り」に小学校高学年の男児が奉納している。不漁のときは臨時に踊ることもあったといわれ、同じ日、農業集落の奥玉江も「鶏頭樂」を奉納する。「天狗拍子」については、萩市郷土博物館（編）『萩市の文化財』一九七三年、六八頁をも参照。なお、五鬼権現社は、地方（じかた）の奥玉江と浦方の玉江浦を氏子にしており、三見八幡宮の末社である。明治二七年（一八九四）、玉江神社と改称され、明治四〇年（一九〇七）、無格社となった。

（8）「五鬼権現之儀は（中略）輝元公不例之節大江山ヨリ後鬼前鬼被召寄御祈禱御礼守護彼山江被遊御納、依之五鬼と奏祭候段申伝之由神主中原勝之介ヨリ申出候分」とある（山口県文書館（編）『防長寺社由来』第六巻、山口県文書館、一九八五年、四〇四頁）。山口県神社誌編纂委員会（編）『山口県神社誌』山口県神社庁、一九九八年、一〇四七頁をも参照。

（9）観音院「由緒書」（寛保元年九月二一日）。前掲『防長寺社由来』第六巻、五〇八～五〇九頁、所収。

（10）類似の伝承が、小畑漁業組合が管理する観音堂にも存在する。「寛永十六年（一六三六）小畑浦の宇京という漁夫が霊夢により、十一面観音を海中に発見して持ち帰って祀ったところ、多くの漁民が信仰するようになった。その後、長右衛門という漁夫の尽力により、貞享元年（一六八四）に観音堂が設立された」（萩市仏教会（編）『城下町の寺と人物（萩市寺院名鑑・新版）』萩市仏教会、一九九九年、八五頁）。

（11）庄屋の瀬兵衛と畔頭後役の武左衛門が連名で萩藩府の絵図方頭人・井上武兵衛に提出した元文五年（一七四〇）四月二七日付文書。前掲『防長地下上申（四）』三六四～三六五頁、所収。

（12）「玉江浦石高境目書」（元文五年四月）によれば、この時期、高札場には六枚の触書が掲載されていた。すなわち、「御城

米船の御札」、「伴天連並切支丹之御札」、「異国之抜荷買間敷との御札」、「船を貸、異国船之抜荷買取間敷との御札」、「公儀之船ハ申ニ不及との御札」、「御添札」である。

寛政元年（一七八九）五月に玉江浦が提出した文書には、以下に示すように、都合七枚の触書の目録が収録されている（『浜崎宰判浦島其外付立一紙』、山口県文書館所蔵、毛利家文庫、11政理226(1)）。元文五年の高札と比較した場合、徒党と一揆、密貿易への規制が強化されている。幕府は長崎港より輸出する俵物の生産を奨励し、諸藩もそれに従った。上述の規制は、抜け荷や徒党・一揆など、逸脱行為に対応しており、民衆の商品生産や社会的活力を反映するものであるといえる。

一御高札壱ヶ所　　川端ニ有之
　但御高札之初口ニ
一公儀之御船ハいふに及はす、諸廻船共ニ
　遭難風時者、介船出し不破損様ニ与
　有之候分、壱枚
一前々より浦高札相建　公儀之船ハ
　不及申、諸廻船共ニ猥成儀無之様ニ与有之候
　分、壱枚
一伴天連并切支丹宗門之族、異国より
　日本渡海之沙汰近年無之間与有之候
　分、壱枚
一何事によらす、よろしからさるものに
　百姓大勢申合候を、ととうとなへ、と
　有之候分、壱枚
一浦々におゐて船を借り候て、異国船の

抜荷を買取候元金を
致、人を雇置候て、と有之候分　壱枚
一御名御添札　壱枚
〆御札数七枚
一鉄鉋札、藪札、石取札無御座候
〆

（13）ちなみに、和船競漕「おしくらごう」の翌日に行われる「網代廻り」の神事は、倉江から大瀬をへて津波瀬に至り、金鼻を経由して倉江へ帰港する。その間の所要時間は、約一時間。津波瀬は、北西約四キロの沖合にある漁礁。後年になって漁法と漁船が改良され、新たな魚場として開発されたものと思われる。

（14）前掲『防長地下上申（二）』三六六頁。

（15）「小畑浦境目書」（寛保二年九月朔日）による。前掲『防長地下上申（二）』三七一頁、所収。

（16）「用語解説」（山口県文書館（編）『防長風土注進案（研究要覧）』第二三巻、山口県立図書館、一九六六年、所収）参照。

（17）『浜崎宰判浦島石高其の外付立一紙』寛政元年酉五月（山口県文書館所蔵、毛利家文庫、整理番号11政理226）。

（18）山口県文書館（編）『防長寺社由来』第六巻、一九八五年、一七三頁。

（19）前掲『萩市史』第一巻、四九九頁。

（20）『御造営日記』は一九九五年、『金谷天満宮造営日記』（萩市立博物館叢書　第四集）という書名で翻刻された。

（21）前掲『萩市史』第一巻、三〇八頁、参照。

（22）前掲『金谷天満宮造営日記』六〇〜六二頁。なお、金谷天満宮の造営については、樋口直樹「解説」（前掲『金谷天満宮造営日記』一七七〜一八〇頁、所収）を参照。

（23）「カネリ」は「かつぐ」という語から転訛した萩地方の方言で、頭に荷を担いで運搬することをいう。萩地方では、漁民の獲った魚介類をその婦人が農村で売りさばいたり、米・野菜と物々交換をする風習があった。これが魚の売買の起源である

ともいわれている（萩市誌編纂委員会（編）『萩市誌』萩市役所、一九五九年、二五六頁）。

(24)「萩絵図」慶安五年（一六五二）、山口県文書館所蔵。ただし、近藤隆彦（編）『萩城下町古図』（復刻）萩市郷土博物館友の会、一九八四年による。

(25) 文殊信仰については、佐々木宏幹ほか（監修）『日本民俗宗教辞典』東京堂出版、一九九八年、四三六頁、参照。

(26) 江戸時代に筑前国（福岡県）宗像神社より勧請したといわれる。二〇〇三年三月二四日、中原勉氏（三田八幡宮宮司）より聞き取り。

(27) 前掲『日本民俗宗教辞典』東京堂出版、一九九八年、五〇三頁、参照。

(28) 山口県地方史学会（編）『防長地下上申（二）』マツノ書店、一九八〇、三六七頁。

(29) 同上、三六九〜三七〇頁。

(30) 萩市史編纂委員会（編）『萩市史』第三巻、萩市、一九八七年、三九三頁。

(31) 前掲『萩市史』第一巻、三四七頁。

(32) 前掲『萩市史』第一巻、四六一頁。

(33) 前掲『萩市史』第一巻、三五〇頁、四六六頁。

(34)『郡中大略　浜崎宰判』安政二年卯ノ三月（山口県文書館所蔵、郡中大略13）。

(35) 新宅勇『萩藩近世漁村の研究』一九七九年、四三頁以下、参照。

(36) 玉江浦百姓・孫兵衛から庄屋・城村三四郎宛「願書」。前掲『萩市玉江浦の調査報告』五頁、所収。原本は、『浜崎宰判本控』（山口県文書館所蔵）。なお、前掲『近代日本の青年宿』一四八〜一四九頁をも参照。

(37) 前掲『萩市誌』第一巻、六九〇〜六九五頁、参照。なお、『萩市誌』の記述は、「玉江浦鰯干場之儀ニ付倉江方掛合出来片付一件」（山口県文書館所蔵）にもとづいている。

(38) たとえば、天明七年四月三日、玉江浦大敷網主三右衛門が鰯干方を申し入れ、吉川氏の許可を得ている。同上書、六九二頁、参照。

（39）同上書、六九三頁。
（40）同上書、六九五〜六九六頁。
（41）第四回内国勧業博覧会事務局（編）『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』一八九六年、四八六頁。
（42）以上、同上書、四八六〜四八七頁による。なお、玉江浦漁民の朝鮮出漁の初発については、天保五年説も存在する。たとえば、「鶴江浦の漁夫は寛政二年頃に三島附近に出漁し数年の後更に区域を朝鮮迄拡げた玉江浦では天保五年の二月に船頭清蔵外三名が対馬沿海に出漁中南方の暴風吹き荒んで狂瀾怒濤の為めに、弄ばれ遂に流れて朝鮮の絶影島に漂着し鯛釣を試みて意外の収穫があつた為め一旦対馬に帰り外の漁船三艘と相談の上合携へて又絶影島に至り大に漁利を得翌年は三十五艘の漁船が対馬を根拠地として朝鮮の漁業に従事した」（なか島隈陽「遠海漁業の事績」『防長新聞』第六九三一号、明治四一年四月一一日）。および、「本県漁業者の朝鮮海に出漁したりしは天保元年阿武郡鶴江浦より以てしたるを嚆矢となし亜で同郡玉江浦より天保五年頃より出漁し同郡三見浦亦此時代より出漁したるものゝ如し」（山口県内務部『山口県の水産』一九二五年、五七頁）。
（43）「弘浦庄屋組頭乍恐御願申上ル口上之覚」（天保八年三月）、山口文書館所蔵、一般郷土史料1338（原本は、福岡市立歴史資料館、所蔵）。
（44）前掲『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』、四八四〜四八五頁。
（45）同上書、四八五頁。
（46）「浜崎宰判玉江浦地名附」文政一一年四月（『阿武郡浜崎宰判明細地名附』山口県文書館所蔵、県庁旧藩859、所収）。
（47）前掲『郡中大略　浜崎宰判』所収、各浦の「明細書」を参照。
（48）「旧藩時ノ漁政取調　字川尻浦」（明治二六年一一月一八日付、大津郡長横山幾吉より山口県知事原保太郎宛）、『旧藩漁業制度取調書』明治二六年（山口県文書館所蔵、農業505）。
（49）村君については、田村哲夫による次の解説がある。「古代社会における村落の首長を村君と称した。その後この概念は僻遠の漁村に残り、魚見約や網漁のかしら、即ち漁撈組織の指揮者を村君と呼び、（中略）庄屋とは別であったことが知れる。

古くは漁村の政治指導者と漁業指導者と一致していた時代には村君が文字通り村の長であったが、その機能が分離するにいたって、実際の漁撈長をさすようになったのであろう。」（「用語解説」、前掲『防長風土注進案（研究要覧）』一六二頁。玉江浦の「大船頭」制は、「村君」の系譜を直接に継承するものではなく、沖合漁業と延縄漁の展開を背景にして形成・成立したものとみなしうる。

(50) 羽様西崖（筆）「萩両大河辺・奈古屋島辺之図」財団法人・防府毛利報公会、所蔵。

(51) 毛利博物館（編）『特別展　絵図で見る毛利の風景』一九九七年、参照。なお、同書は画巻の成立を嘉永六年（一八五三）頃としており、「一九九一年カレンダー」（萩信用金庫）の近藤隆彦の解説は、嘉永六年（一八五三）秋から翌安政元年の夏にかけて描かれたものであるとしている。

(52) 高橋秀雄・伊藤芳枝（編）『祭礼行事・山口県』株式会社おうふう、一九九五年、一〇四頁、参照。

(53) 日本で櫓が実用化されたのは、七世紀頃であるといわれている。だが、今日のような、櫓腕と櫓下の二材で構成する継櫓の形式になったのは、江戸時代初期のことである。櫂が抵抗力を利用するのに対し、櫓は飛行機と同じく揚力を利用しており、ともに力学的に合理的であるが、効率の良い推進法という点で後者が優れている。石井謙治『和船Ⅰ』（ものと人間の文化史76－Ⅰ）、法政大学出版局、一九九五年、二五三～二五六頁、参照。

第二章　改良漁船の時代の「おしくらごう」

第一節　韓海出漁と改良漁船

1　韓海漁業の展開と明治中・後期の玉江浦

玉江浦の漁民は、天保年間から朝鮮海域に出漁していた。しかし、日本の漁民が合法的に朝鮮沿海に出漁できるよ

うになるのは、明治一六年（一八八三）の「日本人貿易規則」と「日本漁民取扱規則」の調印以降である。明治二二年（一八九九）には、「日朝通漁規則」によって入漁区が拡大され、慶尚道・全羅道・江原道・咸鏡道への出漁が可能になった。同三三年（一九〇〇）と三七年（一九〇四）の改訂規則で出漁区域がさらに拡大し、朝鮮沿岸全域での操業が可能になった。明治四一年（一九〇八）には、「日朝漁業協定書」の締結によって朝鮮の漁業法が日本人にも適用され、朝鮮人と同等の操業資格を得ることになる(1)。

明治中期には、ほとんどの日本漁民は朝鮮湾岸から三海里以内の海域で操業していた。その点で、数隻の汽船と母船で船団を編成し、「公海自由の原則」にもとづいて操業する欧米型の遠洋漁業とは大きく異なっていた。日本漁民の朝鮮海域への出漁は、「出稼ぎ漁業」ないし「朝鮮沿岸通漁」というべきものであり、公海で操業する「遠洋漁業」と区別し、「遠海漁業」ともいわれた。「是等ハ決シテ遠洋漁業ト云フ可ラスシテ単ニ遠方ノ地方ニ渡航シテ漁業ヲナスニ外ナラス本邦内地ノ漁業ト毫モ異ナル処ナク全ク出稼漁業ト云フベキモノナリ」(2)。しかも、日本漁民の沿岸から沖合、さらに遠洋への進出は、漁業資本の有機的構成の低さ、すなわち、設備投資や技術水準の低さに加えて、植民地政策や帝国主義的膨張策と深く関わっていた。日本の漁民には、水産物の供給拡大のみならず、「我近海に出没して国権を蔑如せる外国漁船隊を駆馳」(3)する役割が期待されていたのである。加えて、早い時期から、韓海に出漁した日本漁民による朝鮮人への無法行為が続出していた。「我漁船民ノ南海諸島人民ニ対シ往々粗暴ノ振舞ヲナシ又所安・鍬子両島ニ家屋ヲ設ケ居候ハヽ是迄他ヨリ縷々聞込居候義モ有之候得者或ハ事実ノ如クニモ被存候」(4)。玉江浦漁民の韓海出漁もまた、日本の権益の拡張と不可分の関係にあったといえる。そうしたことを念頭に置きながら、以下に、彼らの漁業活動を具体的に把握しておこう。

釜山領事の室田義文が青木周蔵外務次官に宛てた機密第一号「実況調査」（明治二〇年一月二八日付）によれば、

明治一〇年代末から二〇年代初頭にかけ、山口・大分・愛媛・熊本・長崎などの諸県から大小二百余隻の漁船が毎年、朝鮮半島で操業した。それらの船は、慶尚・全羅二道の沿岸、とくに全羅道の南岸や済州島近辺の小群島で船団を組み、鯛・鰤・鱶などを漁獲した。「実況調査」は、その模様を次のように記している。

> 右漁船ハ少キハ数艘多キハ拾余艘連合シ別ニ大船（和船）ヲ島嶼ノ間ニ碇泊セシメ漁船ニテ漁獲スル所ノ魚類ハ悉皆右大船ニ積入満載スルニ及ヒ本邦ニ回航スル由又食料其他魚類醃漬用ノ塩迄モ右船中積載シアレハ漁船ハ単ニ海上ニ於テ漁猟スルノミニシテ本船ニ搭載スルトコロノ薪各食糧等ノ欠乏ヲ告グル場合ニ於テ右購求ノ為カ漁網修理魚類乾燥ノ為メニアラサレハ沿岸地方ニ寄泊スルコト無之併シ天候ノ都合ニテ一時多数ノ漁船陸上地近傍ニ寄泊スルコトハ有之モ仮小屋ヲ設ケ永駐ノ計ヲ為シ又ハ商業ヲ営ム等ノモノ一切無之トノ趣ニ候(5)

さらに、機密第一号に添付された別紙「全羅・慶尚両道沿海漁船調大略」は、山口県阿武郡鶴江村・玉江村・佐見（ママ）村を船籍地とする漁船の漁業活動を次のように伝えている。

- 船数「八拾艘」。一艘当りの乗組員数「五人」。
- 漁業種類「鯛鱶縄」。漁業場所「釜山ヨリ全羅道南端マテ」。
- 各船の一ヵ年の利益「千円」。一ヵ年の利益合計「凡八万円」。
- 鯛網の漁期「旧十一月初旬渡来十二月下旬帰国」、「正月渡来五月帰国」。
- 鱶縄の漁期「五月中旬渡来七月初旬帰国」、「八月下旬渡来十月下旬帰国」。

上に示したように、鶴江浦や玉江浦の延縄漁船は、毎年「数艘」から「拾余艘」の船団を組み、「釜山ヨリ全羅道南端マテ」、補給および輸送に従事する「大船（和船）」と提携しながら、毎回二ヶ月から五ヶ月間にわたって鱶や鯛を捕獲した。

明治二二年（一八八九）の「日朝通漁規則」締結以降、日本漁船の朝鮮沿岸への出漁が急増する[6]。明治二五年に実施した調査では、「釜山ニ入港スル二千余艘ノ漁船ノ中十人乗十二艘五人乗五百十艘四人乗千四百余艘ナリ」[7]。出漁船のほとんどは、五人乗り以下の小型漁船であり、朝鮮近海で操業する日本漁民の代表的な漁業種別は、鱶の延縄釣であった。「就中大分県佐賀関中津浦山口県玉江浦鶴江浦のものを最多とす漁場は春時釜山の南西より始め漸次魚群の移転を追ふて西南に進み終に済州島又は鰹子島近傍」に及んだ。とはいえ、操業場所は、日朝通漁規則で認められた慶尚道・全羅道・江原道・咸鏡道のうち、もっぱら慶尚・全羅二道の沿岸ないし島嶼に限られており、大分県の漁業者に限って、指定漁区外の忠清道・黄海道にまで出漁したのである。

鱶延縄の主目的は鱶鰭の採取であった。生肉や塩漬けは、朝鮮市場に供給した。「鱶釣は其目的専ら鰭を獲るにあるを以て従前は其身肉を海中に放棄せしが近年朝鮮人の之を買ふものあるより其地方に於て売却すること少なからす」。「朝鮮人は之を全体の儘頷下より尾に至るまて腹を竪に割き塩蔵して内地に行銷し又其肝より油を採り燈料の需用に供すと云ふ」[8]。

朝鮮市場は、朝鮮沿海で鱶漁に従事する日本人漁民に大きな収益をもたらした。「本邦出稼ノ鱶釣漁者ノ如キモ昔年ハ唯其鰭ヲ収ムルノミニシテ肉ハ海中ニ投棄セシモノナルニ近年釜山ニテ肉ヲ朝鮮人ニ売ルノ路開ケタルヨリ今ハ鱶ヲ釣ルモノ季節ニ依リ遠ク全羅以西ノ海上ニ出漁スルモノヲ除クノ外ハ皆其肉ヲ釜山ニ持帰り或ハ最寄島嶼ニ船ヲ

寄セ売却スル事トナリ為メニ其利昔年ニ倍スルニ至レリト云フ」[9]

鱶延縄漁は厳しい労働環境のもとで行われ、鱶漁に従事する漁民には、勇猛果敢さが求められた。「蓋鱶釣ハ激浪ヲ冒シテ洋中ニ漁スルカ故ニ尋常漁人ノ堪フル所ニアラス」[10]。用いた漁具は、「土佐に用ゆる鱶縄に異ならす一尋目方一匁二三分の者にて其枝線の間は廿尋内外とし概して浮縄を用ゆ底縄は浮縄に比し漁獲多しと雖も韓海は元来泥土深きを以て夏秋の間は縄の腐敗すること多く故に浮縄を主として使用す鱶は対州海に比すれば概して小にして五十斤（七八貫）以上二百斤迄を多しとす」[11]。朝鮮近海の水深は浅く、海底は泥土で厚く覆われているため、「底縄」ではなく「浮縄」が用いられた。

捕獲する鱶は、対馬近海のものより小振りであった。それでも、大きいものは三〇貫近くあった。三〇〜四〇個の枝縄を結わえた千五百メートルに及ぶ太縄を船で曳行しながら、鯖やイカを餌にして鱶を釣り上げ、小形のモリで仕留めたのである。ちなみに、明治中期の高知県の沿海における鱶延縄漁の場合、「此延縄とは大なる藁縄を本とし其長さ通常千尋許（一船一桶に限る）之に三四十条の枝縄を結附けたり此枝縄は強き麻草を以て製したるものにして其末端へは一個の大釣針を附し餌には鰹鯖を用ゆるを常とすれとも亦烏賊杯を以てするものあり其使用法ハ之を長く海中に拼へ置くものにして浮子にハ数個の桶を用ゆるを例とす而して鱶の其釣に罹るものある時は其方より順次に此縄を曳き揚け捕ふるものにして鱶の勢ひ猶ほ弱らさるものは小形の銛を以て之を斃し而して後捕獲するなり」[12]。九州地方でも、「帆若しくは櫓にて船を進めながら縄を延へ（中略）日没延へ下して翌暁に引き上くるか又は干潮に延へ下して次の干潮に引き上くるを常とす魚鉤に懸りたる時は縄を伸縮して其疲労したる頃船舷に引寄せ銛を打ち尚鉤を掛けて棒を以て撲殺するなり」[13]。

では、明治二〇年代半ばの玉江浦漁民の出漁状況は、どのようなものだったのか。明治二六年（一八九三）の春か

ら秋にかけ、鳥取県河村郡泊村の漁夫・竹田虎蔵らが同県所有の改良漁船で玉江浦と対馬を経由し、朝鮮近海で漁業調査を行った。その体験を綴った「朝鮮近海出漁報告（鳥取県報告）」のなかに、玉江浦の漁民に関する次の記述がある。

「同所出漁の習慣は旧八月より十二月迄鱶漁を為し正月に至り一時帰国し漁具を調整し同月下旬より再び出漁し初めは鯛漁を為し旧四月十日頃祭日あるを以て必す帰国し夫より旧七月迄は大漁船を引揚け据置き小船を以て地方の漁業を為す[14]」。「朝鮮海漁業は重に潮流の関係に依るものなれは先つ対州に至り鯖烏賊を漁し旧七月下旬迄に潮の工合を考へ朝鮮に至り鱶漁を為す[15]」。「対州に於ては九州地方より製造の為め出張し漁魚を購入し之を製するものあり[16]」。（玉江浦の漁民は）「朝鮮近海潮流急なる所にて船を流しつゝ鱶漁を為すものにして風波の如何を意とせす流れ寄りたる地にて漁物を売却する習慣にして或は朝鮮に或は九州地方に風に任せて漂着せり故に船体堅固能く風波を凌くに適せり[17]」

以上のように、玉江浦の韓海出漁者は、旧歴八月から一二月まで鱶漁を、翌一月末から四月初旬にかけて鯛漁を行い、そのあと祭りのために帰帆し、七月まで小船で沿岸漁業を行った。七月下旬に再び対馬に出航してイカを捕獲し、同月末、潮流を利用して朝鮮近海に渡って鱶漁に従事した。対馬では、九州方面から出張してきた魚問屋や製造業者に漁獲物を売却し、彼らから食料や塩、漁具、資金などを受取った。玉江浦の漁民は漁船の操縦に長け、潮流を利用しながら臨機応変に朝鮮近海、五島、壱岐、対馬を往来し、勇猛果敢に鱶や鯛を漁獲したのである。

日清戦争以降、韓海出漁船・出漁者・出漁船籍地はさらに増加する。朝鮮漁業協会が明治三〇年（一八九七）一月

に実施した調査によると、鯛網漁船の出漁数が最も多く、県別では、広島・香川の両県が各三百艘、岡山県一五〇艘、山口県一二〇艘、長崎県一五〇艘、大分・兵庫・熊本県が各二〇艘、愛媛県一一艘、合計一一一艘となっている。鱶縄船の出漁数は、大分県百艘、山口県八〇艘、長崎県二〇艘、愛媛・広島両県が各一〇艘、岡山県五艘で、合計二二五艘であった。潜水器使用船は、総数二五一艘。鰛網船は三〇組で、総数では一八〇艘。鰛船は一二組で、総数七二艘。縛り網は、総数三八五艘。鯖釣り船は、総数三九〇艘。鰆流し網船は、総数三一七艘。裸潜業の船は、総数六五艘。捕鯨船は、香川県一組、釜山水産会社一組で、船数にして計四〇艘。さらに、通漁規則以外の区域で特許を得て操業する船が三八九艘あった。韓海に出漁した船の乗組員総数は、一万九一三〇人に及んだ[18]。

表2-1は、明治三四年中に韓海に出漁した山口県朝鮮海通漁組合員の漁業実績を出漁村別・漁種別に示している。山口県全体の漁獲高は、二五万三五四四円である。漁種別による統計なので出漁船数などは重複するが、出漁延べ船数三九七艘、船頭の延べ人員三八六人、舸子（乗船員）の延べ人員は一五〇八人であった。漁村（漁区）別の実績では、阿武郡の玉江浦と鶴江浦の鯛・鱶漁が突出しており、大島郡の牛島と沖家室島の鯛漁がそれに続いた。使用する漁具は延縄が最も多く、次いで一本釣り、緒釣り、手繰網、引網などであった。

だが、はやくも明治三〇年代前半には、乱獲が続いたため「四道沿海の漁区漸く将に狭隘を告げ競争乱獲の弊を生し収利随て減少せんとするの傾向を呈せり[19]」という事態に直面する。朝鮮沿海、とくに慶尚・全羅二道における鱶漁は、明治三〇年頃にピークを迎えていた。すなわち、「此魚は総て延縄を以て漁穫す、此漁の最も盛大なりしは去る三十年頃にして、爾後漸次衰微し、三十九年は僅かに八十八隻の出漁に過ぎず、斯く此業の衰退したるは、畢竟大分県佐賀関漁業者が、長崎県五島及鹿児島県等の珊瑚漁に転じたると、飼料の供給に困難なるの結果なるべし、三十九年度は近年稀れなる不漁に会し、何れも僅かに支出を償ひたるに過ぎずして、利益を見る能はざりし、（中略）而し

表 2-1　韓海出漁状況（山口県，明治 34 年）

各　区	漁　種	艘　数	船頭数	舸子数	漁獲高(円)
沖家室	鯛　釣	22	23	100	19,726
久　賀	鯛　釣	28	28	86	24,208
佐合島	鯛	8	8	32	9,499
佐合島	ヒラメ	8	8	19	2,586
牛　島	鯖	31	31	132	10,400
室　積	雑　魚	2	2	5	452
室　積	雑　魚	1	1	13	3,572
大　海	鰡	6	2	22	1,850
阿知須	鯛　釣	3	3	9	880
須　恵	鱶	1	1	2	93
須　恵	明太魚	2	2	10	269
吉　母	鱶　釣	22	23	75	9,983
吉　母	鱶	2	2	6	1,281
吉　母	明太魚	15	9	37	1,047
小　串	鱶　釣	1	1	5	250
小　串	鯖　釣	2	2	6	350
小　串	大　敷	5	2	14	4,000
矢　玉	明太魚	5	5	21	1,049
玉　江	鯛	59	59	173	36,380
玉　江	鱶	59	59	173	19,200
玉　江	明太魚	1	1	4	120
鶴　江	鯛　縄	54	54	270	27,652
鶴　江	鱶　縄	54	54	270	70,147
小　畑	鯖　縄	6	6	24	8,550
合　計		397	386	1,508	253,544

注：1）朝鮮海通漁組合員（山口県）の活動実績を示す.
2）合計は延べ艘数・延べ人員.
3）金額は円以下，四捨五入.
4）「韓海の漁利」（『防長新聞』明治 35 年 8 月 29 日）をもとに作成.

て鱶の産地は江原、咸鏡、黄海、平安の沿海等分布頗る多きを以て、まだ発達の余地充分なるを認む。[20]」。

さらなる飛躍をめざすためには、新たな漁場を求めて京畿・平安・忠清・黄海四道、さらに中国近海に進出する必要があった。漁区制限の緩和ないし廃止の必要が叫ばれるようになるのである。「韓海は誠に我国の一大財源にして而して出稼の盛衰は国権の消長に関係すること大なり[21]」。漁業指導者や資本力のある漁業関係者のあいだでは、そうした見解が自明の理とされるようになり、朝鮮および中国沿海への全面的な進出が正当化されていく。

山口県は明治三七年（一九〇四）一〇月、水産奨励費下付規則を改正し、西洋型漁船だけでなく、「一部甲板を張り堅牢なる」普通漁船と、「著るしく改良せる新造漁船にして他の模範となるべきもの」の建造に補助金を出すことにした。加えて、「漁船五隻以上の団体を結び満二箇月以上適当の母船を携帯する者」も、奨励金給付の対象になった[22]。改正のねらいは、朝鮮の西南海を中心にした従来の出漁区域を拡大し、漁船の改良によって江原・咸鏡両道以北、および全羅道珍島以南の海域への進出を奨励することにあった。そうした奨励策が功を奏し、明治三〇年代後半になると、山口県では、朝鮮への通漁船数が毎年、二七〇隻を超えるようになる[23]。

だが、日本漁民の朝鮮沿海への進出は、朝鮮人との対立を激化させた。「是まで朝鮮人と日本漁業者との葛藤と申しますれば、十中八九は日本人の方がいつも悪いのでございます[24]。」「是迄本邦漁民ニハ時ニ不態裁ノ事ナキニアラス或ハ裸体ノ儘上陸シ為メニ朝鮮婦人ヲ驚カセリトカ又ハ言語ノ相通セサルヨリ喧嘩セリトカ云フコト比々聞ク所ナルノミナラス朝鮮人ニシテ彼レ是レ謂ハ、打擲スベシト云フカ如キ粗暴談モ亦時ニ之ヲ耳ニスルコトアリ是レ実ニ国ノ体面ヲ瀆スモノト謂ハサルヲ得ス[25]」。日本漁民の裸体や野蛮な行為、暴力沙汰が朝鮮人の日本漁民に対する不信感や警戒感を高め、利権拡大の交渉を進める在韓日本領事館の懸念材料となり、そうした弊風の改善が政策的な課題になった。

玉江浦の漁民は、そうした事態に直面し、あるいは、自らもそれに関与しながら、明治三〇年代末には積極的に済州島に進出し、漁獲の向上に精励した。「漁獲物は漁船同郷人と契約の上仲買兼製造者同道根拠地に来り、小廻船一二隻を備へ魚肉は塩又は生にて馬山浦、木浦、釜山等に売り、鰭は製造の上悉く釜山水産会社の手を経て売買す」[26]。ちなみに、明治三四年（一九〇一）の玉江浦の漁業戸数は、専業二〇五戸、兼業一九戸で、専業戸数が圧倒的に多い。漁業専業人口は、男が五八六人で、女は五三一人、兼業人口は男が四六人、女は四四人であった。四人乗り遠海出漁船は六〇隻を数え、近海用漁船は三八五隻にのぼった[27]。玉江浦の場合、漁業を専業とする男子のうち、約半数が壱岐や対馬、朝鮮沿岸に出漁したのである。

2　玉江浦と改良漁船

日本の漁船は、捕獲する魚種や漁法、地形や潮流によって形状や材質、操船手段が大きく異なった。その種類は数百におよび、材質は一定せず、「本邦漁舟ノ構造タル之ヲ欧米ニ比スルニ其脆弱粗製ナル更ニ喋々ヲ要セサル所ナリ」[28]という実情であった。

だが、朝鮮海域への出漁者を多く輩出した山口県の場合、早くから船体や装備の改良に努める者が多かった。「元来本県下は夙ニ改良漁船を製造し朝鮮海に出漁する者も漸く多きに至り乾燥器等をも採用する者ありて他県に比すれは進歩の状況を呈し漁家も富有なるか如し」[29]。そうした事情は、とりわけ、早くから県外に出漁した大島郡の沖家室と、萩・長門などの日本海沿岸の漁村に該当した。明治二〇年代になると、玉江浦は「改良船は素と同地の製造に成り同地方に於ては改良船を用ひ年々朝鮮に鰭漁をなすの習慣なるを以て」[30]といわれるほど、改良漁船の発祥地として有名になる。玉江浦漁民の鰭延縄に関する技法の卓越性については、すでに天保年間から北九州にまで知れ渡ってい

た。改良漁船は、明治一六年（一八八三）、原田與三郎が鱶延縄漁船の模式を水産博覧会に出品し、「非常ナル賞賛」を博したことで全国に知られるようになる。さらに明治二八年（一八九五）、鶴江浦の寺田倉槌が第四回内国勧業博覧会に「鶴江浦改良漁船」を出品し、入賞した。以後、玉江船と鶴江船は、「山口県改良漁船」や「長門国改良漁船」と称せられ、農商務省水産局のバックアップのもと、大分県佐賀関の鱶縄漁船[31]とともに日本型改良漁船のモデルとなった。

もともと、水産局は「従来我漁業ノ欧米諸国ニ及ハサルハ職トシテ漁船構造ノ不完全ナルニ由ル」とし、西洋型漁船による遠洋漁業の振興をもくろんでいた。だが、そうした政策は、漁民の経済力や自然環境、漁法の違いを無視しては進捗しない。「沖合出漁ノ船舶ヲシテ悉ク欧米諸国ニ行ハル、遠洋漁船ノ構造ニ倣ハシムルハ頗ル困難ト謂ハサルヘカラス」[32]。かくして、日本型漁船の改良が政策的課題になるのである。鶴江船は、長さ三七尺（一一・二メートル）、幅九尺（二・七メートル）の「形状潤大構造堅牢ナル遠海出漁船」であった。受賞理由は、「舳艫ニ甲板ヲ張リ此ニ入口ヲ設ケ」、さらに排水口やかまど、米櫃、水槽などを備え、舵や帆柱、櫓を堅牢にし、長期の出漁や暴風雨に耐えられるようにしたことにある。鶴江船は玉江浦と同種の改良船であるが、引き続き改良を続け、「殊ニ船首材ト上下棚板トノ接着ニ注意セルモノ、如ク甲板ノ張方モ亦堅牢ナリ」[33]との評価を得たのであった。では、玉江船はどうか。

玉江浦では、文化年間から漁船の改良が始まり、壱岐や対馬、朝鮮近海への出漁経験を蓄積し、明治五年（一八七二）から明治一四年（一八八一）にかけて鱶延縄船を完成させた。この船は、長さ三丈五尺（一〇・六メートル）、幅八尺五寸（二・六メートル）の四人乗りで、五人乗りの鶴江船よりやや小さかった。玉江船が高く評価された理由は、「漁船ノ製造ハ堅牢ニシテ快走スヘキ者ヲ尚フ」という審査基準に適合し、「漁人ノ生命ヲ委託スル所ノ器具」[34]としての性能が優れていたからである。玉江船は、艫・舳・胴の三ヶ所に甲板を張って海水の浸入を防ぎ、船中にはか

まどや器具庫を設け、三種の帆柱を配して風力を巧みに利用するよう工夫されていた。順風のときは、対馬から玉江浦まで洋上一三〇～一四〇里の距離を一六時間で走破することができた。暴風雨のときは、船首（ミヨシ）を風上に向け、強靭な苧縄で結んだ大碇と一〇個の小碇、縄に結わえた鉄錨を海中に投じて船体を安定させ、帆を巻いて船首近くに固定し、浸水を防ぎながら漂流した[35]。堅牢さや快速性だけでなく、「遭難防御ノ術」という点でも、玉江浦漁民の操船術は優れていたのである。

明治二二年（一八八九）の秋、玉江浦の漁民は千葉県や静岡県など、各県の農商課を介して漁業組合に招かれ、鱶延縄漁や操船技術を指導した。魚種や地形に適した改良や工夫が必要であったとはいえ、「漁船の構造に至りては頗る好評[36]」であった。千葉県の場合、明治二二年度の地方税をもって改良漁船二隻を購入し、銚子と安房の両漁業組合に貸与して試漁を続けたが、玉江船は高速であるだけでなく、風波に遭っても船体に復元力があり、転覆の危険がないとの評価を得た。安房漁業組合の実験では、「船体の傾斜すること多からす是船敷底板の構造厚きによる又未た大洋中にて転覆の難に遭ひしことは一度も無しと雖万一転覆することあるも其起復の容易なる事は決して疑なし是空気室の設あるを以てなり[37]」と評価された。千葉県の漁民は、底板の厚さと空気室の存在にその利点を認めたのである。島根県内でも明治二三年（一八九〇）、安濃郡の郡会が長門の「長縄船」の購入と教師の雇い入れを決議するなど、県農商課の指導のもと、改良船の導入を積極的に行った[38]。同じ年、南秋田郡土崎港の造船職人・小林與吉が県水産局を介して玉江浦改良漁船の雛形を取り寄せ、自ら建造し、それをもとに「改良漁船新調代価見積書」を作成している。それによれば、「長さ三十三尺船代価（但帆、綱、艫及ヒ竹類其他器物ヲ除ク）」の代金は「九拾六円七拾銭」とある[39]。

明治二〇年代半ばには、そうした動向が全国に拡大する。「漁業ヲ振作シ国産ヲ増殖スルノ方法一ニシテ足ラザルニ就キ漁船ヲ改良シ漁場ヲ探検スルハ最モ目下ノ急務ナリトス」。そうした見解のもと、京都、千葉、静岡、宮崎、

青森、山形、秋田、福井、石川、徳島、福岡の一府一〇県が「模範ヲ山口大分ニ求メ」、改良漁船の振興に乗り出した。[40]改良漁船に対するそのような関心は、明治三〇年代前半まで続いた。たとえば、広島県は明治三〇、三一年の両年度に「山口県改良漁船」を三隻ずつ購入し、県下六漁業組合から募集した伝習員を六名ずつ乗り込ませ、各船に玉江浦の漁師を配置して朝鮮近海で鰹釣の講習を行っている。[41]

だが、日本形漁船の改良による遠海・遠洋漁業の展開には技術的な限界があった。日本船の場合、幅一二尺を超えると強度が弱くなり、九〜一一丁櫓の和船で五〇海里以上の海域に出漁するのは、経費の面で得策ではなかった。改良漁船ブームは明治三四〜三五年頃をもってピークを迎え、以後、動力の導入が漁獲成績を決する時代へと移行する。そうした趨勢が山口県において本格化するのは、第一次大戦以降のことである。

第二節　弁天祭りと「おしくらごう」——韓海出漁賛歌——

1　民俗的祭りと近代のまなざし

明治三〇年代の中葉といえば、朝鮮沿海、とくに慶尚・全羅二道における鰹漁が歴史的なピークを迎え、玉江船・鶴江船などをモデルとした改良漁船の建造が全国的に脚光を浴びる時期であった。玉江浦は、繁栄期を迎えていたといえる。この時期、玉江浦の韓海出漁者は旧暦の八朔を過ぎる頃に玉江浦を出港し、対馬を経て九月末に朝鮮沿海に至り、鰹漁に従事したあと、年末に玉江浦に帰帆した。一月末、再び壱岐・五島・対馬・朝鮮沿海に出漁し、鯛や鰹の延縄漁を行い、五月中・下旬に玉江浦に帰り、二日間にわたって弁天祭り（弁天祭礼・厳島神社祭礼ともいう。）を執行した。

祭りの二日目に「おしくらごう」が行われた。その後、盆をへて八朔に至る頃までは遠海漁業の休漁期にあたり、

その間、小船で近海に出て漁をするか、あるいは、漁船や漁具の点検・修理をしながら休養をとった。遠海出漁者が家族や親戚とともに玉江浦で生活するのは、弁天祭りと盆の期間、そして年末年始に限られていた。漁民たちは、弁天祭りと「おしくらごう」を、一年間の遠海での漁業に一つの区切りをつけ、新しい漁期を迎える行事として位置づけ、浦をあげて盛大に執り行ったのである。

この頃の玉江浦の「おしくらごう」は、新聞を介して県内に報道されるようになっていた。『防長新聞』（明治三三年五月二四日）は、玉江浦の遠海漁業の躍進と「おしくらごう」を結びつけ、次のように報道している。

> 剛胆にして勇猛ならばこそ木葉同様の小漁舟に僅々四名の乗組員にて遠く朝鮮台湾地方或は支那付近等の遠洋に出漁し年々歳々巨利を博せるを以て最も有名なる阿武郡山田村字玉江浦に於ては前期出帆の際同業者契約の通り本月十八日悉く帰り揃ひたれば十九二十日の両日間同浦弁天祭を執行し二十日は例年の如く（中略）強壮なる若者をして競漕を開きたり(42)

このように、「おしくらごう」は、勇猛果敢な漁民と遠洋出漁、迅速な改良漁船と高収益、強壮な若者の努力奮闘など、玉江浦の活力を象徴するものとして報道された。では、「おしくらごう」はどのように行われていたのだろうか。明治三二年五月二四日の『防長新聞』は、第二面に一行二二字、四七行を割き、「玉江浦競漕会の景況」という見出しで報告記事を掲載している。その概要は、次のようであった(43)。

(a)明治三二年（一八九九）五月二〇、二一日の両日、阿武郡山田村字玉江浦で「弁天祭礼」（弁天祭り）が執行された。韓海などに出漁した船はすべて、事前の取り決めにしたがい、同月一九日までに帰帆した。

(b)例年のように二日目には、上組・中間組・角屋組・下組の各組から最も「強壮なる若者」を七名ずつ選抜し、四艘の「改良漁船」に乗り込ませ、「競漕会」を行った。各組の選手は「押櫨手五名采配手一名敲鞭手一名」によって編成され、組の名誉をかけて力漕した。

(c)当日は日曜日で、晴天にも恵まれ、萩町をはじめ近郷近在より見物人が詰めかけ、「倉江浜」と対岸の「西之浜」は、ともに黒山のような人だかりとなった。

(d)玉江浦の住民の多くは遠海に出漁する豪勇な漁民であるが、祭礼当日は狂気を帯び、酩酊しており、勝敗の帰趨によっては如何なる事態が発生するか予想もつかず、かつ、見物人で雑踏しているため、取締りのため警官を出張させたところ、平穏に推移した。すなわち、同記事によれば「素より彼一小船を以て巧みに怒濤激浪を侵して幾百千里の遠洋に出漁せる豪勇の気質を特有せる漁民等の殆んど狂気の如く成り居ることなれば或は酩酊の余り勝敗の争論上如何なる椿事を惹起すべきやも計り難きのみならず多数の見物人中に於ても亦雑沓甚しかるべければとて取締りの為め萩警察署詰佐原永富両巡査部長以下八九名の警官出張して厳重に警戒したれば始終無事平穏にして」とあり、憂慮すべきことは起らなかったのである。

(e)午後二時頃より各組の競漕船は白赤黄黒の旗章を船首になびかせ、「今日こそ技倆を顕はすべし」と河口付近で練習し、「其勢いの勇壮にして其挙動の活発なること中々名状すべからず」。「加之数百隻の大小船は種々の旗幟数十旒を樹立して大に勢力を添へ而して其船中にては飲みつ歌ひつ舷鼓の聲沸くが如く港内頗る賑盛にして」、祝祭の雰囲気が浦全体に充満した。

(f)午後六時頃、各組の競漕者は「港口」の弁天宮に参拝し、「それより遠く二里余の沖合迄で乗り出で四艘共船首を転じて整列して号令船の鳴鐘を合図に競漕を始め陸地に向て帰り来りしが各船員共此所ぞ終生誉辱の分るゝ界なり

と一生懸命力を込めて押し立てければ其進行の迅速なること恰も矢を射る如くにして汽船艦船の速力も到底及ぶべくもあらざる程の勢にて互に負けじ後くれじと競漕し遂に薄暮頃港口なる決勝線」に着いた。

(g)黄旗を翻した角屋組が最初に決勝線に到着し、二、三〇間遅れて赤旗を建てた中間組が到着した。第三着は、白旗の上組船、最後が黒旗の下組であった。「多くの見物人等は一同天地も崩れん計り吶喊して解散した」。

(h)慣行により、浦総代が第一勝者の角屋組へ酒五舛、第二勝者の中間組へ酒三舛を賞品として授与した。

「おしくらごう」を扱った明治三二年五月二四日の記事は、以上のようであった。競漕の空間に向けられた周囲のまなざしは、多様であった。まず、「狂気」の如く振る舞い、「酩酊」し、勝敗をめぐって「争論」する青年漁民のまなざしがある。次に、大小の船に「旗幟」を押し立て、「飲みつ歌ひつ舷鼓の聲」を沸かす多く漁民や親戚・知人がいた。さらに、萩町をはじめ近郷近在から参集した見物人も、競漕の成り行きを見守った。「おしくらごう」の主役は、たしかに、選手として出場した「強壮な青年」たちであったが、競漕は応援する者の「狂気」や見物人の「雑沓」を生み出し、「酩酊」と「争論」を常態化した。雑沓の出現や漁民の「狂気」「酩酊」を監視した警察も、祭りのゆくえを左右する存在であったといえる。

以上のように、「おしくらごう」の創り出す競技空間は、様々な個人や社会集団のまなざしが重なり合い、錯綜し、拮抗していた。そうしたなかで注目すべきは、記者のまなざしである。彼は、「勇壮」「活発」「一生懸命」「迅速」「速度」などのワードをもって競漕を表象した。その際、報道の力点は、競漕そのものの具体的な展開ではなく、「港口」での「演習」と「決勝線」付近の光景に置かれていた。彼の主な関心は、若者たちの闘う姿勢や競漕の結果とその受け入れ方、すなわち、「勇壮」「活発」に振舞い、「意気揚々」と「凱旋」し、あるいは意気消沈する選手の姿にあった。

と同時に、記者がこの競漕で驚嘆したのは、「其進行の迅速なること恰も矢を射る如くにして汽船艦船の速力も到底及ぶべくもあらざる程の勢」であった。記者のまなざしは、スピードへの憧憬という点で、「近代」のそれであったといえる。記者はそれを、選手たちの奮闘する姿や改良漁船の速力、汽船との比較、選手の凱旋する様や順位、獲得賞品をもって表現したのである。「勇壮」「活発」「一生懸命」「迅速」「速度」。そうしたワードに、「おしくらごう」の基本的な特徴が示されていたといえる。

明治三二年を含めた明治中・後期の「おしくらごう」の実施状況については、表2-2に示すとおりである。開催日や実施時刻、競漕のコースや船の種類、選手の数や競漕中の漕手たちの役割分担については、大正期の半ばまで大きな変更はない。次に、事件史という観点をふまえて明治中・後期の「おしくらごう」を考察し、その全体像にせまることにしたい。

2　攪乱とコムニタス

橋本川左岸の突端と萩湾が交わるところに小高い岩があり、そこに「弁天さま」と呼ばれる小さな祠がある。やや格式ばって厳島神社とも称されるこの小さな社に、社格や由緒書はない。インドの河神で日本に伝来して七福神となった女神・弁財天と、航海・海上安全の守護神である市杵島姫神（いちきしまひめのみこと）を祭神とし、筑前国（福岡県）宗像神社より勧請したとする伝承があるだけである。弁天さまの祭りは、旧暦四月中旬、二日間にわたって行われた。女神を迎え、なごませ、交歓し、送り返す祭りのハイライトが競漕であった。玉江浦の出漁者は、この祭りと競漕のために遠海での漁業活動を中止して帰国した。そこに経済的利益を超えた社会的・精神的な意義を認めていたのである。では、玉江浦の漁民たちにとって、この祭りと競技にはどのような意義があったのか。

表 2-2 「おしくらごう」の実施状況（明治 32 年〜明治 44 年）

実施年月日	曜日	天候	スタートまでの経過	競漕の経過と特徴	着順	記事の見出し	発行年月日	号数
明治 32 年 5 月 21 日（旧暦 4 月 12 日）	日	晴	午後 2 時頃から港内で練習. 6 時頃，弁天宮に参拝し，沖合へ.	①各組より 7 名ずつ「強壮なる若者」を選抜. ②改良漁船 4 艘を出し，2 里余の沖合から号令船の鳴鐘を合図に港口の決勝線へ競漕. ③豪勇の気象を特有せる漁民ら狂気の如く酩酊．椿事・争論の恐れあり. ④海上に数百の大小の応援船. ⑤勝敗は選手の「終生誉辱」に関係. ⑥汽船艦船より迅速. ⑦見物人多数．警官による雑踏取締り. ⑧浦総代が 1 位に酒 5 舛，2 位に酒 3 舛を賞与.	角中上下	「玉江浦競漕会の景況」	明 32.5.24	4264
明治 33 年 5 月 20 日（旧暦 4 月 22 日）	日	時々雨	4 時頃から乗り組み. 午後 7 時過ぎ頃に弁天宮参拝，神酒を供え沖合へ.	①数十艘の大小の応援船が種々の旗幟を樹立（船中は飲みつ歌いつ英気を養う）. ②号令船の鐘を合図に，各組より 7 名宛ての「強壮なる若者」が 2 里余の沖合にある都波瀬から陸地へ向かって競漕. ③近郷近在の見物人甚だ少数（7〜8 百人）.	角中下上	「玉江浦競漕会の景況」	明 33.5.24	4562
明治 34 年 5 月 29 日（旧暦 4 月 12 日）	水	（予告）				「玉江浦競漕会」	明 34.5.28	4865
明治 35 年 5 月 19 日（旧暦 4 月 12 日）	月	雨強風	4 時頃まで港内で練習. 5 時頃，弁天宮に参拝し神酒を供え沖合へ.	①「強風怒濤」協議のうえ決行．観客絶無. ②船舶操縦の技術を「競較」. ③上組・中組は転覆寸前．下組が 7 時頃到着. ④勝敗をめぐり争論. ⑤翌日，下組以外の組で再競漕．酔漢等の小闘争あり. ⑥県令により，本年から半袖の白シャツと白の猿股を着用. ⑦観覧者多く．警察が厳重に取締り.	下中角上	「強風怒濤を冒しての競漕」	明 35.5.23	5162
明治 36 年 5 月 19 日（旧暦 4 月 22 日）	火		午後 2 時頃より港内で練習.	①18 日の予定を暴風のため 19 日に変更して実施.	角下中上	「玉江浦弁天祭の競漕会」	明 36.5.22	5462

			6時頃弁天宮に参拝し，沖合へ.	②選抜に係る「最も強壮」の若者が，技量を顕すはこのときにありと健闘. ③検証船に警官が乗船.				
明治38年5月26日（旧暦4月22日）	金	曇天	5時頃より港内で練習. 7時過ぎ頃参拝し，沖へ. 8時半頃，終了.	①戦中につき開催の是非をめぐって若者側と老人側で論争. ②酒食全廃・質素倹約を条件に開催. ③午前中曇天のため来集者例年の4〜5分の1．警察の雑踏取締. ④優勝船は凱歌を奏し，意気得々と港内に帰還. ⑤酒食全廃により，酒気帯びたる者少なく，喧嘩する者なし.	角上下中	「玉江浦弁天祭の競漕会」	明38.5.30	6070
明治39年5月25日（旧暦4月3日）	金	晴，強風	午後3時半頃より港内で練習. 5時半頃，弁天宮参拝. 港口の決勝線へ7時頃到着.	①23日までに全船帰港．古来著名. ②船舶操縦の妙技を宣揚するは将に斯の時にありと各船員とも必死に競漕. ③数千の男女群集．警官出張.	上下角中	「玉江浦弁天祭の競漕会」	明39.5.29	6370
明治40年5月27日（旧暦4月16日）	月			（予告） ①「競争演技会」. ②「一ケ年間の網代区域を其勝敗によりて定むることゝて……」.		「萩通信」	明40.5.24	6666
明治42年5月30日（旧暦4月12日）	日	晴	午後7時頃，2里余の沖合より港口に設置せる決勝線に到着.	①弁天祭礼につき旧来の恒例により「漁船」4隻をもって競漕. ②天気晴朗のため付近村落より人出多く…….	下角上中	「玉江浦の競漕会」	明42.6．2	7276
明治43年5月28日（旧暦4月20日）	土	小雨	前日来練習. 4時，弁天社に参拝し，沖合2里の都波瀬より競漕. 6時半到着.	①萩地名物の1つ. ②小雨のため観覧者例年の半数. ③警護兼検証船の鳴鐘を合図に「選手」が競漕を開始.	下上中角	「玉江浦競漕会」	明43.5.31	7577
明治44年5月29日（旧暦5月1日）	月	雨	午後4時より執行.	①朝から降雨．同浦の経済事情と出費を考慮し，順延せず決行. ②例年と異なり観覧者絶無．同浦人等のみで寂寞.	中上下角	「玉江浦競漕会」	明44.6．1	7878

注：『防長新聞』各号より作成.

弁天社の祭神は、貧者を救い、信仰する者に財物を与え、航海と海上の安全を約束する神々であった。加えて、玉江浦には、この競漕の起源が「一ヵ年間の網代区域を勝敗によって定める」[44]ことにあるとする伝承があった。漁民たちは、航海と漁の安全を祈願し、豊漁を予祝するために弁天祭りを行ったのである。だが、重視すべきは、この祭りが通過儀礼としての性格を合わせもつことである。メインイベントである競漕は、悪天候であっても実施することを通例とし、疾風怒濤を恐れぬ「剛胆勇毅の気象」と巧みな操船技術を示すことが誇りとされた。競漕は、若者たちにとってハレの舞台であるとともに、試練の場であり、競漕の日が近づくと、心身を鍛え、選手に選ばれることを願ったという。選ばれた選手は、衆人のまなざしを意識しながら「終生誉辱の分るゝ界なりと一生懸命力を込め」、岸辺に向かって力漕した。漁民や浦人もまた、競漕する若者の姿に見入りながら、彼らの資質や力量を批評し、その将来に思いを馳せたのである。「おしくらごう」のそうした特徴は、青年が一人前の漁師になったことを浦人全員で確認し、祝福するための通過儀礼であったことを示している。

したがって、この競漕は、観る者ではなく、当事者・主催者本位に構成されていた。二里余の沖合にある都波瀬(つばせ)か[45]ら出発し、海岸に向かう競漕の模様は、応援船に乗船する者を除き、海岸近くの光景、すなわち「港口」での練習とゴール付近での出来事しか見ることができなかった。しかも、天候の良し悪しや見物人の有無にかかわらず、競漕は決行された。自分たちの所属する組の若者が勇気をもって努力奮闘し、競い合う姿を見定め、勝利を誇示することが、漁民たちにとってなによりも重要だったのである。

たとえば、雨天強風のため協議を尽くし、敢えて決行した明治三五年（一九〇二）の「おしくらごう」の場合、漁民と浦人を除き、観覧者は「殆んど絶無」であった。風波のため、上組と中間組は途中で転覆寸前になり、角屋組もまた「全然沈没せんとしたりしも有合せたる板片或は筵切を用ひて浸水を汲み出し辛ふじて難を免れる」ことができ

た。このとき、競漕の成立をめぐって争論が起り、一位の下組を除いて翌日再試合となるのである。『防長新聞』は、その模様を次のように報じている。

> 同五時頃各組の競争者一同は先づ港口なる厳頭に鎮座せる弁天宮に参拝し神酒を供へ夫れより順風に吹かれて瞬く間に二里余の沖合なる都波瀬と称する処まで漕ぎ出で四艘共船首を転じて整列し別仕立にせる検証船の鳴鐘を合図に競漕を始め（中略）第一の最大名誉を占めたるは黒旗軍の下組船にして声を限りに凱歌を奏しつゝ意気揚々港内に帰着して同浦旧来の慣行に由り総代元より酒五舛の賞與を受けたりしは近来不手際の多き同組近頃の大出来なりし而して其他の三軍は遭難のため合議の上競漕を中止して三十分も遅れたる後悄然として帰り来れり然るに敗軍の三組員は非常なる天変の為め遭難したるものなれば本日の勝敗は無効とすべしと頻りに主張したりしも勝利軍の下組船は之に反対を唱へて本日の如き風濤をも巧みに凌ぎ了へて目的を達すればこそ始めて遠洋漁業者たるの価値あり又技倆あるもと云ふべしと抗弁して之に応ぜざるを以て多少の議論ありしも遂に翌二十日海上は頗る静穏なるを幸い午後五時頃より下組を除く外上、中間、角屋の三組は更に競漕して六時半頃勝敗を決したるに当日は中間第一角屋第二上組第三と判然して後酔漢等の小争闘ありき(46)

上述の事例は、観覧者の存在を意に介せず、若者たちが浦人に疾風怒濤を恐れぬ敢闘精神を示すこと、さらには、所属する組の勝利が決定的に重要であったことを物語る。けれども、天候にかかわらず決行するという慣行が、不動であったわけではない。翌明治三六年（一九〇三）の「おしくらごう」は、前年の経験をふまえ、暴風を理由に開催を翌日に延期している(47)。明治四四年（一九一一）の場合、朝から風雨に見舞われ、開催が危ぶまれたが、協議の結果、

関係者だけの寂寞とした雰囲気のなかを敢えて決行した。[48] この頃、玉江浦は不漁と借財がかさんで経済的危機に見舞われており、そうした浦の経済事情が経費の節約へと向かわせ、即日の決行を決断させたのである。

以上のような例外はあるが、玉江浦の住民は、天候にかかわらず「おしくらごう」を開催することを誇りとし、その慣行を遵守しようとした。青年が試練を乗り越える通過儀礼としての性格を重視し、この行事を介して浦全体を活気づけようとしたのである。

以上のように、明治中・後期の弁天祭りは、豊漁を予祝する儀礼であるとともに、後継者である青年の成長を表象する通過儀礼であった。豊漁儀礼と通過儀礼が重なるとき、年次的な生産の周期と世代交代の節目が結びつく。そこにおいて、古いものと新しいもの、旧世代と新世代、精神と肉体、日常と非日常の交流と交換が促されたのである。祭りでは精神ではなく日焼けした肉体が賞賛され、酒宴とともに物質的欲望が肥大化し、節制と倹約の美徳が後景に退いた。たとえば、朝鮮近海において「ウタセ網」漁に従事する「安芸国能地」の漁民の場合、「故郷ニ帰ルハ只正月ト七月トノ二期ノミニシテ此時ハ平素倹約シテ貯蓄シタル金ヲ散シテ其親戚友人ト会飲シ以テ快楽」[49]とした。そこでは、儀礼や祝祭を軸にして禁欲と快楽、生産と消費が価値的に転倒し、既存の秩序が解体され、日常と非日常が入れ替わるのである。そうした行為を介して生活と生業の周期的な循環が活性化し、漁業共同体は蘇った。儀礼や祝祭における快楽や消費、非日常性の亢進は、共同体の活力を枯渇させるのではなく、逆に活性化させた。それだけではない。祝祭は既存の権力構造を一時的にではあるが解体し、日常の序列を逆転させ、下位にあるものが上位に立ち、弱者が強者を従わせた。[50] 以下、V・W・ターナーの儀礼論をベースにして弁天祭りと「おしくらごう」を考察してみよう。

弁天祭りは経済活動・漁業活動の停止、つまり、全船が玉江浦に帰還する「船揃い」（「沖止め」ともいう。）をもって始まる。エドマンド・リーチの言葉を借りれば、「儀礼は日常的時間から非日常的時間への移行とともに始まる」

のである。この場合、「非日常的時間」とは、通常の存在から離脱した「形而上学的な時間」のことであり、平常の俗なる時間に連続して流れ、かつ、その流れのなかに一時的に境界を画して挿入される「聖なる無・時間」である。それは、社会のなかに無時間的な休止の時間として出現する。[51] 弁天祭りもまた、そうした性格の社会的時間を生み出した。さて、ターナーは、ヴァン・ジュネップの通過儀礼の三段階論に依拠しながら、リーチのいう「形而上学的な時間」や「聖なる無・時間」を、日常を支配する秩序や構造から分離した「境界領域（リミナリティ）」としてとらえ、この領域が脱秩序的・非構造的なものであることに注目する。その場合、通過儀礼、つまり「移行」の儀礼の三段階とは、①分離（separation）、②周辺（marginal）、③再統合（aggregation）のことである。分離の段階では社会構造（のある状態）からの分離を象徴する行動が出現し、中間に介在する「境界の段階（時期）」（the liminal phase）において儀礼の主体（通過する者）の特徴はあいまいになり、再統合・再加入の段階をへて通過は完了する。[52] さて、リミナリティとは、「こちら」にもいないし、「あちら」にもいない、あいまいで不確定な境界領域である。そこでは、秩序や身分などという世俗的な識別意識は消え、社会的地位と結びついた規範や倫理的基準に即して行動することを期待されることもない。日常において劣位にあるものの復権と活性化が図られ、下位にある者が高位につき、日常の上位者は権力の誘惑に対して自己制御できることを示すことが求められる。[53] こうして、リミナリティは、社会構造の裂け目をとおって割り込み、慣習的な規範に拘束されることのない時間と空間を拡大し、構造を解体する。ターナーによれば、そこにおいて「まとまりのある、自発性を精髄とする関係」[54]、すなわち、コムニタスが出現する。コムニタスとは、喜ばしい情緒と無限の力の感情にあふれ、分かち合える何かを発見しうる連帯性に満ちた人と人との関係を意味する。[55]

「おしくらごう」は、儀礼・祝祭空間のなかに埋め込まれており、リミナリティの属性を有していた。競漕を機に、普段、遠海において最も過酷な労働を強いられ、従属的な立場にある青年たちが躍動し、主役の座に踊り出たのであ

る。それだけではない。祭りにおける喧騒は、リミナリティを拡大し、選手たちだけでなく、社会階層としての青年に活力を与え、日常において劣位にあるものの復権と活性化を促した。祭りの日の「無礼講」は、自由な飲酒を可能にし、「狂気」や「酩酊」を常態化させ、日常的秩序を転倒させたのである。主役を演じたのは、青年たちであった。漁民共同体の豊漁と安寧を祈願する弁天祭りは、秩序や構造からの分離を促す境界領域を浦全体に拡大し、支配構造に亀裂を作りだした。応援する者の逸脱行為や「雑沓」の騒ぎを背景に、歓喜と力の感覚に満ちた裸の仲間意識が生まれたのである。そこには、ターナーのいう「自然発生的なコムニタス」が出現していたといえる。

競技としての「おしくらごう」は、日常を支配する秩序と構造を儀礼的に解体して攪乱し、コムニタスを出現させた。それだけではない。競漕は弁天祭りという儀礼空間に日常では見ることのできない出来事を挿入し、活力をあたえた。弁天祭りで紡ぎ出される集合的経験と記憶の成否は、競漕のスペクタクルとその結果に左右されたのである。祝祭の過程の終了とともに秩序と構造が再び姿を表わし、日常の生活が始まる。共同体の営みが継起的・発展的に循環するためには、儀礼や祝祭を介して秩序と構造をゆさぶり、それを解体させる集団的経験が必要であった。そこにおいて神々や祖先の恩寵や神秘的な力が意識されるとき、既存の秩序と権力はより相対化され、共同の観念が浦人を包み込む。再統合の過程をへてどのような構造と秩序が人々の前に現れるか、それは競漕が紡ぎ出す出来事とその解釈に深く関わっていたのである。

3　統制と抵抗

「激浪」「風波」「狂瀾」「暴浸」「風濤」「酔漢」「酩酊」「狂気」「小争闘」。それらは、「おしくらごう」を出来事として解釈する重要なワードであり、この競漕の反構造的性格を示している。「おしくらごう」の場合、日常的秩序・

構造から反構造への移行は、いくつかの象徴的行為を介して進行した。選手の選抜、白赤黄黒の旗章を付けた競漕船の出現、港内での練習と弁天宮参拝、二里余の沖合にある都波瀬での船首を転じての四艘の整列など、幾重もの象徴的行為を介して既存の秩序と構造が解体され、対等平等で均質、かつ厳粛な競漕空間、すなわち、競漕の場と構造が成立した。だが、競漕の開始とともに構造は差異化し、勝敗の決着をもって空間の運動は終止する。レヴィ・ストロースのいうように、「ゲームは離接的である。それは対戦する個人競技者ないしチームの間に差異を作り出す。ゲームが始まるときには、両方ともまったく平等であったのに、終了するときには勝者と敗者にわかれる」[56]。競技は、「構造」から「出来事」を紡ぎ出しながら構造の「相称性」を「非相称性」に変え、「離接」を促し、「差異」化をもって終るのである。

明治三五年（一九〇二）の「おしくらごう」では、競漕が終るとともに「抗弁」や「議論」、「酔漢等の小争闘」が発生した。だが、そうした事態を椿事や不祥事であると一方的に断じるべきではない。そこにおける抗争や葛藤は、言葉やからだの接触を介して浦人たちが交流し、交渉する機会を含んでおり、競い合う集団は、対抗を介して内部的に団結し、帰属意識を高めたのである。では、その場合、差異化・序列化をともなう競漕の結果は、祝祭空間の内部に出現した架空の出来事にすぎず、競漕の勝者は日常生活の勝者とはいえない、ということになるのだろうか。いや、そうではない。競漕が「遠洋漁業者たるの価値あり又技倆ある」ことを試す場であるとされ、あるいは、優勝した下組が「近来不手際の多き同組近頃の大出来なり」と賞賛されたことは、競技空間と日常空間の境界が曖昧で、両者は交流し、反転し合う関係にあったことを物語る。ときとして、競漕における勝敗が日常における勝敗にも増して重視されたことは、競漕の構造と出来事、その結果生まれる差異が象徴化され、日常の秩序と構造を揺さぶり、侵犯したことを意味する。競漕は象徴化の作用を介して日常の評価や解釈を反転させ、新しい意味を付与する役割を演じたの

である。つまり、競漕の場と構造は、日常的序列や身分といった世俗的な差異を象徴的なレベルにおいて均質化した。競漕は逆転や転倒、逸脱を含む出来事を紡ぎ出しながら、「離接」と「差異」をもって終り、構造的に劣位の組や世代、階層の復権と上昇、団結と連帯の機会をあたえたのである。「おしくらごう」は、反構造的な性格を内包していたといえる。

以上のように、「おしくらごう」は、弁天祭りとともに玉江浦の社会構造のなかに埋め込まれ、毎年、旧暦の四月中旬に姿を表し、生業と生活の年次的・世代的な循環の結節点をなした。この競漕を介して豊漁儀礼と通過儀礼が重層化され、反構造的な攪乱作用をともなう集合的経験がコムニタスを生み、漁民の生活と社会が活性化された。日常的秩序と構造を維持・更新するためには、そうした営みが不可欠だったのである。

だが、交流と反転の契機を内包する競漕の時空間は、自律的な小宇宙だったわけではない。この民俗的世界は、日常的な秩序・構造と緊張関係にあり、ときとして警察の取締りや権力的介入の対象になった。警察が警戒したのは、組の名誉を賭した競漕が生み出す漁民の「狂気」「酩酊」とそれに起因する乱闘、そして、多数の見物人が作り出す無秩序な「雑沓」であった。明治三二年（一八九九）の「おしくらごう」では、「豪勇の気質を特有せる漁民等の殆んど狂気の如く成り居ることなれば或は酩酊の余り勝敗の争論上如何なる椿事を惹起すべきやも計り難きのみならず多数の見物人中に於ても亦雑沓甚しかるべければとて取締りの為め警官出張して厳密に警戒した」[57]。明治三五年（一九〇二）の「おしくらごう」の場合は、初日に強風と風雨に見舞われ、勝負に決着がつかず、翌日再試合となった。初日の観覧者は「殆んど絶無にして両岸共甚だ殺風景を極めた」が、それにもかかわらず、「両日共萩警察署よりは数名の警官特に出張して厳重に取締り」[58]をした。晴雨にかかわらず、警官が出動して警戒にあたることは、通例であったといえる。そうしたなか、無視することができないのは、「従来赤裸の儘競漕に従事せしものも今年よりは悉く

半袖の白シャツ并に白の猿股を着用せしめて県令に違犯する卑陋の醜体なからしめたり」[59]と、警察が競漕そのものに直接的に介入したことである。「文明」の名による民俗行事への介入であった。翌三六年五月には、雑沓の取締りという通常の規制を超え、「警官乗組の検証船の鳴鐘を合図に競漕を始め」[60]ている。競技という象徴的世界を統括する場に、世俗の権力が姿を表わしたのである。

明治三八年（一九〇五）、「おしくらごう」は、さらに重大な危機を迎える。五月二四日、大船（おおぶね）が出漁から帰帆し、五月二六日の競漕会の開催にむけて準備が始まろうとするとき、「老人側」が開催に難色を示し、「若者側」と争論を起したのである。直接の原因は、前年二月に始まった日露戦争にあった。開催を予定していた五月二六日といえば、のちに歴史的な大挙として語り継がれる日本海海戦の前日にあたる。加えて、玉江浦の属する山田村には、明治三三年、「軍人優待の目的」をもって義勇会が結成され、村民四百名を組織して活動しており、日露戦争では四名の戦病死者を出していた[61]。だが、戦時体制への配慮という「老人側」の意向は、「若者側」の抵抗にあって功を奏せず、「酒食全廃」と「質素倹約」を条件にして開催することになる。すなわち、「若者側に於ては例年の如く同浦名物の競漕会を催さんと主張し老人側にては時局に鑑みて本年は之れを見合はすべしと反対して制圧せんとするも若者等は却々肯諾せずして論議容易に纏まらざりしが遂に酒食の全廃は勿論其他の雑費も亦頗る節約して質素を旨とするの条件附きにて二十六日愈々競漕会を開くに一決」[62]したのである。当日の競漕は、午前中が曇天であったため、来観者は例年の四分の一以下となったが、例年どおり浦人を夢中にさせた。五時頃から港内練習を開始し、七時に弁天宮を参拝して神酒を供えたあと、二里余沖合いの都波瀬から出発し、優勝船は「声を限りに凱歌を奏しつゝ意気得々と港内に入り」、午後八時半頃、全船が帰還して競漕を終えた。署長以下数名の警官が出張し、見物人を取り締まったが、「当日は酒気を帯びたるもの少なきが為めにや例の如く濫りに乱暴を為し或は喧嘩を為す等のことなかりし」[63]。明治三八年

の「おしくらごう」は、以上のような経過をへて終ったのである。特筆すべきは、聖戦遂行という国家的名分に対し、漁民と民俗の大義が勝利したことである。国家の威光をを背景した「老人側」の制圧的な態度をもってしても、豊漁と航海の安全を祈念し、漁民共同体の安寧を求める民衆の祭りを中止させることはできなかった。では、「老人側」とは、どのような社会的人格だったのか。おそらく、郡の当局者と議員の意向を汲む山田村や玉江浦の村会議員や区長、大船頭、漁業組合の役職者であったと考えられる。それに対し、開催中止に反対した「若者側」は、韓海漁業において中心的な役務を果たす現役の青壮年漁民で、「若者中」が築いてきた祭礼の伝統の継承者であった。

この時期、萩地方の民俗行事や祭りは衰退期を迎えていた(64)。直接の要因は神社の統廃合にあったが、とりわけ長期間にわたって韓海に出漁する玉江浦の場合、戸主や青壮年が不在で伝統的行事を継承することが難しく、整理縮小や簡略化を余儀なくされていた。そうしたなか、浦の祝祭を担ってきた「若者」が、伝統的祝祭の危機に直面して団結し、自分たちの存在を誇示したのである。戦時下で開催するための条件となった「酒食全廃」「質素倹約」は、国家と文明の側が玉江浦の支配層を介して青年と現役漁民に提出した要求であった。「酒食」をむさぼり、「狂気」や「争闘」の温床となる祝祭と競漕のコムニタスは、戦時下にあって、国家および文明に対する敵対と見なされたのである。

翌明治三九年（一九〇六）五月二五日の「おしくらごう」は、近来無比の好天候を得て「東西両岸の陸上には数千の男女」が群集した(65)。その二日後、山田村は海軍大捷記念日を兼ねて戦没者のために神式の招魂祭を行い、郡長・警察署長・軍人総代・郡尚武会長・村会議員・教員・生徒らが関係者とともに白水小学校の会場に参集した。休憩後、「是迄祭典の式場たりし楼上は凱旋軍人の祝賀会場と一変し」、参加者は余興と酒宴に興じた。「酒三行耳漸く熱せんとするの頃」、郡長の発声を合図に「大元帥陛下と陸海軍人万歳」を三唱して終了する。しかし祝賀の熱気は止まるところを知らず、次のような歓喜の渦に包まれるのである。

折柄同地の男女若者等は種々に扮装して会場に入り来りシャギリ剣舞手踊仁輪加等の余興を演じ烟火は朝来夜に入りて後迄も頻々と打揚げられて勢を添へ主客共一二分の歓を儘し雨天なるにも係はらず村内の各部落より当日の盛式と余興を見んが為め出で来れるもの夥しくして午後五時頃同会場を引揚げ余興演芸の連中は悉く前田村長の宅に練り行きて点灯の後迄も大に賑はひを為し同村未曾有の盛況なりしと云ふ(66)

前掲の記事は、山田村における海軍大捷記念日と招魂祭を兼ねた催しを記述したものである(67)。この光景は、ミハイル・バフチンの描く祝祭やカーニバルのイメージに近い。花火と鳴り物、酒宴、どんちゃん騒ぎ、集団的接触、笑いと熱狂、仮装と滑稽、即興性、地位の転倒と権力者の格下げ、等々、グロテスク・リアリズムを想起させる。招魂場は瞬く間に戦捷の祝賀会場と化し、郡長が終演を宣告したあとも囃しと踊りが延々と続き、熱狂する群衆は村長の家の周りを深夜まで練り歩いた。招魂祭は「陽気な葬式」と化し、個体の死は民衆の再生・復活の不可欠の契機としてとらえられた。そこでは生命の死と生、破壊と再生、否定と肯定は二項対立ではなく、相反する、二面的な豊かさとして実感されている。食物や酒、肉体的下層のイメージ、躍動する身体が、物質的・肉体的原理の肯定的・積極的な性格を浮き彫りにした。民衆は、人体の物理的・集団的接触を介して身体を互いに取り替え、一新し、自分を集団の不可欠の部分、集団的身体の一部とみなし、集団性と統一性、歴史的不死を感じ取ったのである(68)。この光景は、弁天祭りと「おしくらごう」に共通するものであった。

（1）庵原文一（朝鮮総督府水産課長）「朝鮮海に於ける日鮮漁民の関係」『大日本水産会報』第三四〇号、明治四四年一月一〇

日、三頁。

（2）松原新之助「遠洋漁業ノ方法（明治廿三年九月廿七日第八十四回小集会演説）」『大日本水産会報』第一〇三号、明治二三年一一月三〇日、一〇頁。

（3）「明治三十年の水産事業」『大日本水産会報』第一八七号、明治三一年一月一五日、三頁。

（4）機密第三〇号「全羅・慶尚両道 南海諸島 漁猟状況 件」（明治一八年一一月九日）、［韓国］国史編纂委員会（編）『日韓漁業関係』（韓国近代史資料集成5）二〇〇二年、二五頁。

（5）機密第壱号「韓国 全羅・慶尚両道漁獲実況調査 件」（明治一六年一月二八日）、同上書、一〇～一二頁、所収。なお、機密第三〇号に「宮内俊亮・石橋與三郎漁業景況聞取書」が添付されており、日本の漁民の暴力行為を次のように記述している。「漁民等ハ刀鎗・銃器ヲ利用スルコト一ナラスシテ其島嶼ニ出入スル毎ニ発砲シ海上当国船ニ逢フトキモ又砲ヲ発シ又薪水等購入ノ為メ上陸スルトキ一人水桶ヲ担ヒ二人ハ刀鎗ヲ携ヘ之ヲ衛ル其海岸ニ上ルヤ直ニ鞘ヲ脱シ刃ヲ露ハレ徒ニ里民ヲ威迫シ時々或ハ銃ヲ発シテ之ヲ追フコトアリ（以下、略）」（同上書、二八頁）。

（6）「日朝通漁規則」は、全羅、慶尚、江原、咸鏡の四道への日本漁民の出漁を認めていた。ただし、操業するためには、通商港である釜山、木浦、元山の三港に設置された海関で漁業免許を受領する必要があり、漁業者が自分で手続きをしなければならなかった。明治三〇年代になると、釜山本町通りの河田商店内に通漁組合の支部が設けられ、朝鮮漁業協会と連係して即日取得することが出来るようになった。藤田守正（報）「韓海漁業調査（第一）」『山口県勧業会報』第六〇号、明治三一年一二月二五日、二一頁、参照。ただし、藤田守正報告は、「日本朝鮮両国通漁規則」の公布が明治二三年であるとしている。

（7）下啓助（大日本水産会学芸委員）「朝鮮海漁業協議会ニ望ム」『大日本水産会報』第一四八号、明治二七年一〇月二五日、三頁。

（8）竹中邦香（報）「朝鮮海重要水産物」『大日本水産会報』第一三一号、明治二六年五月二五日、三一～三二頁。

（9）「報告第二回　朝鮮近海漁業視察概況（関沢明清報）明治廿五年十二月三十一日於朝鮮国仁川港」（外務省通商局第二課『朝鮮近海漁業視察概況』明治二七年二月、一六頁）。

(10) 下啓助「長崎県水産一般」『大日本水産会報』第七三号、明治二一年四月一八日、二六頁。
(11) 「朝鮮海漁業の景況」『大日本水産会報』第一七一号、明治二九年九月一五日、六〇〜六一頁。
(12) 「質疑応答」『大日本水産会報』第六九号、明治二〇年一二月一九日、二八頁。
(13) 津川西彦「応答」『大日本水産会報』第一八一号、明治三〇年七月一五日、二七頁。
(14) 「朝鮮近海出漁報告（鳥取県報告）」『大日本水産会報』第一四一号、明治二七年三月二五日、五〇頁。
(15) 同上。
(16) 同上、五一頁。
(17) 同上、六〇頁。
(18) 成田定「朝鮮海出漁者保護監督の必要（明治三十年十一月朝鮮近海漁業連合会臨時会演説）」『大日本水産会報』第一八八号、明治三一年二月一五日、五八頁。
(19) 朝鮮漁業協会「朝鮮海の漁業に対する希望」『大日本水産会報』第二一三号、明治三三年三月二八日、一頁。
(20) 「韓海漁業及其経済状況　総督府農商工務部報告」『大日本水産会報』第二九九号、明治四〇年八月一〇日、二一頁。
(21) 岩田政治（大日本水産会朝鮮元山会員）「韓国水産業に就て」『大日本水産会報』第二〇五号、明治三二年七月一五日、四二頁。
(22) 「山口県水産奨励費下付規則改正」『大日本水産会報』第二六七号、明治三七年一一月一〇日、二一頁。
(23) 「山口県の朝鮮海漁業奨励」『大日本水産会報』第二七三号、明治三八年五月一〇日、二九頁。なお、輸送用「大船」への奨励金下付については、豊浦郡宇賀村漁業組合や鶴江浦漁業者の事例がある（「韓海漁業者の利便」『長州新聞』明治四〇年四月一三日）。
(24) 前掲「朝鮮海出漁者保護監督の必要」三頁。
(25) 前掲「朝鮮海漁業協議会ニ望ム」四頁。
(26) 「済州島漁業近況」『大日本水産会報』第二六一号、明治三七年五月一〇日、三七頁。

（27）「山田村」『萩実業新聞』第八号、明治三四年三月一〇日。
（28）柳楢悦「漁舟論」『大日本水産会報』第四二号、明治一八年九月一〇日、五〜六頁。
（29）「村田幹事長の山口巡回日記」『大日本水産会報』第一五四号、明治二八年四月一五日、一〇四頁。
（30）前掲「朝鮮近海出漁報告（鳥取県報告）」四八頁。
（31）佐賀関の鱶延縄船は、明治三〇年現在、長さ一一尺二寸、幅三尺五寸で、新造船の価格は一一八五円であった。一二〇尋の幹縄と四〇尋の枝縄、五五個の鉢を擁し、済州島付近を中心に船頭一人、漁夫七人で操業した（「佐賀関鱶延縄船」『大日本水産会報』第一八三号、明治三〇年九月一五日、三四〜三五頁）。佐賀関の鱶延縄漁は、安政末、仲家太郎吉が鱶縄の技法を開発し、種子島、屋久島、五島列島、女島、鳥島に出漁して好成績を収めたことに始まる。明治一六年、暴風に遭って女島・鳥島から朝鮮沿岸に漂着し、試漁して大きな成果をあげ、これが朝鮮出漁の嚆矢となった。明治二二年には旧正月頃、佐賀関から二五隻、中津浦から二六隻が沖縄近海に出漁し、旧三月頃、朝鮮へ回航、旧九月頃に帰港している（「佐賀関遠洋漁業の起源」『大日本水産会報』第一〇七号、明治二三年一一月三〇日、六一〜六二頁）。
（32）前掲『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』四〇一頁。
（33）同上、四〇五頁。
（34）農務局（編）『水産博覧会第一区第一類出品審査報告』明治一八年二月、一九頁。
（35）同上、二三〜二四頁。
（36）「静岡県下に於ける長州長縄船試験の景況」『大日本水産会報』第九二号、明治二二年一二月一七日、四一頁。
（37）「改良漁船の成績」『大日本水産会報』第九六号、明治二三年四月三〇日、三二頁。
（38）「島根県下水産の概況」『大日本水産会報』第一〇七号、明治二四年三月三一日、三九頁。
（39）「改良漁船の新造代価見積り」『大日本水産会報』第九六号、明治二三年四月三〇日、四六頁。
（40）『山口県勧業会報告』（明治廿六年五月分）、第九号、明治二六年七月二四日、四七八頁。
（41）「広島県の水産費」『大日本水産会報』第一八七号、明治三一年一月一五日、四六〜四七頁。

(42)「玉江浦競漕会の景況」『防長新聞』第四五六二号、明治三三年五月二四日。
(43)「玉江浦競漕会の景況」『防長新聞』第四二六四号、明治三三年五月二四日。
(44)「萩通信」『防長新聞』六六六六号、明治四〇年五月二四日。なお『防長新聞』において「おしくらごう」の起源を報道したのは、この記事が最初である。
(45)「都波瀬」は「津波瀬」、「ツバセ」とも書く。玉江浦沖合の網代であるが、「この瀬は夫婦岩があつて満潮のさいはかくれ干潮時は一尺位あらはれるもので艦船の航行には危険」であった（「第一艦隊入港に際し玉江沖ツバセに標識」『日本太郎』第一六七三号、昭和一一年七月一一日）。
(46)「強風怒濤を冒しての競漕会」『防長新聞』第五一六二号、明治三五年五月二三日。
(47)「玉江浦弁天祭の競漕会」『防長新聞』第五四六二号、明治三六年五月二二日。
(48)「玉江浦競漕会」『防長新聞』第七八七八号、明治四四年五月二四日。
(49) 松原新之助「遠洋漁業ノ方法」『大日本水産会報』第一〇三号、明治二三年一一月三〇日、一五頁。
(50) たとえば、隠岐島の知夫村古海（ウルミ）の若者組は、カシラ、チュウ、コダテの三段に分かれていたが、盆踊りでは、コダテと称する小学校を出て二、三年位の最下層に位置する若者が統制力を発揮した。盆踊りの時空間において日常の構造と秩序は転倒し、地位の逆転が起ったのである。すなわち、「盆踊りの統制はコダテが棒を持つて歩き、若者、娘の尻を叩き乍らなした。コダテは平生は追ひ使はれてばかりゐるが、此時だけは偉かつた。それで平素コダテに悪い事をしてゐると、この時こそはこらへて貰はねばならなかつた。」（桜井勝徳・山口和雄『隠岐島前漁村探訪記（隠岐調査報告　第一）』アチック　ミューゼアム、一九三五年、一七頁）。
(51) エドマンド・リーチ／青木保ほか（訳）『文化とコミュニケーション』紀伊国屋書店、一九八三年、一六〇頁。
(52) V・W・ターナー／冨倉光雄（訳）『儀礼の過程』思索社、一九七六年、一二五頁。
(53) 同上書、一二七頁、一三七頁。
(54) V・ターナー／梶原景昭（訳）『象徴と社会』紀伊國屋書店、一九八一年、二三八頁。

（55）前掲『儀礼の過程』一九〇頁、以下。
（56）クロード・レヴィ＝ストロース／大橋保夫（訳）『野生の思考』みすず書房、二〇〇一年（初版、一九七六年）、四〇頁。
（57）「玉江浦競漕会の景況」『防長新聞』第四五六二号、明治三三年五月二四日。
（58）「強風怒濤を冒しての競漕会」『防長新聞』第五一六二号、明治三五年五月二三日。
（59）同上。
（60）「玉江浦弁天祭の競漕会」『防長新聞』第五四六二号、明治三六年五月二二日。
（61）「義勇会の追吊会」『防長新聞』第六三六九号、明治三九年五月二七日。
（62）「玉江浦弁天祭の競漕会」『防長新聞』第六〇七〇号、明治三八年五月三〇日。
（63）同上。
（64）たとえば、「顧ふに、曩に其筋に於て寺社併合以来、之れが為め地方的小祭は、忽ち荒涼として其の跡を絶つに至り、（中略）即ち一年間に於ける適当なる娯楽機関を失ひ、所謂、淳厚俗を成すの美風は、蕩然地を払ふこととなれり」（「娯楽と三大節」『萩時報』第二一号、明治四四年一〇月二二日）。
（65）「玉江浦弁天祭の競漕会」『防長新聞』第六三七〇号、明治三九年五月二九日。
（66）「招魂祭と凱旋祝賀」『防長新聞』第六三七一号、明治三九年五月三〇日。
（67）この行事で住民が行った余興に関連して、玉江浦や山田村には古くから豊かな民俗芸能が存在していたことを指摘しておきたい。典型的な事例は「天狗拍子の舞」であるが、藩政期の祭礼時に執行された「念仏踊り」も有名であった（前掲『八江萩名所図画』一二七頁）。寛政二年（一七九〇）九月二三、二四の両日には、金谷天満宮の造営工事を所轄していた御作事方が、工事参加者を慰労するため役所内に桟敷を設け、「玉江浦おとり」を見物させている（前掲『金谷天満宮造営日記』一三八〜一三九頁）。「阿武郡山田村由来」（元文五年四月二八日）には、五鬼権現社に関連して、「年に寄り玉江浦より踊仕候、地方よりは例年腰輪念仏相調来候事」とある。同村の天神社では「毎年十月十四日より十五日まで祭礼神楽舞御座候」。さらに若宮では「毎年九月廿日より廿一日祭礼神楽舞御座候」とある（前掲『防長地下上申（四）』四一二頁、四一五頁）。近世以降、

玉江浦やその近辺には多彩な民俗文化が存在していたといえる。

(68) ミハイール・バフチーン／川端香男里（訳）『フランソワ・ラブレーの作品と中世・ルネッサンスの民衆文化』せりか書房、一九七四年、一三四頁、一八〇頁、二一三頁、三〇〇頁。

第三章　漁船競漕から和船競漕へ

第一節　遠海漁業から遠洋漁業へ

1　動力船時代の到来――大正から昭和へ――

山口県は明治三二年（一八九九）、「朝鮮海通漁奨励費下與規程」を定め、朝鮮海域への出漁と漁船の改良を奨励した。明治三九年（一九〇六）、山口県水産試験場は朝鮮海に出漁する「遠洋漁船」のモデルとして、総重量二六トンの木造西洋型帆船「旭丸」を竣工させ、遠洋開拓の業務を開始した[1]。これまで「日本型漁船」の構造的な脆弱性を批判し、西洋船の利を認めていた県水産試験場が、洋式ではあれ、比較的小さな船を採用した理由は、「我ニ移ス策ニ就テハ尚ホ講究ノ要アルヘシ」とし、「一進一歩改良セシムルヲ得策ナリ[2]」と判断したからである。漁船の動力化を奨励する農商務省も、明治四一年（一九〇八）、玉江浦や鶴江浦に係官を派遣して焼玉エンジンの導入を奨励した。しかし、故障が多いという理由で普及しなかった[3]。明治末から大正初期の山口県における漁船数とその種別を示せば、表3-1のようになる。

県水産試験場は大正二年（一九一三）、旭丸に補助蒸気機関を据え付けて航行能力を増大させ、翌大正三年九月に

表 3-1　山口県の漁船数（郡市別，大正 3 年末現在）

郡　市	日本型漁船			西洋型漁船			
	5.4～9m	9m 以上発動機付	9m 以上発動機なし	補助機関付帆船	補助機関のない帆船	汽船	計
大島郡	960		41				1,001
玖珂郡	60						60
熊毛郡	463		19				482
都濃郡	177						177
佐波郡	429		21				450
吉敷郡	584						584
厚狭郡	287		9				296
豊浦郡	596	2	182				780
大津郡	590	1	76			2	669
阿武郡	578	1	4				583
下関市	13			3		20	36
計	4,737	4	352	3		22	5,118
大正元年	5,386	2	269	7	4	24	5,692
明治44年	4,835	3	183	4	6	21	5,052
明治43年	3,522	1	189	1	12	1	3,726

注：1）5. 4m 未満の漁船は除く．
2）「漁船数」（『山口県水産組合報』第二号，大正 3 年 8 月，所収）より作成．

は、石油発動機を備えた木造日本型漁船「日新丸」を新造した。発動機船による漁業経験の蓄積と漁獲作業の改善、漁場の拡張をめざしてのことである。日新丸は、一二馬力の発動機と帆を推進力とする長さ一二・六メートル（四一・五呎）、幅二・七メートル（九呎）、深さ一・一メートル（三・六呎）、総重量二八トンの小型漁船であった[4]。この年、水産試験場は日新丸で鯛延縄と大羽鰮流網の試漁を行い、この種の漁業には「肩幅九尺長サ五十尺深サ三尺六寸外石油発動機十五馬力ヲ有スルモノヲ適当トスヘキヲ認ムルヲ得タリ」[5]という結論を得る。

大正五年（一九一六）の調査によると、山口県下の遠洋出漁船数は四六九艘、乗組員数は二一六八人、漁獲高は九八万二六五一円で、年々増加傾向にあった[6]。東シナ海や台湾近海に出漁する山口県の遠洋漁業は、下関を拠点

に発展した。そこでは、資本力のある会社や大商店によって大型漁船を使用した捕鯨や汽船トロール漁業、機船底曳網漁業が行われていた。そうした動向に刺激され、大正八年（一九一九）以降、県下に発動機付漁船「勃興」[7]の機運が高まるのである。

漁村を基盤とした遠洋漁業の先進例としては、大島郡沖家室村の漁業者による台湾での鰹漁業、都濃郡蛤島の漁業団体による樺太・カムチャッカ方面での鮭鱒漁業、熊毛郡上関村漁民によるシンガポール方面での延縄漁業が有名であり、それらは、すべて発動機船を用いていた。沖家室では、明治四一年（一九〇八）に石油発動機付漁船を建造し、大正二年（一九一三）に県の補助を得て機関付漁船を出漁させ、大正八年（一九一九）には、発動機船一〇隻、和船三三隻、乗組員一九六名をもって基隆を拠点に操業し、膨湖島付近まで進出するようになった[8]。

阿武郡では、大正五年（一九一六）の春、玉江浦から五人ないし六人乗りの漁船四八艘、鶴江浦から六人乗り漁船四三艘、田万崎から漁船五人乗り七艘、三見浦から五人乗り漁船一七艘が海外に出漁した。しかし、出漁地域はいずれも朝鮮沿岸と済州島付近にとどまっており、台湾へ出漁したのは、石油発動船一艘を含む玉江浦の漁船三艘にとどまった[9]。遠洋漁業の揺籃期に目覚ましい活躍をした萩・長門の漁浦は、発動機船の導入が遅れ、ほとんどの漁民は依然として帆と櫓を推進力とする「和船」を使用していたため、遠洋漁業で指導的な役割を果たすことができず、「県外出稼漁業」に甘んじていた。山口県は、静岡・鹿児島・三重・愛知・千葉・福岡などの諸県と比較し、漁業用発動船の採用という点で遅れていたのである[10]。

この時期、阿武郡の出漁船は、五〜六人乗りの「大船」[11]であったが、農商務省や県の遠洋漁業奨励法による漁船奨励金は、「総噸数一八噸機関馬力二〇馬力の程度」[12]を標準にしていたため、受給の対象にはなりにくく、阿武郡は山口県のなかでも動力化の遅れた地域に属していた。そうしたなか、大正八年（一九一九）以降、下関を中心に活況を

呈した機船底曳網漁業に押され、鶴江などでは転業する漁業者が続出するのである。[13]

とはいえ、下関を中心にした発動機付漁船「勃興」の機運は、日本海沿岸の漁村にも波及した。大津郡の場合、大正五年（一九一六）末まで、郡内の発動漁船は県水産試験場の所有船だけであった。大正八年（一九一九）三月末には八隻となり、他に建造中のもの一三隻を算するようになる。[14]機関士の養成についても、県水産試験場と県水産組合が大正八年六月二〇日から三〇日間、合同で発動漁船の機関士講習会を開催することを決定する。[15]阿武郡では、翌年八月一日から五日間、郡役所において石油発動漁船長講習会を行った。[16]大正一〇年（一九二一）には、不況で漁価が低落したにもかかわらず、県内の石油発動漁船は徐々に増加し、四百余隻を数えるようになった。[17]漁船への小型発動機の据え付けは、全国的な傾向であった。静岡、千葉、神奈川、福井などの諸県が先進に位置し、とりわけ、大資本ではなく小資本で運営され、かつ、重労働を要する漁業種に普及した。[18]阿武郡でも、船長だけでなく、機関士の養成に取り組み、昭和二年（一九二七）七月一五日から三週間、郡水産会・萩町役場・発動機船組合の三者が連合して発動船三等機関士養成講習会を無料で開催した。[19]こうして、朝鮮沿海を主要な漁場にしていた山口県の「遠海漁業」は、大正中期から昭和前期にかけ、東シナ海や台湾近海へも出漁する本格的な「遠洋漁業」の時代へと移行する。その契機は、発動機の導入にあり、それと並行して、「船頭」ではなく「船長」が船の運航を掌握するようになるのである。[20]

玉江浦も、昭和八年（一九二三）を画期として本格的な発動船の時代へと移行した。その契機は、同年八月、豊漁を機に玉江浦漁業組合が説教所で開催した発動船運転士養成講習会にあった。開催の理由は、近年になって機械付き漁船の漁獲成績の向上が著しく、とくに、この年の上半期（一月〜七月）、玄界灘で鯖の延縄に従事した発動漁船が一隻当り平均四千円という漁獲高をあげたことである。[21]六千円という最高の水揚げ高をあげたのは、七人乗り一〇トンの発動漁船であった。[22]豊漁をバネに講習会を開催し、浦をあげて機械船の時代を迎えたのである。とはいえ、発動

機の導入は、漁民に新たな労苦をもたらした。この頃、萩市内には二百隻の発動船があったが、おしなべて、「近時不況に祟られて発動船は安物や中古品を選んで購入する傾向ありて安物は故障続出し破損し易く新式機械を購入するのに比し修理費が多額を要し且つ能率も上らないという有様」[23]であった。

それでも、発動船導入の機運は急騰し、港湾の光景は一変した。玉江浦の「漁船の長さは四十尺内外噸数十噸乃至十数噸の大型のもので、昭和四、五年までは全部帆船であったが、現在（昭和一〇年八月――引用者）は何れも機械船に改造されてゐる。」[24]という事態を迎えたのである。昭和一一年（一九三六）になると、玉江浦は豊漁に支えられ、「大形船」の建造で活気づき、下半期には六〇余隻の機械船で上海近海をめざすようになる。[25]昭和一二年（一九三七）には、年齢一七、八歳から四四、五歳の遠洋漁業従事者四五〇余名が一〇～二〇トンの発動船六五隻に分乗し、長崎県五島付近で鯛、済州島近海において鱶を漁獲した。萩の地方新聞『日本太郎』は、昭和一二年上半期の玉江浦の状況を、「最近は六月中旬から七月末までの僅か一月半の間に四万余円の漁獲を得て八月一日頃帰浦し目下休養中であるが盆が終わって廿日頃には一斉に出発し本年末に帰浦の予定で準備に忙殺されてゐる。」[26]と報じている。

だが、この年をピークに、船数と従業者数は下降に向かい、昭和一六年（一九四一）には、五島・黄海・東支那海沿岸で甘鯛と鱶などの漁獲に従事するものの、発動船四三隻、乗組員三〇〇余名と実勢は大きく減退した。[27]機械船の徴用と青年漁師の徴兵は、玉江浦の遠洋漁業を壊滅に近い状況へと追い込むのである。

2　玉江浦の共同負債と紛擾――大船頭制の退潮と漁業組合の活動――

玉江浦は明治の初期、山田村に編入された。大正一二年（一九二三）に萩町と合併し、昭和七年（一九三二）の市制施行とともに萩市内の一行政区となった。玉江浦一区、玉江浦二区、倉江区がそれにあたる。大正九年（一九二

表 3-2　山田村と阿武郡の職業別戸数（大正 9 年）

	山田村		阿武郡	
戸数	859		22,485	
うち農業	300	(35%)	11,505	(51%)
工業	32	(4%)	2,154	(10%)
商業	140	(16%)	3,698	(16%)
漁業	254	(30%)	1,977	(9%)
その他	133	(15%)	3,151	(14%)

注：1）（ ）内は戸数の職業別構成比を示す.
　　2）『大正九年　山口県阿武郡治提要』より作成.

表 3-3　山田村と阿武郡の業種別生産額（大正 9 年）

	山田村		阿武郡	
米	16,280	2%	6,168,027	40%
麦	9,679	1%	420,274	3%
林産	228,571	34%	1,781,150	12%
蚕繭糸	517	0%	559,411	4%
畜産	43,000	6%	901,200	6%
その他農産	61,305	9%	1,765,776	12%
水産	292,930	44%	2,101,046	14%
工産	17,680	3%	1,550,166	10%
合計	669,962	100%	15,247,050	100%
1戸当り生産額	780		678	
水産業1戸当り	1,153		1,063	
一人当り生産額	151		148	

注：1）単位は円. 端数は四捨五入.
　　2）『大正九年　山口県阿武郡治提要』より作成.

○）の山田村の職業別戸数と業種別生産額を示せば、表3-2と表3-3のようになる。山田村は農林業を営む山田と漁業集落である玉江浦を中心とする村落構成で、農家戸数が漁家戸数をやや上回った。人口は四四三五人である。農業生産額については、米麦の占める比率がきわめて低く、農家は林産を主業にした。一戸当りの生産額は、漁家が農家を大きく上回る。山田村の租税負担額は、一戸当り平均四二円で、郡平均五〇円を大きく下回った。

玉江浦の生業と生活の基盤は、行政区ではなく、近世後期に成立した角屋組、上組、中組、下組という四つの組にあった。漁業組合もまた、それらの組を基礎にして活動した。玉江浦漁業組合は、漁業法にもとづき、明治三六年（一九〇三）、地先水面の漁業権の取得を目的に設立された。明治四三年（一九一〇）に漁業法が改正され、漁業組合

は「組合員ノ漁業ニ関スル共同ノ施設」、つまり漁村の維持を目的にして活動するものとされた。加えて、組合員は地区内に居住する者に限定され、魚問屋や漁船漁具商、米屋など、非漁業者の組合への直接的な関与は排除された。[28]「茲に於て昔の浦又は浦組と事実に於て目的を同ふするに至れり。」[29]といわれるようになる所以である。

大正二年頃の玉江浦漁業組合は、「遭難救恤」、「浚渫」、「補助」、「共同販売」を中心に活動した。同時期、模範的な漁業組合とみなされた豊浦郡の阿川浦の場合は、それらの事業に加えて「購買」、「貯金」、「資金貸付」、「蕃殖保護」、「魚付林」、「網置場」、「祭典」などを行っていた。阿川浦と比較して、玉江浦漁業組合の事業内容は大きく劣っていたといえる。[30]

この時期、玉江浦の漁業活動と社会関係に大きな影響力を行使したのは、漁業組合ではなく、大船頭を頂点に抱く伝統的な漁撈組織であった。大船頭については、『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』（明治二九年）に、「全船隻ヲ四分シ一組毎ニ船頭二名宛ヲ置キ其組内ヲ指揮シ又四組ノ総長ニ大船頭二名アリテ出漁者総員ヲ統括シ毎ニ気脈ヲ連通シ沖合ニ於テモヒ常ニ二船相伴不慮ニ際シ救護ノ備ヲ為ス」とある。玉江浦は文政期以降、延縄漁を中心にした沖合漁業を展開し、大船頭を中心にした漁撈システムを構築し、それを基盤に浦方の社会関係を編成していった。すなわち、沖合漁業の組織的運営と相互協力、海難救助を目的にして成立した大船頭を中心とする統括機構が、上組、中間組、角屋組、下組という四つの組を基礎にしながら、祭礼や年中行事をはじめ、魚浦の生活と行政に大きな影響力を行使したのである。大船頭は、二名制・二年任期で、毎年一名ずつ、大船、すなわち遠海出漁船の船頭によって「人物本位」で選出され、昭和四年以降、選挙権が拡大され、すべての遠洋漁業者が選挙権を有するようになった。[31]選ばれた者は最初の一年間、副大船頭を勤め、二年目に正座につき、自宅に事務所を開設して漁業組合の理事と区長を兼ねた。大船頭は「漁浦年中行事の一切に亘つて指揮命令」し、「宴会残席」では最上座に位置

し、伝統と礼節の守護者として「絶対権力」を誇示したのである。

けれども、大船頭経験者や遠洋漁業経験者が村や町、郡の議会や行政に積極的に進出した形跡はない。山田村の歴代村長は農業地域の山田区から輩出しており、萩町と合併する時期に議会で活動したのは、大田民蔵、岸熊次郎、来島谷蔵など、山田区出身の農業者や地主であった。玉江浦在住の柳敬之助は、大正から昭和にかけて漁業組合の理事や組合長、町会議員を歴任し、魚市場の経営に手腕を発揮したが、遠洋漁業者ではなかった。上利久一も、遠洋漁業の経験はない。(32)

大船頭を中心とする玉江浦の指導体制は、大正期になると活力を失った。次のような評論が、雑誌『水産界』（大正九年五月号）に掲載されている。

> 山口県の鶴江浦、玉江浦は萩町に近寄つた小漁村で、早くから朝鮮海に鰺や鯛漁に従事して、出漁船五十艘には、往時空気室を設けて遭難の虞がない様にしたので、嘗ては全国の模範村として其名が高かつた。今や佐賀関は精錬工場あり、萩の漁村は別に聞ゆる所もない。(33)

同じ論者が、大正一一年（一九二二）一二月には次のような見解を披露している。

> 余が嘗つて山口県の萩、大分県の佐賀関等で遠洋出漁の大船頭が部下を統一して行つた形跡を見れば立派な中心人物であると思ふけれども、只一部の多衆を統御する人物であつて、一町なり一村なりを統治する才能智徳を有するものは農村に比べて少ないと思われる。(34)

では、なぜ、大正期の大船頭は、全国的な傾向として、指導力を大きく低下させたのだろうか。この点については、大船頭の経済的基盤を考慮する必要がある。明治二八年（一八九五）、大日本水産会学芸委員であった下啓助は、生成期の韓海出漁漁民の経済事情について、次のように論じている。

> 朝鮮海ノ漁業ハ六十年以前ヨリ始マリシモノニシテ彼ノ肥前唐津伊万里等ノ魚問屋ハ資本ヲ漁民ニ貸与シ漁民ハ之レヲ借リテ漁業ヲ為シ其利益ノ幾分ツヽヲ以テ漸次ニ其借入金ヲ支払ヒ五年若クハ七八年ニシテ其資金ヲ皆済スレハ更ニ其新規ノ造船費ヲ借受ケ益々漁船漁具ヲ改良シ漸次其沖合ノ出漁ヲ盛ニシ其漁獲物ハ之ヲ唐津伊万里等各自ノ問屋ニ送付シ問屋モ亦利ヲ得ルハ実ニ恰好ナル一挙両得ノ手段ナリ(35)

藩政期以来、朝鮮海に出漁する漁民は魚問屋から借金をして船や漁具を調達し、漁獲を挙げて清算した。いわゆる信用貸しである。だが、漁民と問屋・仲買業者は、つねに良好な相互補完関係にあったわけではない。漁民は漁獲の好不況や景気変動によって借金を抱えざるをえず、経済的基盤は不安定であった。藩政時代は、個々の漁民ではなく、浦が公租を負担した。維新以降も、そうした伝統を引き継ぎ、組を組織して共同で韓海に出漁した漁村は、不漁や価格変動、漁業資材の高騰による欠損や利子の未払いが生じた場合、個人責任ではなく、浦や組の共同負債として処理しようとした。

玉江浦では、明治三七年（一九〇四）頃から四〇年（一九〇七）頃にかけて豊漁と漁価高騰が続き、「黄金時代」を経験したが、明治四一年（一九〇八）と四二年の不漁を契機に、かつてない経済的危機に直面する(36)。明治四三年

（一九一〇）末、一五〇戸が総額三万円の負債を抱えていることが明らかになり[37]、翌年末には、信用貸しを含め、負債総額七万四千円と算定された[38]。不漁に加え、物価高騰と漁業器具の発達によって調達資金が高額化し、高利と重なって巨額の負債を抱え込んだのである。

鶴江浦と異なり、玉江浦には漁獲収益の一部を共同貯蓄として蓄積する制度がなかった。「玉江は方針其宜きを失ひ辛苦経営畢竟高利貸の懐に入る[39]」ことになったのである。大口の貸し方は、萩町の高利貸であった。負債額の算定と返済方法をめぐって、浦総代・田中鶴吉を代表者とする船頭派（総代派）五〇戸と、信用貸しを含む負債の一括返済を主張する整理派、すなわち反船頭派一四〇戸が対立した[40]。対抗の基軸は、組や年齢階梯ではなく、負債の大小、つまり、船持ちか否かにあり、生産手段の所有にかかわる問題であった。「紛擾」を介して階級的関係が顕在化したともいえる。重視すべきは、「紛擾」を契機に船頭層と非船頭層が対立し、大船頭を長に抱く船頭層の支配秩序が機能しなくなったことである。整理派は近隣の非漁業者を指導者に迎えて「貧者」救済を提唱し、明治四四年（一九一一）一〇月、無限責任山田村玉江浦信用組合を組織した。信用組合を介して山口商工銀行から二万円を借り受け、高利の負債を返済しようとしたのである。だが、対立は続き、その間、助役・中山万次郎が調停にあたったが功を奏さず、村長・前田豊作も傍観せざるをえなかった[41]。その後、事態は整理派の主導性のもとに推移し、①債務者に対して全額の六割引の要求を提示すること、②負債なき一五〇戸が毎日一銭ずつ四ヶ月間にわたって負担すること、という総代派の逆提案を整理派が受け入れ、明治四四年（一九一一）一二月、妥協が図られた[42]。しかし、その後も対立は続き、返済方法について合意が成立するのは、大正五年（一九一六）六月、組合員一七七名中、一五五名が参加した信用組合臨時総会においてであった。このとき、債務三万二千円を資力に応じて返済することが了解され、「紛擾」は収束に向かうのである。合意された返済方法とは、最少五円、最大一三五〇円の負債額を資力に応じて各戸で負担し、

年賦で返還するというものであった。[43]

大正一〇年（一九二一）五月、玉江浦は六七戸と漁船二艘を焼失する大火に見舞われる。罹災者の多くは、往年の共同負債関係者であった。[44] 大火を機に、再び高利貸しが跋扈するが、難局を乗り越え、大正一一年（一九二二）八月、山田村玉江浦無限責任信用組合を介して日本勧業銀行山口支店に債務の返済を完了した。この間、玉江浦は「少数者の為め多数民が連帯債務を負ふて居ると云う地方の重大問題で連帯者の困憊其極に達し一時は全部を挙げて破産に帰せんとする状態であった」[45]という。

以上のように、明治末年以来、玉江浦は負債整理をめぐって総代派（船頭側）と整理派（非船頭側）に分裂し、「紊乱、紛擾」[46]を重ねた。大船頭をはじめ、指導的立場にある船頭層は、事態を打開するための有効な手を打てなかった。斡旋役を務めたのは、玉江浦の漁業者ではなく、山田地区出身の村長・前田豊作や太田民蔵、助役の中山万次郎、村会議員の時山安熊、それに岡部郡長であった。[47] 玉江浦の内部には、「紛擾」を収拾しうる強力な精神的権威も経済的・政治的ヘゲモニーも存在しなかったといえる。

そうしたなか、漁業組合の理事・柳敬之助らが共同販売所（魚市場）の経営を軌道にのせ、漁業組合の影響力を拡大する。大正四年（一九一五）二月に開設した漁業組合の魚市場は、開設当初こそ負債の返済に苦慮したが、大正八年（一九一九）初頭に償還を終え、大正九年には八万円を超える売上高をあげた。これを契機に、漁業組合の基礎が確立した。[48] その間、漁業組合は、大正七年（一九一八）の簡易冷蔵庫の設置[49]をはじめ、各種の漁業講習や共同貯蓄、伝染病予防、補習教育の奨励、大正一二年（一九二三）一二月の山田信用購買販売組合の設立[50]などに尽力し、漁業者への資金調達と自立的経営を支援した。

昭和期になると、操業水域を拡大するために機械船を導入する必要が生じ、漁業資金が高騰した。「昨今の機械附

遠洋漁船一艘を設備するためには、約三、四千円の新造費と一人当百円乃至二百円の漁具費を要するのであるが、全漁民に斯る巨額の一時資金を提供する経済力を望むことは到底不可能のことである」[51]という遠洋漁業の時代を迎えるのである。ちなみに、昭和八年頃の玉江浦の一戸平均年収は、一千〜一千二百円であった。玉江浦の漁民は、漁業組合や信用組合に依拠することなくして、安定的に漁業を営むことができなくなるのである。

そのような事態を背景に、昭和八年（一九三三）から一〇年（一九三五）にかけ、漁業組合は経済的なヘゲモニーを確立する。玉江浦漁業組合の発行した小冊子『玉江浦とその青年宿』（昭和九年）は、いう。「過去久しきに亘つて浦の漁業組織に光彩あらしめたのは、従来の大船頭組であったが、明日の玉江浦を興隆の道に進ましむるものは、過去及び現在の総ての組織を融合渾一してその上に打ち立てられたる玉江浦漁業組合の活動の外に之を求むることは出来ない」[52]と。同漁業組合は昭和一一年（一九三六）の漁業法の改正によって漁業協同組合に改組し、購買・販売部門だけでなく、信用部門にも手を広げた。そうしたなか、大船頭の役割は、漁船が「シナ海出るようになってからお祭りぐらいに」なり、昭和一〇年（一九三五）頃、旧来の任務を漁業組合長に譲り、青年協行会に厳島神社祭礼を任せ、残りの神事のみを管轄することになる[53]。大船頭の権力は、象徴的なものに限定されていくのである。

第二節　競技化の進行――大正中期・昭和初期――

1　片道コースから往復コースへ

明治四一年（一九〇八）五月、県立萩中学校に在学する野北重利が玉江浦の「おしくらごう」を観戦し、その感想を『校友会雑誌』に寄せている。この年の「おしくらごう」は、悪天候のなか決行された。野北によれば、競漕の模様は次のようであった。

> 折しも、時や至りけむ、四隻の小舟、赤白黒黄の旗を翻しつゝ、序々として出て初めぬ。時に一陣の風颯と、再び降りしきり、恰も、海若怒りて今日の挙を止むるが如し。須臾にして又霽るれば、舟は木の葉の如く、波のまに〳〵、隠見しつゝ、早や二哩の沖にあり。降りみ降らずみ、定めなき空に、漸く待ち倦みて、彼処にはかこち、此処には争ひ、小児は泣き、犬は走る。舟よ舟よと喚ぶ聲に、衆目皆沖の彼方に走る。沖には、水鳥の如きが二ツ三ツ、刻一刻此方に向ひて帰り来るなり。凡そ二十分も待ちたるかと思う頃には、舟は、早や弁天岩の彼方にあり。やがて、岩を廻りて洲口に入るを見れば、黒その先登にして、白黄これに続けり。その阿武川に入るや、俄然大雨、水面には白煙朦々、為めに旗色さへも見えわかず、実に壮絶快絶、其光景は、筆舌のつくし能ふところにあらず。あわれ此技、永久に存すべく、且つ益々発達せしむべきものにあらずや。(54)

この観戦記によれば、北野重利は沖のスタートラインに向かう四隻の船を見送ったあと、漫然と時を過ごしている。悪天候のため、沖合で演じられる競漕の成り行きを目視することはできず、競漕船が弁天岩を越えて洲口に近づく頃になってはじめて、周囲の騒ぎに促され、競漕に集注する。彼が感嘆したのは、レースの展開ではなく、大雨のなか、河口付近を突き進む競漕船の勇姿あった。「おしくらごう」は、彼にとって、必ずしも競漕の過程を楽しむものではなかったのである。とはいえ、この競漕は、北野に大きな影響を与えた。翌明治四二年（一九〇九）九月二五日、彼は萩中学校「秋季和船競漕会」のフィナーレを飾るレースに、選手として出場するのである。(55) この日の競漕会には、新造された指月、椿、常盤の三艇が登場し、玉江浦の青年漁師も来賓競争に招待された。彼らの漕船術は絶妙であり、短艇部員をして、「来賓競争となり、三艇は究竟なる玉江浦の人なり、技の霊妙感嘆の外なし。(56)」といわしめたのであ

る。玉江浦の青年が披露した漕船術は、萩中短艇部員の羨望の的となった。

ちなみに、明治三二（一八九九）年九月に開校した県立萩中学校は、翌年四月に校友会を発足させ、「撃剣柔道部」などとともに「ボート水泳部」を組織した。明治四三（一九一〇）年、校友会の組織改革を行い、各部を「武道」「文芸」「運動」の三班に区分し、剣道部と柔道部を「武道班」に、庭球部、野球部などの各部を「運動班」に編入した。この改革によって「ボート水泳部」は「短艇部」と改称され、「運動班」に所属することになり、さらに、翌四四年（一九一一）、「端艇部」と改称された。[57]

明治三四年（一九〇一）九月一四日には、開校を記念して阿武川下流の松本川で「端艇大競漕会」が開催され、海軍から購入した二艘のカッターが使用された。競漕の方法は、「一発の銃声と共に、下橋より両艇上流に向て進行を始む、而して其の勝敗は上流の二個の小舟を廻りて原地に還り、其速力の優劣を以て勝負を決するにあり。[58]」この競漕の特徴は、上流の目標を廻って再び出発点に還るコース設定にあった。明治三八年（一九〇五）九月に「和船」三隻を建造し、同年一〇月の開校記念日に開催した競漕会でも、往復レースが継承された。以後、「轟然たる号砲と共に、一斉に進み、玉と飛る白波は夕暗に輝き、壮絶極りなく、目標を廻る際には三艇殆ど一髪を入るゝの差を認めず[59]」というデッドヒートを演じることが期待されたのである。

初期の萩中の端艇競漕会は、開校記念日や松蔭神社の例祭などに開催され、大正四年（一九一五）以降、海軍記念日の五月二七日に行われるようになった。『山口県立萩高等学校百年史』によると、「試合の方法は、初めは学年対抗であったが、明治四十三年からは中隊対抗になった。競漕コースは、一般生徒は二〇〇メートル一周であるが、中隊選手になると四〇〇メートル二周を九分から一〇分で力漕した。玉江浦の「オシクラゴウ」に使われているような特別製の和船に、漕者五人、リーダー一人が乗り、漕者一人はトモ、四人は左右の舷の櫓を持ち、船首のリーダーの掛

け声と、拍子木で船板をたたく音頭に合わせて漕ぐ、まことに勇壮なものであった。[60]」という。

萩中の競漕会には、明らかに、玉江浦の「おしくらごう」の影響が認められる。ただし、選手の人数については、大正の半ばまで、一艘に「櫓手五名号令者一名」の計六名が乗船することを通例とした。[61]大正八年（一九一九）四月に比叡・笠置・吉野・金剛が竣工したあと、玉江浦の「おしくらごう」と同数の七名の選手による競漕に移行する。[62]加えて、萩中関係者は、「萩中の競漕を見んより玉江の競漕を見るに若かず」という「地方人士」の声にさらされ、「萩中の競漕を玉江のものと比較するは余りに酷なりと謂、世人をして此の言を為しむる萩中漕艇部も亦其責を分たざる可らず[63]」というプレッシャーを受けていた。その背景には、卒業生を含む地元人士の萩中学校への次のような期待が存在した。「今の世界は競争激甚要務過多の時代なり。」「而して世運は常に長歩の進歩をなし世界の事々物々は月に年に錯綜するを見る。」「中等学校は正に此等国家枢要の中等国民を教育する所、」「運動は実に国家が要求する所の国民を養成するの好手段なり。[64]」以上のように、萩中学の和船競漕には、学内だけでなく地域社会に対し、競争社会を生き抜く「元気」を率先垂範して示すことが期待されていた。

大正五（一九一六）年五月三日、玉江浦の「おしくらごう」に新たな画期が訪れる。昨年までは、沖合約二里の津波瀬から一直線に玉江浦の港口をめざして競漕した。この年から、津波瀬付近に浮標を置き、港口から出発してその浮標を回り、再び港口の決勝点に帰るコースに改めたのである。直線型の片道コースから、往復コースへの変更である。五月三日は水曜日であるにもかかわらず、多くの見物人が訪れた。好天に恵まれたからであろう。『防長新聞』は、この日の競漕の模様を次のように伝えている。

同浦より約二里の沖合なる津波瀬附近を到着点として浮標を設け本年は特に之れに往復二回を以て勝敗を決することゝし即ち出発点港口を決勝点として例の通り上、中間、角屋、下の四組より四艘の漁船を出して競漕会を催したるに朝来珍しき好天候の為め萩町は勿論近郷より老若男女の観覧者同港口の両岸に満ち又港内には大小幾十の船舶を浮べて盛況を極め午後五時頃鳴鐘を合図に四艘の競漕船は一斉に出発して平常山の如き怒濤激浪も物の数ともせず自由に遠洋を航海して鍛え揚げたる腕前を顕はすは此時にありと各船の若者何れも意気軒昂勇気日頃に百倍の力瘤を出して互いに櫓を押し立て約三十五分を経て第一の名誉を博したるは黒旗を翻したる下組船、第二着は赤色の中間組船、第三着は黄色章の角屋組船にして最後に悄然として殿りしたるは白旗を掲げたる上組船にして全く終了したるは午後六時頃なりしが近年稀なる盛況なりし(65)

上掲の記事が示すように、大正五年の「おしくらごう」は、従来行われていた沖から岸へ向かう直線的な競漕ではなく、港口から沖へ向かって一斉に漕ぎ出し、沖の浮標を旋回して再び港口へ戻るものであった。文中の「往復二回を以て勝敗を決する」とは、片道ではなく、往路と復路、すなわち往復競漕をもって勝敗を決することを意味している。沖から岸へ向かう片道だけの競漕では、海岸で応援する者や見物人は、終盤のシーンしか見ることができなかった。だが、往復競漕を採用することにより、観衆は序盤と終盤のシーンを見ることができるようになったのである。選手には、浮標を効率的に旋廻する技術が新たに求められた。そうした変化は、「おしくらごう」がより競技的な性格を強めたことを意味している。報道関係者もまた、そのような変化を敏感に感じ取った。『防長新聞』の上掲記事は、競漕で一位になった船の所要時間が「約三十五分」であったと報じている。競漕タイムを記事に記載するのは、今回が初めてである(66)。この事例は、「おしくらごう」が陸上競技などと同様、見る者にとって記録に挑戦する競技、

すなわち一種のスポーツとして注目され始めたことを示している。

『防長新聞』は明治三〇年代の初頭以来、玉江浦の「おしくらごう」に「玉江浦競漕会」という呼称を用い、民俗的祭りの余興として報道してきた。明治四〇年五月には、「玉江浦競争演技会」という呼称を用い、「一ヶ年間の網代区域を其勝敗によりて定むることゝして各自腕を撫り待ちつゝあれ当日は定めし賑ふなるべし」[67]と、その起源について報道し、「おしくらごう」が民俗行事でありつつ、部外者にとっては娯楽性とスペクタクルに満ちた催しであることを示した。大正期になると、この傾向はさらに顕著になり、萩町および阿武郡の居住者を読者とする『国華新聞』の場合、大正五年（一九一六）五月初旬の「おしくらごう」を、下記のような「端船競技」として紹介するのである。

> 山田村字玉江浦遠洋漁業組合は朝鮮支那海へ渉猟中なるが本年は比較的成績良好就中鯖大匹の漁獲夥しく晩くも今月末には帰山の予定にして来る五月一日より同地（ママ）期祭を期して盛大なる端船競技を催す由[68]

玉江浦の「おしくらごう」は、どのような理由で片道競漕から往復競漕へ移行したのか。それを確定することは難しい。玉江浦の当事者たちが、ジャーナリズムの新たな動向をどの程度意識していたか、定かではない。三島浦の「押船」をはじめ、萩近郊漁村の伝統的な競漕は、おしなべて、沖合から岸に向かう片道コースであった[69]。したがって、近隣の船競漕が範例とはなりえなかった。彼らが出漁中に寄港した壱岐や対馬の浦々も、沖から岸に向かって三百メートルほどの距離を漕ぎ込む競漕がほとんどで、対馬の曲浦の「フナゴロ」は、往復レースではあるが、海上一里ほどの知高浜から神を迎える神事であった。スピードを競う競漕というより、耐久レースとしての性格が強く、往路か帰路において、適宜、興にまかせて競漕を行っていたのである[70]。長崎のペーロンは往復で競い合っていた。類似

する民俗行事からの転用を否定しえないが、「おしくらごう」と萩中学校の和船競漕との関係を考慮に入れた場合、運動競技に関するこの時期の社会的動向を背景に、萩中の競技方式を参考にして往復コースを採用したと考えるのが妥当であろう。

同様の変化が、萩中学校の体育行事にも起っていた。萩中学校では、明治末年から大正初期にかけ、生徒たちの課外活動や運動会が趣味・娯楽の場に化すことを苦慮していた。明治四四年（一九一一）一〇月、村上俊江・校友会長（校長が兼務）は、生徒を講堂に集め、体力と技量を基軸にした競技改革を提唱する。すなわち、「運動会競技の種類は、体力の健強を比較するを以て精神とし、観者をして、覚えず腕を扼せしむるものならざるべからず。今後益々注意せん事を望む。との旨を述べ、其より、インターナショナル、オリンピック、ゲームの状況を述べ、種々競技運動の精神を講話せられたり。」[71]そうした趣旨にもとづく改革の一つが、翌四五年（一九一二）二月四日に開催された第一回「団隊長途競走」であった。この競走は、学年と学級を基礎にして編成された中隊と小隊が、各隊ごとに時間をずらして校門を出発し、二里二〇町離れた大井村の決勝点をめざすものであった。「打揃ひて到着せしは、平生鍛錬せし体力の強健を證し得て十分なり。」[72]個人ではなく、集団の所要時間が競われた。大正一四年に卒業したあるＯＢの「思い出」によれば、「全生徒は、一年からずっと、四つの中隊に分属していた。そして夫々の中隊歌など歌って色々の競技を争った。当時はスポーツという観念はなく、すべて中隊としての団体の競技であった。中隊全員の心と体力の鍛錬であり結束の力であった。」[73]

だが、そこに競技としての進化がなかったわけではない。第一に、「レコード」に対する生徒たちの興味関心を喚起した。大正二年（一九一三）一月二九日の第二回「団隊長距離競走」では、「第一中隊の下に月桂冠は下れり。同隊の光栄何か之に加へん。顧ふに、其の差や、僅に数秒を以てし、殆ど勝敗の別なし。以て其の競争の激烈なりしを

知るに足る。（中略）以て各員努力奮励の程を推測するに足るべし。逐年、この趨勢を以て進まば、レコードは更にレコードを生み、僅ゝ一時間を出ずして到着するも亦難きにあらざらん。[74]」努力奮闘は、時間という客観的な尺度で置き換えられ、評価された。「草鞋脚絆」による競走であったとはいえ、集団のなかでの努力奮闘が進歩をもたらし、「レコード」は更新されるものであることを、生徒たちは実感したのである。

第二に、競技の形式に改良がほどこされた。大正三年（一九一四）二月五日の第三回「長距離競走」において、「従来は、大井村高倉荒神社下を決勝点としたりしを、本年は之を改めて、同地を出発点とし、校門を決勝点と定めらる」と、校門を出発点ではなく決勝点にし、そこに見せ場を作ろうとした。結果は、「各隊とも整々として校門に達せしは頗る壮快なりき。[75]」と、良好であった。大正五年（一九一六）二月一九日の第五回「長距離競争」の模様は、「本年は、又之を変更して、出発決勝両点とも、之を校門と定め、萩地を壱周することゝせらる。此の間約二里半の距離あり、午前七時半より、各隊五分を隔てゝ、順次出発し、やがて、各隊整整として、疾走しつゝ、続々決勝点に入り来りし状は、頗る壮快なりき。[76]」というものであった。この年、「団隊長途競走」は、萩一周長距離競走に変身したのである。大正五年といえば、玉江浦の「おしくらごう」が片道競漕から往復競漕へ移行する年であった。競技化の趨勢の具体的な現れという点で、両者は通底していたといえる。

2　「漁船競漕」と「和船競漕」――新聞界の動向――

日露戦終結直後の明治三九年（一九〇六）一〇月、萩中学校はこれまでの端艇競漕会にかえて「和船競漕会[77]」を開催し、年中行事として定着させていった。翌年五月、『防長新聞』は「萩中学校の和船競漕[78]」という記事を掲載し、その後も、この和船競漕を萩町の名物行事としてたびたび報道した。そうした報道を介して、萩中の競漕は、特色あ

る学校行事として県立豊浦中学校の「端艇競漕」[79]とともに明治末・大正期の人々に知られるようになる。

大正期に入ると、民俗的な年中行事である「漁船競漕」[80]も、「和船競漕」として報じられるようになった。『防長新聞』が大正四年（一九一五）五月一九日に掲載した「和船競漕大会」という記事は、そのような動向の端緒を示していた。

> 阿武郡椿郷東分村字中小畑にては十八日午後四時より和船競漕大会を開き同浦沖合約一里の九島より小畑浦の決勝点に向ひしが一船の乗組員七名にて競争船赤白黄の三隻を仕立て沸き返る盛況なりき[81]

上掲記事は、小畑浦のエビス祭りに開催された民俗競技を「和船競漕大会」として報じたものである。そこにいう「競争船」とはどのようなものか、定かでない。だが、翌年五月、萩の地方紙『国華新聞』は、この催しを「漁船」による「和船競漕会」[82]、あるいは「漁船競漕会」[83]として報じており、したがって、『防長新聞』の上掲記事にある「競争船」は、競漕用の専用船を意味するものではなく、通常の漁船であったとみなしうる。たしかに、この頃、「和船競漕」と「漁船競漕」の区別は曖昧であった[84]。だが、大正七年（一九一八）になると、状況は大きく変化する。民俗的な年中行事として行われる競漕も、ほぼすべて、「和船競漕」[85]という呼称で報道され、玉江浦の「おしくらごう」の場合も、この年以降、「競漕会」にかわって「和船競漕」[86]という呼称で報じられるようになるのである。とはいえ、当事者たちがそれに準じたわけではない。それ以降も、萩近郊の漁村では、和船競漕とはいわず、仲間うちで「押し合い」または「押しくら」、あるいは「おしくらごう」と称していた。

では、新聞界における漁船競漕から「和船競漕」への名辞上の転換は、どのような社会的事実を反映するのだろう

か。まず、前項で考察したように、運動競技に対する社会的な関心の高まりがあった。第二に、「和船」という呼称の普及がある[87]。以下、第二の点を中心に考察を進めよう。

和船は、「中国・ヨーロッパなど外国の形式の船に対して、わが国在来の形式をもつ木造船の汎称」であるとされる。「近世初期以来まれに使われていたが、明治維新直後に政府が内航船の主力だった弁才船（べんざいせん）の洋式船転換策を推進したため、両者を区別する必要から、弁才船を代表とする在来船を日本型船とか大和型船（やまとがたせん）と呼んだのが契機となって普遍化した」。すなわち、「和船」という呼称は、海難防止を理由に洋式船化を進めた明治政府の政策と連動しながら、在来船と洋式船と区別するため、明治以降の日本社会に浸透したのである。だが、洋式船の普及は進まなかった。享保期以降、日本の海運の主力となった弁才船は、国情に適した内航船としての実用性が高く、建造費も洋式船よりずっと低廉だったからである。明治一八年（一八八五）、政府は明治二〇年以降に五百石積以上の日本型商船を建造することを禁止し、西洋型帆船への転換を進めたが、船主・船乗りは西洋型帆船の長所を取り入れた和洋折衷による合子船（あいのこぶね）の建造を支持した。そのため、明治後期になっても、内航海運は和船・合子船・洋式船の三本立てで運営されたのである。

石井謙治によると、和船の特徴は「大板構造」にある。これは、「航（かわら）と呼ぶ厚板の船底材の両側に棚板と称する幅広い外板を三〜四段に張り、左右の棚板の間に太い梁を渡して、肋骨や隔壁を使わずに強度を持たす」もので、長さの割に幅の広い船型を可能にし、積載量と安定性に優れていた。弁才船や関船、中小型商船、各種の漁船、遊び船、諸種の川船なども、使用条件や風土によって違いはあるが、基本的には「大板構造」をベースにして造られていた。とはいえ、合子船の出現に象徴されるように、明治中期には、ほぼすべての在来船がなんらかの形で洋式技術を摂取するようになっていた。合子船は、和船構造に肋骨を入れて船体を堅牢にし、檣の数を増やして帆走能力を

向上させた和洋折衷型の貨物輸送帆船である。明治後期から大正期にかけて全盛期を迎え、昭和の初めに国内海運としての主役の座を機帆船に譲ることになる。それとともに、商船としての和船もまた、衰退の一途をたどったのである。

漁船の場合、明治三〇年（一八九七）の遠洋漁業奨励法と明治三八年（一九〇五）の同法改正によって遠洋漁船の建造が奨励され、帆走の動力化と洋式漁船の採用が図られた。明治三九年（一九〇六）に静岡県水産試験場が建造した石油発動船・富士丸（三〇トン、二〇馬力）が、その先鞭をなす。だが、西洋型漁船の導入は、大資本を有する企業や漁業経営体にとどまった。同じ時期、在来漁船に肋骨を入れ、発動機を付設する改造漁船が出現する。だが、富士丸型の船舶の場合も、龍骨を平にして船底に角を付し、機走を主とし、帆走を副とするものに変化した。「両者の相違大ニ減ジ、爰ニ本邦特有ノ相子式鰹漁船ナルモノヲ現出セリ」。以上は、静岡県の例であるが、他の地域においても、「在来漁船ニ肋骨ヲ挿入シ、幾分堅牢ノ構造トシ、（中略）推進機ヲ外艫ノ内ニ蔵シ、沙浜引上ニ便スル装置ノモノ行ハルヽニ至レリ」[88]という。在来漁船においても、遠洋志向に起因する構造の堅牢化と発動機の導入、すなわち和洋の折衷化に向かったのである。各船は「速力ヲ競ヒシ為強力ノ発動機ヲ据付ケ、運転経費ヲ増大セシ為」[89]、燃料の節約に腐心した。大正八年（一九一九）、焼玉か電気の発火方式による内燃機関に代わって、より効率のよいディーゼル機関が誕生し、漁船にも採用されるようになる[90]。

山口県では、すでに考察したように、明治三九年（一九〇六）、木造西洋型帆船「旭丸」を竣工させ、県水産試験場の所属とし、大正二年（一九一三）、補助蒸気機関を備え付けて航行能力を増大させた。翌大正三年九月には、石油発動機を備えた木造日本型漁船「日新丸」を新造した。漁業現場での動力化については、大資本傘下の企業体を除けば、明治四一年（一九〇八）の沖家室村における石油発動機付漁船の建造が初発の部類に属する。県内において発

動機付漁船の時代に移行し始めるのは、大正八年（一九一九）以降であるが、最初は、資本力のある会社や商社にとどまった。玉江浦の場合、昭和四、五年頃まで、遠洋漁船はほぼすべて帆船であった。だが、わずか三年足らずのうちに機械船への改造、ないし新船購入を完了するのである。

以上のように考察した場合、新聞紙上の「漁船競漕」から「和船競漕」への名辞上の移行は、在来型商船の洋式への移行、ないし折衷化、および、漁船の大型化と和洋折衷型機械船の増大と軌を一にしていたとみなしうる。このことに関連して、明治三五年（一九〇二）、柳田國男（松岡梁北）は雑誌『太陽』に「伊勢の海」という紀行文を寄せ、折衷化ないし西欧化を強める湾岸の風景を見事に活写している。

> 船は種々の形せるものを、朝に夕に見たり、四日市の港に出入るもの、熱田鳥羽より紀路に通ふもの、豊橋の南年呂より神社に行くもの、又は福江と亀崎との間を通ふものは、大小の汽船なり、和船の純粋なるは此頃少くなれり、外海の船を始めて、近き沖行く漁舟までも、大抵帆のみは三角なる西洋形のものを掛け、帆柱の数も多し、楫も旧来の形は不便にて、暴風の時にも楫柄に払はれて、折々人の海に落さるゝことありしかば、今は大抵西洋形に改めむ、船首の形も聊昔のもとは変れり。(91)

明治三〇年代前半、伊勢の海を見て柳田が看破したのは、汽船の増加と和船の減少、および、和洋折衷型漁船の普及であった。柳田は、「和船」という語に不変性・純粋性をダブらせて理念化し、それを識別基準にして雑多で折衷的な海と船の現実を読み解こうとした。彼は「和船」という語をもって在来的なものの不変性に思いを寄せたのである。その意味において、この語は、雑多で多様な船の現実を理解するための指標であるにとどまらず、在来的なもの

を不変性、純粋性において感得する概念的な装置であったといえる。たとえば、大正八年（一九一九）の萩中学校『校友会雑誌』は、「和船建造竣功」について、次のように報じている。

> 四月三十日、校友会新艇四隻成る。吉野朝に因みて忠義心を発奮し、王事に貢献せしめん主旨にて、比叡、笠置、吉野、金剛と命名す。(92)

雑種化や折衷化が進行するとき、在来的なるものを観念的に純化しようとする志向が強まり、再帰的な作用が亢進され、「伝統」へと回帰する。そこには、ナショナルなものに対する憧憬があった。

さて、これまでの論証は、次のように整理することができる。第一に、明治三九年（一九〇六）一〇月、萩中学校はこれまでの端艇競漕会にかえ、和船を用いて競漕会を開催し、以後、「和船競漕会」として年中行事化していった。第二に、新聞は、この行事を「萩中の和船競漕」として定期的に報道し、それを契機に「和船競漕」という呼称を定着させ、大正七年（一九一八）を境に、民俗的な祭礼行事として行われる在来型の漁船を用いた競漕をも「和船競漕会」という呼称で報道するようになった。

第三に、そのような変化の背景には、社会一般における競争への志向や運動競技への関心の高まりに加えて、在来船の和洋折衷化による実用面での「和船」の衰退という歴史的な流れがあった。商船や漁船の和洋折衷化や在来船に洋式船の長所を取り入れる傾向が進行し、それを契機に、西洋船とは異なる「和船」への文化的・社会的な関心が高まったのである。

第四に、「和船」ないし「和船競漕」という呼称を使用する場合、そこには、在来的なるものの不変性・純粋性に

着目し、そこに価値を見いだそうとする志向が存在した。

新聞報道を契機にして進行した「漁船競漕」から「和船競漕」へ呼称の転換は、以上のような社会的・思想的動向を背景にしていたといえる。

3　和船競漕船の導入

「おしくらごう」の競技的展開の第一の画期は、片道競漕から往復競漕への転換にあったが、さらに重要な画期として競漕専用船の導入がある。それをもって「おしくらごう」は実用性や神事性をより相対化し、競技としての自立的形式を強めるのである。けれども、どの時点で競漕専用和船（以下、和船競漕船）を導入したのか、確定することは難しい。ちなみに、長崎開港の頃に始まり、初期には鯨船を使ったとされる長崎ペーロンの場合、一八〇〇年頃にはすでに専用船が使用されていたとされ、さらに明治以降、湾内での往復競漕に移り、それに適した船型に改良されたといわれている[93]。以下、玉江浦の「おしくらごう」の使用船について考察しておこう。

まず、玉江浦の遠海出漁船は、文化年間以降、明治末年まで一艘につき四人が乗船した[94]。それ以降、乗船員数は徐々に増え、明治末から大正前期にかけて五〜六名になり[95]、大正中期以降は七名編成の帆船による出漁が常態化した。帆船を機械船に改造し、遠洋漁業を本格的に展開し始めた昭和八年以降、船の重量は一〇〜二〇トンに増大する。だが、乗組員の数に変化はない[96]。玉江浦の漁船は、遠洋漁業および朝鮮への通漁を奨励した明治三六年（一九〇三）五月の山口県令「水産業奨励費下付規則」と翌年一〇月の同規則改正[97]の影響を受け、徐々に大型化して帆走力を増大し、その実績を昭和期の改造機械船に引き継いだのである。

明治中・後期の「おしくらごう」には、「改良漁船中の最も軽疾なるもの[98]」が使用された。では、競漕専用の和船

は、いつ建造されたのか。

「おしくろごう」を主催した玉江浦青年協行会の『記録』（昭和二年起）に、競漕船の建造に関する次のような事項が記載されている。[99]

- 昭和十五年六月　和船競漕船進水式
- 昭和廿二年六月二十三日　第四回　和船競漕船進水式価額一隻七千一百円トス
  造船所白井栄吉殿会長波多野直一
  和船競漕船新調費用一万九千八百円実行組合ノ出資

『記録』によれば、昭和二二年に第四回の進水式を挙げている。したがって、昭和一五年（一九四〇）は三回目の建造と解することができる。五回目の新造は、昭和三五年（一九六〇）であった。その間、一三年が経過している。通常、「船は十五年くらいで更新される」[100]といわれており、第四回と第五回の期間が短いのは、戦争の影響によるものであろう。以上のように考察した場合、競漕専用の和船は、大正中期から昭和初期にかけて出現したことになる。[101]

玉江浦における漁船および和船競漕船の大きさを示せば、表3-4のようになる。なお、同表に記載した和船競漕船の大きさは、昭和戦後期のものであるが、新造にあたっては先行する船型を踏襲することが慣行になっており、初期のものと大きな違いはないと思われる。[102]明治一四年（一八八一）頃の四人乗り「改良漁船」の長さは一〇・六メートル（三五尺）、幅一・六メートル（八尺五寸）であった。[103]昭和九年（一九三四）頃の七人乗り「帆船」および「改造機械船」の長さは一二・一メートル（四〇尺）内外で、重さは一〇～一七トンである。[104]ちなみに、沿岸漁業用の

表 3-4　和船競漕船の仕様（玉江浦）

船の種類	長さ	幅	乗組員数	使用時期	出典
改良漁船	10.6m （35 尺）	2.6m （8 尺 5 寸）	4 人乗り	明治 14 年	(1)
帆船・改造機械船	12.1m （40 尺）		7 人乗り	昭和 9 年頃	(2)
小船	7.3〜7.6m （24〜25 尺）	1.5m 以内 （4 尺 8 寸以内）		昭和 9 年頃	(3)
和船競漕船（A）	8.9m	1.76m	7 人乗り	昭和55年頃	(4)
和船競漕船（B）	9.3m	1.67m	7 人乗り	平成 15 年	(5)

出典：(1)『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』1896 年，487 頁.
(2) 柳敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』玉江浦漁業組合，1934 年，9 頁.
(3) 柳敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』玉江浦漁業組合，1934 年，8 頁.
(4) 伊藤彰『防長海辺の民俗』（防長文庫 6）東洋図書出版，1981 年，98 頁.
(5) 上領造船「仕様書」（競漕用和船）2002 年.

「小船」は、長さ七・三〜七・六メートル（二四〜二五尺）、幅一・五メートル（四尺八寸）以内であった[105]。

明治期の改良漁船と大正期以降の帆船（および、改造機械船）との長さの違いは、わずか二メートル弱にすぎない。だが、重要なことは、日本型改良漁船の先駆をなした玉江船は、大正期には遠海・遠洋漁業の現役としての役割を終え、より大型化した船が使われたことである。乗組員も四人から、五人ないし七人に増加した。明治期の「おしくらごう」の船は、「改良漁船中の最も軽疾なるもの」が用いられたから、大正期になっても、実用的価値を失った小型の改良魚船が引続き使用されたものと考えられる。

和船競漕船は改良漁船と比較して、長さは一・七メートルほど短く、船幅は三分の一ほど狭い。「小船」と比較した場合、幅はほぼ同じであるが、長さは競漕船が一・五メートルほど長い。競漕船はより細長く造られており、そのぶん水の抵抗は少なくなる。第二に、それに関連してより重要なのは、「中棚」の角度を少なくしていることである（図4、参照）。いわゆる「かじき」といわれる部分で、船底と船の側面の造る角度を狭くし、水の抵抗を少なくするのである。萩地方では、そうした船を「足が弱い」とか、「水受けが悪い」という。それによって船はローリングを起しやすくなり、それに対応するための操船技術や漕ぎ手同士のコンビネーションが

図４　和船競漕船図

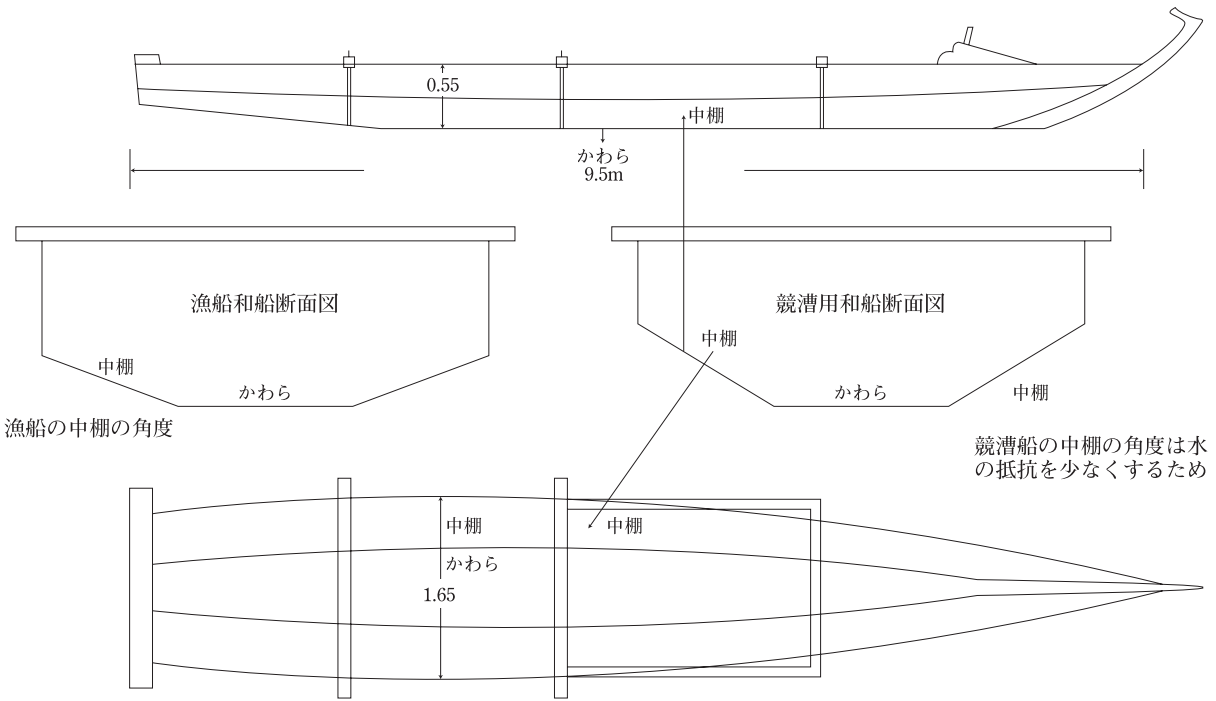

（福永護氏提供）

要求されるようになる。第三に、和船競漕船は通常の和船より艫（とも）、すなわち船の後方の幅を絞って水の抵抗を少なくしている。第四に、船首に甲板を設け、その後部に「水返し」を取り付け、海水の浸入を防ぐように工夫していることも、和船競漕船の大きな特徴といえる。改良漁船の伝統を引き継いでいるのであろう。以上のように、和船競漕船は、波のある海上で速さを競うことを目的に建造されたのである。

船を構成する板は、カワラ、カジキ、ウワダナの三枚を基本にし、三箇所に船梁が取り付けられ、強度を保った。船体はすべてスギ材、船梁はヒノキ材で造られ、櫓、櫓杭はカシ材を用いた[106]。この船は在来船に固有な構造を保っており、肋骨を使用して船体を補強する洋式船との折衷は図られていない。「立派で丈夫で速い船で安いこと」。後年、老朽化により新しい和船競漕船を建造する際、ある役員は入札の条件をそのように語っている[107]。ただし、「安い」という点については、以下の留保が必要である。すなわち、和船競漕船に使用するスギ材は日向杉であった。この杉はもともと造船用として開発されたもので、全国的に著名であるが、材質に粘りがあって割れにくく、伸縮性も少なくて芯割れが起りにくかった。とくに中央部の芯に近いところを赤身といい、この部分は水分を含みにくく、腐らず、長持ちするといわれている。かつて木造延縄船を建造する際、好材を好む船主は船価が割高になっても日向杉を使用した。「おしくらごう」の船もまた、日向杉を使用して建造された[108]。

和船競漕船は、競技性と耐久性を重視し、さらに顕示性と経済的合理性を兼ね備え、かつ、玉江浦の歴史と誇りを体現するものでなければならなかったのである。

第三節　「おしくらごう」の制度化

1　青年宿の設立とイデオロギーとしての和船競漕

玉江浦は、明治末年から共同負債の返済をめぐって対立を繰り返した。大正五年（一九一六）六月に返済方法について合意が成立し、大正一一年八月、負債を償還した。大正一〇年五月、五七戸を消失する大火に見舞われたが、大正一〇年には漁業組合の経営を軌道に乗せ、大正一二年（一九二三）一二月、山田信用購買販売組合が誕生する。復興をとげた玉江浦は、昭和恐慌期にも窮乏することなく安定した経済状態を保った。昭和八年（一九三三）頃から機械船に転換して東シナ海へ出漁し、本格的な遠洋漁業の時代を迎える。その意味で、大正期の玉江浦は分裂と貧困、災難を克服し、昭和期の飛躍を準備する時期であったといえる。

では、大正から昭和の初期にかけて、「おしくらごう」はどのように行われたのだろうか。それについては、すでに三つの観点からの分析を終えている。本節では、これまでの考察をふまえながら実施状況をより包括的に把握し、制度的な観点を含めて大正中期から昭和初期にかけての「おしくらごう」の特徴を考察したいと思う。

表3-5は、新聞報道をもとに実施状況を概括したものである。そこから、次のような特徴を抽出することができる。第一は、大正五年（一九一六）五月の「おしくらごう」を境に、沖合から岸をめざす片道コースではなく、海岸から出発して沖合二里の浮標を回り、再び海岸へ向かう往復コースに変更されたことである。

第二は、明治期には「玉江浦競漕会」であった新聞の記事の見出しが、大正七年（一九一八）から「玉江浦和船競漕」に変化したことである。この時期以降、民俗的な年中行事として行われる船競漕は「和船競漕」として親しまれるようになった。

第三は、開催にあたって「技倆奨励のため」（大正七年）とか、「本年は時間を正確に守る由」（大正八年）とかの説明がなされたことである。そのことは、主催者側がこの催しに規律訓練的な性格を求め、自主規制の動きを強めたことを示している。ちなみに、時間の厳守や約束事の励行は、当時、県や郡が教化団体や青年団をとおして実施していた民力涵養運動の共励事項に含まれていた。この時期の「おしくらごう」は、行政の主導する教化運動と接点をもっていたのである。

第四は、大正九年（一九二〇）五月から、従来の賞品（酒）に加えて、第一位の組に「優勝旗」を授与するようになったことである。このことは、「おしくらごう」が他の運動競技の影響を受け、競技化の傾向を強めたことを示している。新聞による到着タイムの報道（大正五年、大正一三年）も、この時期の新聞界の運動競技やスポーツへの関心を示すものと考えられる。

第五は、「玉江浦漁業組合」（大正七年）とか、「玉江浦青年会」（大正九年）、「漁業組合青年団」（大正一二年）、「玉江浦青年団」（大正八年、大正一五年）など、主催者ないし実施組織が新聞報道で明記されるようになったことである。この行事は、寛政期には「若者中」が取り仕切り、明治中・後期には浦総代のもと、実質的には韓海漁業に従事する各組の青壮年漁業者が差配していた。大正中期には、新たな運営主体が登場したことになる。

昭和初期の「おしくらごう」の具体的様相については、昭和五年（一九三〇）六月に萩を訪れた田沢義鋪（大日本連合青年団理事）が、次のような文章を残している。

四つの青年宿

この玉江浦の漁村は、上組、中間組、角屋組及下組の四部に分れてゐるが、その各部に一つづゝの青年宿があ

表 3-5 「おしくらごう」に関する新聞報道（大正 5 年～15 年）

開催日	曜日	天候	競漕の実施状況など	①着順，②賞品，③主催者	「記事」の見出し	新聞名	号数	発行日
T5.5.3	水	晴	・5 月 1 日の祭りを期し盛大なる「端船競技」を催す由.		「萩近村の状況」	国華新聞	694	T5.4.23
			・四艘の「漁船」で「競漕会」を催す. ・約 2 里沖合の津波瀬附近に浮標を設けて到着点とし，今年は特に往復で勝敗を決す. ・港口が出発・決勝点. ・午後 5 時頃鳴鐘を合図に一斉に港口を出発. 約 35 分後，1 位到着. 午後 6 時頃全て完了. ・老若男女の観覧者港口の両岸に満ち，港内には大小幾十の船舶を浮かべて盛況を極める.	①下中角上	「漁民の士気を鼓舞する玉江競漕会」	防長新聞	9368	T5.5.6
			・弁天祭礼にて午後より「漁船競漕会」. 玉江河岸は近郷近在よりの見物人を以て埋もれ屋台店等も相応の収益を揚げたり.		「玉江浦の弁才天祭礼」	国華新聞	703	T5.5.5
T7.5.12	日	（予告）	・5 月 10 日までに遠洋海業者全部帰帆. ・12 日午前 9 時より例年通り祈年祭. 併せて技倆奨励のため「和船競漕会」を開催（予告）.	③玉江浦漁業組合	「玉江浦和船競漕」	防長新聞	10058	T7.5.10
T8.5.12	月	（予告）	・午後 5 時開始（予告）. ・本年は時間を正確に守る由.	③玉江浦青年会	「玉江の和船競争」	長州新聞	1587	T8.5.11
T9.5.22	月		・5 月 20 日頃までに全船帰浦. ・午後 5 時開始. ・3 海里＝約 5.5 キロ（片道か？）.		「玉江浦の和船競漕」	防長新聞	10771	T9.5.21
			・5 月 21 日，「出演乗組員」決定.	①上組優勝，②優勝旗	「玉江浦の和船競漕／出演漁船四隻」	長州新聞	1967	T9.5.21
			・21 日は腕試し. 22 日は全力を尽くす.	③漁業組合青年団	「玉江浦和船競漕」	防長新聞	10775	T9.5.25
T12.5.22	火		・玉江浦港洲口鯖島間. ・午後 5 時開始. ・下組，昨年まで 4 年間連続優勝.	③玉江浦漁業青年団 ①下中上角 ③玉江浦青年団	「玉江の和船競漕」 「玉江和船競漕勝敗」	長州新聞 長州新聞	2853 2858	T12.5.18 T12.5.24

			・多数の観覧者. ・従来は1回. 本年は大萩合同（萩町への編入）を祝する意味で同浦河川でも競漕.	③玉江浦青年団	「玉江浦の和船競漕」	長州新聞	2856	T12. 5. 22
T13. 5. 22	木	好天強風	・午後5時過ぎ挙行. ・北風のため東側やや不利. ・約40分後, 各船約10間を隔てて到着. ・好天候で万に近い見物人.	①角下中上	「玉江の和船競漕は黄組の勝利／好天気の海岸に人山を築く」	長州新聞	3148	T13. 5. 24
T14. 5. 22	水	（予告）	・例年の如く5月22日5時, 弁財天祭礼の和船競漕（予告）.		「玉江の和船競漕」	長州新聞	3437	T14. 5. 21
T15. 5. 17	月	（予告）	・午後, 例年の通り開催（予告）. ・恵びす祭（ママ）の余興として開催（予告）.	③玉江浦青年団 ③玉江浦青年組	「玉江浦の和船競漕」 「玉江浦和船競漕」	防長新聞 長州新聞	12860 3700	T15. 5. 14 T15. 5. 13

る、（中略）そして平素は、漁具の修繕其他漁業に関する各種の作業をこゝで教はつてゐる。そして漁民としての訓練を充分に受くることになつてゐる。最も活用された補習学校であり、訓練所である。

驚く可き厳正な規律

而かも驚いたことには、満二十歳以下は厳格な禁酒禁煙が励行され、二十歳以上と雖も極めて厳正であつて漁村の青年の動もすれば陥りやすき放埒な態度は絶対にない。（中略）近頃は遠洋漁業に出る時は本など沢山積み込んで行つて、海上の読書などが盛んに行はれてゐると云ふ話しである。何うしてこんなにまで真面目に行けるかといろ〳〵聞いて見ると、一生に一度大船頭になりたいと云ふのが、彼等最高の希望であつて、其の為には、品行を慎み、真面目に努力しなければ、それだけの声望をかち得ないと云ふことが二百年に近い伝統から、はつきりと感ぜられてゐるらしい。[109]

『オシクラゴウ』

この青年たちの一年間の最大の楽みは、恵比須様のお祭の時の『オシクラゴウ』と云う大競漕会である。四つの宿から七人の選手が選み出され、白、黒、赤、黄の色分けで、五丁櫓の和船が、往復三里の海上に行はれる。漕ぐものは五人だが、一人は赤い衣服に黒襟をつけて采配を振つて指揮者となり、今一人は板をたゝいて拍子を取る。そして漕ぎ手は白木綿の腹帯を締めてゐるが、往復三里の力漕に腹の皮の摩擦によつて、その白木綿に血がにじむと云う話しである。この競漕は毎年六月二日に行はれるが、翌三日には、小若と称する宿に入つたばかりの少年たちが、恵比須様の神輿を舟中に奉じて三里の海上を漕ぎあるくことになつてゐる。『オシクラゴウ』こそは独り青年と云はず、部落総動員の最も楽しい行事であること勿論である。(110)

以上の記述は、「萩両大河辺之図」に描写された嘉永期の「おしくらごう」や明治中・後期の「玉江浦競漕会」を彷彿させる。選手は血の滲む思いで三里の距離を苦難に堪えながら力漕した。「おしくらごう」は近隣住民の娯楽であり、浦人にとっては、翌日の網代廻りの儀式で完結する豊漁祈願の行事であった。だが、嘉永および明治中・後期とこの時期を比較した場合、大きな差異が存在する。田沢の文章に「四つの宿から七人の選手が選み出され(111)」た、とあるように、大正期には、青年宿を母体にして選手を選出したのである。

青年宿については、『玉江浦と青年宿』（昭和三五年）に「大正の初め最初の市場が建設されて大いに便利を得た。この頃青年宿も、従来の私宅から独立の公共建物となり、中間組青年宿が最初に建てられ、次々と他の宿も独立建物となつた(112)。」とある。玉江浦に魚市場（漁業組合共同販売所）が開設されたのは、大正四年二月のことであった(113)。玉江浦では、大正四年頃に青年宿の建設が始まり、それを契機に、家格その他を問わず、漁業を志す二五歳以下の青年はすべて、小学校を卒業すると食事以外は自宅に帰らず、各組の青年宿で起居する制度を整えていった。共同生活を

しながら乗組員として遠海に出漁し、休漁期に宿で訓練を受ける体制を整えていったのである。

青年宿の起源について、有賀喜左衛門は、寝宿が「結婚のための準備機関」であることを重視し、玉江浦の青年宿を「男のみ」の寝宿であるとみなしている[114]。だが、有賀も指摘するように、そこには、かつて寝宿が有していた婚姻を媒介する機能は存在しない。逆に青年をそうした環境から隔離することによって婚姻を規制し、管理する役割を果たしたのである。つまり、玉江浦の青年宿は、若者宿の有した本質的機能を否定することによって成り立っていた。その意味において、青年宿は「寝宿」、すなわち「若者宿」の有した婚姻媒介機能を換骨奪胎しながら、海難救助や浦方の警備、浜仕事、祭礼の執行やそれにともなう共同労働などに従事した「若者中」、つまり若者組に由来する事業の一部を吸収し、成立したものとみなしうる[115]。繰返しになるが、大正初期、青年宿は若者組の浜仕事の一部を継承しながら、集団生活による職業訓練・規律訓練の場として、つまり、遠海での厳しい漁業を底辺で担う青少年漁業者の合宿所として建設されたのである[116]。

玉江浦には、すでに大正三年（一九一四）八月、各組の青壮年を基礎にした青年会が組織されており、むしろ、この組織が若者組の後継組織としての性格を有していた。大正一一年（一九二二）、青年会は青年協行会と改称する。青年宿は青年会（青年協行会）とセットにして考察せねばならないのである。

以上のように、玉江浦では、大正初期に伝統的な青年集団の再編が始まり、大正中期以降、その輪郭を整えていった。そうしたなか、青年宿は二五歳以下の青年会員（青年協行会員）が居住する場となった。では、青年宿の生活とは、具体的にどのようなものだったのか。昭和五年（一九三〇）六月、田沢義鋪が角屋組の青年宿を訪問した際、下記の「在宿者心得」が掲げられていた。

一、本宿の目的は義務教育を終りたる男子の漁業に従事する者に限る。漁業上必用の漁具の製作法及び漁具使用方法、其他練習せしめるを以而目的とす。
一、入宿者は親主若しくは長者の命に背かざる事
一、自分に出来得る者は自分にて作り、無益の物品を買ひ入れざる事
一、年長者たる者猥に年下の者を使はざる事
一、在宿中の者は満二十歳以下の者は禁煙の事
一、夜間をそく迄遊び他家の安眠を妨害せぬ事
一、有罪者を退宿せしめる時は親主と相談の上船頭内に申出で退出する事
一、当宿は満二拾五歳以上にて退宿するものとす
一、連中内にて成績良き者は模範として連中より相当の賞品を得る事
一、秩序を守り礼儀を正しくし他人に迷惑の行為ある可からず
一、朝早起すべき事[117]

以上のように、青年宿では、漁業技術の習得に加えて、品行や人格の鍛錬が重視され、長幼の序と年長者への服従、自給の原則と奢侈の禁止、秩序と礼儀、生活規律の確立などの生活訓練がほどこされた。その際、「成績」にもとづいて模範生に褒賞が授与され、在宿者のまえで顕彰された。『玉江浦とその青年宿』（昭和九年）をもとにして、青年宿の生活の基本的な特徴を示せば、次のようになる。[118]

第一に、宿には「宿頭（やどがしら）」以下、内務・外務・会計などの各係があり、各組の老練な船頭のなかから選ばれた「親（おや）

父」と称する人物が青年を指導・監督した。

第二に、青年たちは、親の地位や名望にかかわりなく、同じ内容の技能や技術、すなわち、航海法や漁撈法、漁具の調整法や修理法を親父や宿頭から教わり、集団生活に必要な敏速な動作と規律を身につけ、服従の精神や長幼の序などの徳性を培った。教育・訓練内容の最大公約数は、遠洋業者に必要な技能を伝授し、「服従と規律」を根幹とする集団的な生活訓練を経験させることであった。

第三に、修行を積み、二五歳でトモノリとなり、船頭候補者の資格を得てはじめて、家庭に帰って結婚することができた。

第四に、昭和前期の玉江浦の指導者たちは、この宿が「二百年の昔から連綿として続いてゐる青年の合宿所であり、実習場であり、安息所」であることを内外に高唱した[119]。

さらに留意すべきは、第一に、青年宿には入宿した年次にもとづく厳格な序列が存在し、年次と年次の間に絶対的な「差」が設けられていたこと、第二に、同年次の間では、席次をめぐる厳しい競争が存在したこと、第三に、そうした年齢階梯制の内部における競争のシステムが、褒賞と暴力的制裁によって支えられていたことである。各人の席次は、在籍年数にもとづく年功序列的な階梯を基本にして決定された。しかし、他方では、同年次の青年の間で激しい競争が組織され、宿の壁に掲げる「席札」はすべての在宿者の目にさらされた。

昭和戦前期の青年宿を聴き取り調査をもとに再構成した中野泰の研究によれば、「特に一年次において、宿の掃除の外、年寄りの伝馬船の上げ降ろし・掃除・アカ取り・難船の救助などを率先してやるよう厳しく訓練された。これらは、他の誰よりも先駆けてやるものだとされ、同年次の競争は熾烈なものがあった[120]。」「朝、夕の掃除以外に、皆が寝静まった真夜中に人知れず起きて掃除をする者があり、彼らは宿共有の数少ない雑巾や箒を着物の懐や背中に隠し

て寝ついたほどであった。[121]」という。「あの子はようやるど、陰日向無いぞ」と評価される青年は、親父や宿頭の話し合いによって「成績良き者」、あるいは模範生として宿の寄合で表彰され、賞品もらい、ホマレ（名誉）の意識を高ぶらせた。一方、心得を守らなかったり、他人に迷惑をかけたりする者がいると、横向頭から招集がかかり、セイシンコウワ（精神講話）が行われ、事実確認をする過程で同年次の者は皆、殴る、蹴るといった「精神の入れ替え」を受けた。それでも態度が改まらない者は、席札の順位を下げられ、ハズカシメを受けたのである。

共同体や集団を基礎にして行う漁撈活動は、競争をともなう。青年宿に限らず、玉江浦全体が競争を重視する社会であった。年間を通じて大量の漁獲をあげた船は、最上位から順にイチバンギリ、ニバンギリ、サンバンギリと称して浦をあげて賞賛し、好成績をあげた船頭や乗組員はそれにホマレを感じ、寄合や組合の会合でハブリを利かせた。漁民たちは、ホマレを競い合ったのである。[122]豊漁に対する願望とそれを叶えた者を賞賛する気持ちが、そうしたエートスを生み出したのであろう。とりわけ、遠洋漁業が本格的に展開する時代になると、ホマレは経済的なリアリズムと結びつく。水揚げの多さが収益の配分や漁業資金の調達に連動し、勘や経験ではなく、漁船や漁具の性能が漁獲を決定するようになるからである。

青年宿の親父や宿頭はつねに「おまえ立派にやらにゃ良い船行けんぞ」「ギョウギの悪いもんの船は儲けん、真ん中より下だ」と青年を励まし、「イキの良え者は船頭が引っ張りようになるの、儲ける船が、それが決まっちょるよ」と諭したという。[123]「儲ける船」が「良い船」であり、ホマレ高い船であった。青年が日常の「オコナイ」によって模範生として表彰されたときに感じるホマレは、「儲ける船」「良い船」の船頭や乗組員のそれと通底していた。加えて、玉江浦でホマレという言葉が最もよく使われるのは、「おしくらごう」のときだったのである。『玉江浦とその青年宿』（昭和九年）は、選手の選出について、次のように記している。

勇壮な、晴れの大競漕の選手は只力量があるだけでなく、人物及平素の言動も大いに加味されるので、これに選ばれることは青年の無上の名誉であり、又将来有為であることを立証されることになる。故にこの詮衡も大船頭選挙と仝じ精神で行はれてゐるだけ、選に入つた選手青年の光栄は絶大である。(124)

選挙権は、各組の現役船頭とトモノリにあった。中野の研究によれば、選手になるのは、「コウシカキ」な青年である。「櫓をよく押す」という人物のことである。それに加えて重要だったのは、「日常のオコナイ」、すなわち、船に乗っている間の日常の「ハタラキ」であった。青年は「早く選手になりたい」と願い、選手に選ばれることをめざして真面目に働いた。「和船競漕をやるのが一番のホマレ」だったという。(125)

日中戦争がはじまる以前から、すでに、「おしくらごう」は、たんに青年のみならず「漁浦玉江浦全般の最も楽しい行事であり、地方の一名物」であった。(126) 選手たちは衆人の見守る晴れの舞台で勇姿を披露し、ホマレを感得した。「おしくらごう」は、ホマレを表象しながら、浦人のコミュニケーションを活性化させ、玉江浦の支配的価値を再解釈・再定義する機会を提供した。重視すべきは、和船競漕の選手は、たんに強壮であるだけでなく、模範青年でなければならないという規範が、外からの強制ではなく、青年の内発的なメカニズムとして作動し、青年たちの日常を規定していったことである。すなわち、「おしくらごう」は、模範青年を製造するイデオロギー装置であったといえる。

2　青年協行会と和船競漕の制度化

青年宿の青年に選手を選ぶ権利はなく、選挙権は各組の現役船頭とトモノリが行使した。「おしくらごう」の運営

を総体として理解するためには、選挙権をもつ現役船頭とトモノリの存在、および、彼らが加入する組織を視野に入れる必要がある。そのことを示唆するのが、新聞記事に主催者として記載された「玉江浦漁業組合」（大正七年）、「玉江浦青年会」（大正九年）、「漁業組合青年団」（大正一二年）、「玉江浦青年団」（大正八年、大正一五年）などの組織名である。それに対し、大正期の「おしくらごう」に関する新聞記事には、青年宿について言及したものは見あたらない。

大正二年（一九一三）頃まで、玉江浦漁業組合は、祭典や船競漕などの伝統行事に関与していなかった[127]。漁業組合が「おしくらごう」と関係をもつようになるのは、大正三年（一九一四）八月の玉江浦青年会設立以降のことである。青年会の役員は、会長一名、副会長一名、幹事八名、会計四名、評議員一六名をもって編成された。それらの役員は正副両会長を除いて各組から選出され、各組の役員は同数になっていた[128]。青年会は各組の組織を母体にして役員を選出し、その構成を同じ比率にしたのである。そのことは、この青年会が従来の「若者中」、すなわち、漁獲活動や浜仕事、祭礼行事を担う青年を基礎にして立ち上げたことを意味する。

玉江浦の遠洋漁業者は、通常、二艘単位で出漁し、ほぼ同じ操業区域で数十艘の船が必要に応じて連絡を取りつつ漁獲活動を続けた。漁獲労働に従事する人材の供給源は、青年宿や青年会の存在に示されるように、各組にあった。各船頭の意思疎通と相互扶助の組織を「船頭内（せんどううち）」といい、その代表として雑務をこなし、青年宿や祭礼の会計を管理する役職を「重任組（じゅうにんぐみ）」と称したが、それらもまた、組を単位に組織されていた[129]。二年任期で重任組を補佐し、その意向を受けて連絡役を務め、青年宿を指導した「ハチニングミ」と称する八名のトモノリも、選出母体は各組にあった[130]。玉江浦の社会は、組を縦軸にし、職種と年齢階梯制を横軸にしながら重層的に集団を構成したのである。

青年会の初代会長は、韓海出漁者ではなく、明治二年（一八六九）八月生まれの漁業組合役員・柳文吉（敬之助）

であった。[131] 明治後期の地域的な青年会は、通常、たんなる未成年者の集まりではなく、村落の労働力の中核を担う壮年層も加わり、若者組の旧弊打破や「地方改良」を目的として組織され、ときには政治に関与することもあった。玉江浦において、韓海出漁の経験のない柳敬之助が青年会の初代会長を務めたことは、この組織に伝統的な青年集団の弊風打破や地方改良の役割が期待されていたものと思われる。すでに明治四五年一月、山田村青年会が成立しており、発会式に玉江浦の青年も参加した。[132] だが、その後、会の活動は造林事業にとどまっており、玉江浦の青年が積極的な担い手になった形跡はない。[133]

大正六年（一九一七）八月、山口県は訓令「青年団設置要綱並準則」をもって青年団体の統一的な基準を示し、市町村青年団の団員年齢を二〇歳以下と定め、組織の性格を修養団体と規定した。他方、二一歳以上の壮年の組織については、年齢の制限を設けず、報徳会や戸主会、壮年団など、名称は随意とし、公共事業の幇助や地方改良を補佐するものとして意義づけた。さらに、大正九年（一九二〇）六月、県は改正「準則」をもって、青年団員の最高年齢を二五歳に延長し、壮年団体については、縮小または解散もやむをえないものとした。[134] 山田村青年会は、そうした県の措置に準じて青年団と改め、詔書奉読や補習教育、体育奨励を中心とした活動を展開した。修養団体としての性格を強めていったのである。玉江浦の青年は、補習教育や寒稽古、体育活動に加わることを介して山田村青年団の活動にかかわり、昭和四年一月、青年宿を母体にして玉江浦青年団を成立させた。[135] 市制が施行されたあと、青年宿の在宿生は、萩市青年団山田分団玉江浦支部の団員を兼ねるようになる。[136]

青年会とはいえ、玉江浦のそれは韓海漁業に従事する青壮年が中心をなしていた。この組織は、大正の半ばには、漁獲活動に大きな影響力を行使するようになる。たとえば、大正九年一月、玉江浦では、漁業者の操業日数について、公休日を除き、従来二六日あった船止め日数を二〇日に削減することを決めている。この決定に際して、まず、遠洋

図5　玉江浦の漁業者の社会的構成

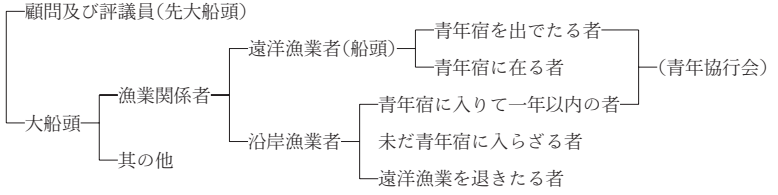

注：柳井敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』1934年，3頁による．

漁業に従事する青年の総会に諮られ、次いで一般組合員の総会で協議され、最後に、総代会で決定するという手続きがふまれたのである。[137] このことは、青年会の総会が漁獲活動にかかわる労務事項の合意を形成する場であったことを示している。順信講を主催し、死亡員の追弔を行うことも、「遠洋出漁青年団」、すなわち、玉江浦青年会の重要な事業であった。[138] 大正一一年（一九二二）、この会は玉江浦青年協行会と改名し、再編過程にあった県下の官製青年団との違いを明確にする。[139]

『玉江浦とその青年宿』（昭和九年）によれば、青年協行会とは、大船頭の支配下にあって、遠洋漁業者と青年宿在宿者をもって組織する団体で、その役割は主として出漁中に発揮され、同会長は頭船頭と協力して各漁船統制の実権を握るものとされている。[140] この集団の性格を規定するうえで決定的に重要なことは、各組を基礎的単位として玉江浦の遠洋漁業者全員を組織したことである（図5、参照）。年齢的には一八歳前後から四〇歳半ばまでの男子で、船頭、二五歳以上の乗船員であるトモノリ、青年宿に在宿する修練を積んだ二五歳以下の青年たちであった。協行会というネーミングのもと、船内の役割や年齢、社会的地位に関係なく、玉江浦の遠洋漁業者をすべて網羅したのである。役員の構成については、「組長」を役員に加え（大正六年一月）、「年長」と「艫乗」の評議員数を同数にし、会長・副会長・幹事以外の役員は各組同数で選出するなど、職種（船内分業）と各組の均衡に配慮していた。[141]

ちなみに、昭和八年（一九三三）の玉江浦の部落構成は、商工業に従事する一〇戸を

除き、約三百戸（人口千七百人）はすべて漁家で占め、三八八名が遠洋漁業者、三九六名が沿岸漁業者であった。沿岸漁業従事者は、遠洋漁業を引退した漁師と年少者である。六五艘の大型漁船が遠洋で鯖と鱶の延縄漁を行い、百数十艘の小型漁船が沿岸漁業に用いられた。青年宿在籍者総数は一五七名で、うち一三五名が遠洋漁業に従事した[142]。在宿者の約八六パーセントが遠洋に出漁していたことになる。

では、玉江浦ではなぜ、職種や社会階層、経験にかかわりなく、遠洋漁業者全員を包括する団体が、四つの組に基礎をおくかたちで成立したのだろうか。その理由を考察するうえで、次の四点が重要である。一つは、共同負債をめぐる紛擾を契機に船頭層と非船頭層に分裂し、貧富をめぐる対立が蓄積されたことである。共同負債の返済過程で資産家と非資産家の間の負担の不平等性が鮮明になり、素朴な共同幻想が崩壊したのである。第二に、この事件を契機に大船頭や伝統的な権威が後退し、浦を統率する強力な権力が存在しなくなったことである。大正・昭和初期の玉江浦には、強力な政治的権力が内部に存在せず、経済的には信用組合や銀行資本、外部の高利貸に従属しており、大船頭の権力は次第に象徴的なものに限定されていった。だからこそ、逆に、大船頭の「絶対権力」が象徴的な次元で演出されたともいえる[143]。第三に、漁獲競争が象徴的な意味を超え、経済的リアリズムと結びつくような時代を迎えたことである。出漁距離が長くなり、漁船の性能が重要視され、高額の漁業資金を必要とする時代になると、「良い船」「良い船頭」「高漁獲」という連接が、エートスの問題のみならず、実益にかかわる問題として意識されるようになった。最後に、大正一〇年（一九二一）五月の大火と、そこからの復興の願いが、挙村的な気運を高めたものと思われる。

そうしたなか、大正後半から昭和初期にかけ、青年協行会が現役の遠洋漁業者を網羅的に組織し、遠洋漁業の実行組織としての力量を備え、玉江浦の中心部分を構成するようになる。この組織の最大の課題は、その名の示すとおり、

遠洋漁業者内の諸集団の利害を調整し、たがいに協調しながら玉江浦全体の漁獲力をあげることにあった。青年協行会の組織的性格を分析する際、競争・対立の顕在化と強力な権力の不在に加えて、玉江浦が共同性と公平性を重視する社会であったことも無視しえない。競争は共同性、公平性と鼎の関係をなしていた。それと対比されるのが、鶴江浦であった。明治末から大正期をとおして漁業者が労資に分解した鶴江浦では、昭和初期になると母港を拠点に自力で経営する者はいなくなり、船主は資本家や商人に転じて活動の場を他に移し、乗組員は機船底曳漁船や運搬船に雇われて労働者になった。労資への階級分化が、資本と労働力の地域外への流出を促し、地元漁業の活力を枯渇させたのである。

玉江浦の場合、船主は船頭を兼ね、乗組員もまた漁具や餌を持参して共同で出漁し、不漁で損失が生じた場合は共同で経費を負担した。玉江浦の船頭の特徴は、自己の所有船で漁業を営む「船頭即ち船主」であり、資本家的事業家ではなかった。乗組員もまた、共同事業者としての性格を有していたのである。そのような漁業慣行が、この浦の共同性と団結を基礎づけた。玉江浦では経験と信用、そして一定の経済力があれば、誰でも船主＝船頭になる道が開かれており、そこに青少年の希望と努力、活力の源泉があった[144]。衆望や名誉を重んじる浦人のホマレのエートスもまた、そのような社会的・経済的条件にもとづくものであったといえる。

「純益金の公平分配」も、玉江浦における社会関係の共同性・公平性を理解するうえで重要である。収益金は、「文金（もんぎん）」と「船前」、「特別賞与金」を控除したあと、船頭以下、乗組員に平等に配分された[145]。文金とは、浦と組に収益金の百分の一ずつを拠出する「漁獲高按分負担制度」であり、それを財源にして浦や組の祭礼や諸行事が行われた。船前は、船主＝船頭が所有船の維持修繕に充当するための所得であり、発動機船の場合、純益金の二割が充当された。特別賞与金は、通常、カンダラと称し、出漁中の青年宿在籍者が炊事雑役など、漁業活動に直接関係のない仕事に従

事することに対する報償で、金額は船の漁業成績と青年の働きに応じて決定された。[146] 以上のように、玉江浦では、収益金は漁船の維持管理、青年への特別手当、祭礼などの公共の行事を除いて、年齢や漁業経験、船内分業にもとづく役職にかかわりなく均等に配分することを原則にしたのである。

大正から昭和にかけて玉江浦が遠洋漁村として発展しえた理由は、以上のように、四つの組と年齢階梯を構成原理として労働力と後継者養成の自足的なシステムを作り上げ、共同性と公平性をベースに競争的な社会を編成しえたことにあった。だが、この社会の基底には競争にともなう対立と差異化の契機も遍在しており、かつ、内部に強力な政治的・経済的権力が存在しなかった。青年協行会には、そうした社会状況のもとで存在意義を発揮することが求められたのである。「おしくらごう」は、そうした青年協行会の主催する最大の祝祭的イベントになったのである。

（1）山口県内務部『山口県の水産』一九二五年、一一一頁。
（2）山口県水産試験場（編）『遠洋漁業試験報告（一）』（明治三十九年度／明治四十年度）、一九〇九年、六頁。
（3）有園真琴『山口県漁業の歴史』日本水産資源保護協会、二〇〇二年、七一頁。
（4）前掲『山口県の水産』一一〇頁。なお、同書は二七〜五〇トンの機船を「所謂大型船」（七頁）と見なしている。
（5）山口県水産試験場（編）『山口県水産試験場要覧』（明治三十三年度至大正三年度）、一九一五年、三四〜三五頁。
（6）「本県の遠洋漁業」『長州新聞』第一五六一号、大正八年四月九日。
（7）前掲『山口県の水産』四三頁。
（8）前掲『山口県の水産』五九頁。
（9）「阿武遠洋出漁」『長州新聞』第七一八号、大正五年五月二一日。
（10）「漁業方法革新」『長州新聞』第一五〇四号、大正八年一月二八日。
（11）「玉江遠洋漁船出漁」『長州新聞』第一七一四号、大正八年六月一二日。

（12）「遠洋漁業奨励」『山口県水産組合報』第六号、大正四年七月五日、二九頁。
（13）前掲『山口県の水産』五六頁。
（14）「大津郡発動漁船発達」『長州新聞』第一五六二号、大正八年四月一〇日。
（15）「発動機関士講習日決定」『長州新聞』第一七一四号、大正八年六月一二日。
（16）「漁船船長講習勧誘」『長州新聞』第二〇二七号、大正九年七月三〇日。
（17）「本県漁船改良」『長州新聞』第二二五八号、大正一〇年五月一三日。
（18）「発動漁船の傾向」『長州新聞』第二七一一号、大正一一年一一月一八日。
（19）「発動船機関士養成講習会」『長州新聞』第四〇〇〇号、昭和二年六月五日。
（20）田島達之輔「発動機船及び発動機発達史」『水産界』第七〇〇号、昭和一六年三月一五日、六六頁。
（21）「萩玉江浦漁船機械化／発動船運転士養成講習会開催」『長州新聞』第五八二九号、昭和八年八月二〇日。
（22）「萩玉江浦遠洋出漁の大豊漁」『長州新聞』第五七七三号、昭和八年六月一六日。および、「萩の景気は漁業部落から／豊漁続きで非常な活況」『長州新聞』第五七九四号、昭和八年七月一一日。
（23）「萩市当局が漁業者の奮起を促す／新鋭発動機船を揃へ漁獲増加の計画」『長州新聞』第五五三八号、昭和七年八月二七日。
（24）「夏無題⑨　玉江浦の青年宿(C)」『防長新聞』第一六〇九三号、昭和一〇年八月一三日。
（25）「玉江浦遠漁好成績」『日本太郎』第一七〇四号、昭和一一年八月一六日。
（26）「萩玉江浦遠洋出漁／一月半漁獲四万余円／四百五十余名が発動船六十五隻に分乗遠征」『日本太郎』第一七〇四号、昭和一二年八月七日。なお、昭和一二年には、玉江浦漁船は一八トン前後に大型化され、二五馬力の焼玉エンジンが搭載されるようになった（前掲『山口県漁業の歴史』七二頁）。
（27）「萩玉江浦遠洋漁船／九月一斉出漁」『長州新聞』第八一七五号、昭和一六年七月二〇日。
（28）玉江浦漁業協同組合（編）『玉江浦と青年宿』一九六〇年、七〜九頁。
（29）河野光三（山口県技手）「漁業組合（一）」『山口県水産組合報』第三号、大正三年一一月五日、一頁。

（30）「漁業組合及漁業組合連合会」『山口県水産組合報』第一一号、大正五年五月一日、二七〜二八頁。ちなみに、山口県下の漁業組合で「競漕」を事業として位置づけているのは熊毛郡の上関浦だけで、萩七浦では、三見浦、小畑浦、越ヶ浜が「祭典」を事業に加えていた。

（31）大船頭については、柳敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』玉江浦漁業組合、昭和九年、四頁以下、参照。

（32）萩市役所議会事務局『自大正十二年　町会議員名簿』による。

（33）守拙生「漁村の繁栄は漁民の訓練にあり」『水産界』第四五二号、大正九年一月、二〇頁。

（34）守拙生「理想の農村（六）」『水産界』第四八三号、大正一一年一二月、三〇頁。

（35）下啓助（大日本水産会学芸委員）「朝鮮海漁業協議会ニ望ム」『大日本水産会報』第一四八号、明治二七年一〇月二五日、一六頁。

（36）前掲『玉江浦とその青年宿』七頁。および、「山田村信用組合」『萩時報』第一七号、明治四四年九月二四日。

（37）「玉江浦の紛擾（一）」『萩時報』第二八号、明治四四年一二月一〇日。

（38）「玉江浦の紛擾（二）」『萩時報』第二九号、明治四四年一二月一七日。

（39）「厲人厲語」『萩時報』第一一号、明治四四年八月一三日。

（40）前掲「玉江浦の紛擾（二）」、および、「玉江浦の紛擾（三）」『萩時報』第三〇号、明治四四年一二月二四日。

（41）前掲「玉江浦の紛擾（三）」。

（42）「玉江浦の紛擾（四）」『萩時報』第三一号、明治四五年一月一日。

（43）「玉江浦信用組合負債整理方法決定」『国華新聞』第七五四号、大正五年七月二日。

（44）「玉江浦大火」『長州新聞』第二二六三号、大正一〇年五月一九日。

（45）「十年に亘る玉江浦漁民の負債」『長州新聞』第二六二五号、大正一一年八月六日。

（46）「岡部郡長の出張」『国華新聞』第六一四号、大正五年一月一六日。

（47）同上。および、「山田村信用組合」『萩時報』第一七号、明治四四年九月二四日。

(48)「玉江浦漁業組合共同販売所好況」『長州新聞』第一五〇九号、大正八年二月二日。および、「玉江漁業総会」『長州新聞』第二一五六号、大正一〇年一月一三日。
(49)「漁業組合研究」『長州新聞』第一五二二号、大正八年二月一九日。
(50)「山田信用組合認可」『長州新聞』第二七八一号、大正一二年二月二〇日。
(51)前掲『玉江浦とその青年宿』一一頁。
(52)同上、二〇頁。
(53)前掲『近代日本の青年宿』一一五〜一一六頁。
(54)野北重利（第四学年）「玉江浦の和船競争を観る」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第七号、明治四一年九月五日、四三〜四四頁。
(55)「端艇部記事」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第九号、明治四四年二月八日、七四頁。
(56)同上。
(57)山口県立萩高等学校（編）『山口県立萩高等学校百年史』昭和四八年、一四七〜一四八頁。
(58)大草静真（第一学年）「端艇競漕を観る記」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第二号、明治三五年一月二五日、一一一頁。
(59)「端艇部記事」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第九号、明治四四年二月八日、七五頁。
(60)前掲『山口県立萩高等学校百年史』二〇三〜二〇四頁。
(61)「萩中学校の和船競漕」『防長新聞』第六六七〇号、明治四〇年五月二九日。なお、大正五年五月二七日の「漕艇部大会」の各中隊選手数は五名とある（「漕艇部記事」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第一五号、大正六年三月一五日、七一頁）。
(62)「和船建造竣功」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第一八号、大正八年一二月一〇日、五一頁。および、「漕艇部記事」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第二一号、大正一一年一二月二一日、六一頁、参照。
(63)「萩中和船競漕に就いて（承前）」『萩新聞』第五六号、明治四五年六月二三日。
(64)「萩中和船競漕に就いて」『萩新聞』第五四号、明治四五年六月九日。

(65)「漁民の士気を鼓舞する玉江競漕会」『防長新聞』第九三六八号、大正五年五月六日。

(66) 同上。ちなみに、萩中学校校友会は、明治四一年五月二五日に開催した「春季和船競漕会」以降、主要なレースの競漕タイムを『校友会雑誌』に記載している。

(67)「萩通信」『防長新聞』六六六六号、明治四〇年五月二四日。

(68)「萩近村の状況」『国華新聞』六九四号、大正五年四月二三日。

(69)「押船」とは、盆祭りに「東西の二組でそれぞれ船を出して競争するもので、昔は神官が個人の船を二艘えらび、これをクジ引で東西に割り当てたが、今は漁協が船の世話をしている。一艘の船に七人乗る。十八歳から二十五歳までの若者の中から腕節の強い者がえらばれる。五挺櫓で、太鼓を打つ者と踊り子が一人づつ乗る。これらが沖合から港まで漕いで来る。勝負は一回きり、勝つとその組は縁起がよいという。押船をするまえに神輿を積んで生のあるところまでいって祭典をこない、そのまえで押船をおこなう。」(宮本常一『宝島民俗誌・三島の漁村』(宮本常一著作集17) 未来社、一九九七年、三〇一〜三〇二頁)。

(70) 安富俊雄『日本の舟競漕―壱岐編―』長崎県壱岐郡郷ノ浦、一九九五年。および、宮本常一『対馬漁業史』(宮本常一著作集28) 未来社、一九九九年、一四五頁、二七七頁、参照。

(71)「会長訓話」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第一〇号、明治四五年三月三〇日、七頁。

(72)「団隊長途競走」、同上、一頁。

(73) 前掲『山口県立萩高等学校百年史』二〇七頁。

(74)「団隊長距離競走」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第一一号、大正二年三月三〇日、三六頁。

(75)「長距離競争」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第一三号、大正四年四月一二日、一頁。

(76)「長距離競走」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第一五号、大正六年三月一五日、九〇頁。

(77) たとえば、「春季和船競漕会」『校友会雑誌』萩中学校校友会、第七号、明治四一年九月五日、九〇頁。なお、和船競漕会は大正一二年三月の開催を最後に中止され、翌年三月からは春季陸上競技会(運動会)が行われた。学校として陸上競技に主

力を注ぐようになったからである。昭和一三年に復活するが、戦時体制下の校友会の改組で運営が困難になり、昭和一八年の大会を最後に消滅する（前掲『山口県立萩高等学校百年史』、二〇四頁。）。

(78)「萩中学校の和船競漕」『防長新聞』第六六七〇号、明治四〇年五月二九日。

(79)「豊中端艇競漕」『防長新聞』第七五七七号、明治四三年五月三一日。なお、明治四〇年四月には「端艇競漕（ぼーとけうそう）」という見出しで紹介されている（『防長新聞』第六六四五号、明治四〇年四月三〇日）。

(80) たとえば、「阿武郡山田通信」（『防長新聞』第四五五四号、明治三三年五月一五日）は玉江浦の「おしくらごう」を「漁船競漕」として報じている。

(81)「和船競漕大会」『防長新聞』第九〇七四号、大正四年五月一九日。

(82)「浦小畑の競漕」『国華新聞』第七一五号、大正五年五月一八日。

(83)「浦小畑の競漕会」『国華新聞』第七一八号、大正五年五月二一日。

(84) たとえば、大正六年五月、萩の浜崎町が神社合併記念に開催した競漕を「漁船競漕会」という呼称で報道している（「菊ヶ浜競漕会」『防長新聞』第九七一〇号、大正六年五月一二日）。

(85)「萩中小畑の競漕」『防長新聞』第一〇〇七七号、大正七年五月一九日。および、「小畑の和船競漕」『長州新聞』第二五七号、大正一一年五月一九日。

(86)「玉江浦和船競漕」『防長新聞』第一〇〇五八号、大正七年五月一〇日。「玉江の和船競漕」『長州新聞』第一五八七号、大正八年五月一一日。「玉江浦の和船競漕」『長州新聞』第一九六七号、大正九年五月二一日。および、『防長新聞』第一〇七七一号、大正九年五月二一日。

(87) 以下の記述については、石井謙治（執筆）の「和船」と「合子船」を参照（国史大辞典編集委員会（編）『国史大辞典』第一四巻、吉川弘文館、一九九三年。および、同『国史大辞典』第一巻、一九七九年、所収）。なお、安達裕之「和船」（下中弘（編）『日本史大事典』第六巻、一九九四年、所収）をも参照。

(88) 加藤成一『遠洋漁船』丸善株式会社、一九一四年、一四一〜一四二頁。

(89) 同上、一四二頁。
(90) 土屋猛・笠井健一『漁船』(新水産学全集二二)、恒星社厚生閣、一九八六年、一〇頁。
(91) 松岡梁北「伊勢の海」『太陽』第八巻第八号、明治三五年六月一五日、二五二頁。および、柳田国男「遊海島記」『定本柳田國男集』第二巻、筑摩書房、一九八〇年、四七五頁。
(92) 「和船建造竣功」『校友会雑誌』萩中学校校友会、大正八年一二月一〇日、五一頁。
(93) 柴田恵司「竜船考――長崎ペーロンを中心に――」『海と列島文化』第四巻、小学館、一九九二年、四八五頁、四八九頁。
(94) 「山田村」『萩実業新聞』第八号、明治三四年三月一〇日。
(95) 「阿武遠洋出漁」『国華新聞』第七一八号、大正五年五月二一日。
(96) 「玉江延縄漁」『長州新聞』第一八七七号、大正八年一二月二三日。
(97) 「山口県水産業奨励費下付規則改正」『大日本水産会報』第二六七号、明治三七年一一月一〇日、二一頁。
(98) 「玉江浦競漕会の景況」『防長新聞』第四五六二号、明治三三年五月二四日。
(99) 玉江浦青年協行会『記録』(昭和二年起)。
(100) 伊藤彰『防長海辺の民俗』(防長文庫6)東洋図書出版、一九八一年、九八頁。
(101) このこととかかわって興味深いのは、明治後期から日中戦争期にかけ、萩中学校校友会が六回にわたって和船を新造していることである(前掲『山口県立萩高等学校百年史』二〇四頁、参照)。
- 明治三八年九月、嵐・千鳥・早瀬
- 明治四二年九月、指月・椿・常盤
- 大正二年九月、大和・朝日・桜
- 大正八年四月、比叡・吉野・金剛・笠置
- 昭和一二年一二月、常盤・志都岐・春日
- 昭和一五年五月、玉江

以上のうち、大正八年（一九一九）四月の四艘の新造船が重要である。このとき以降、萩地方の「おしくらごう」と同様、七人の乗船員による競漕を行うようになるからである。萩中学の端艇部にとって、玉江浦の「おしくらごう」は一つのモデルであった。この頃、玉江浦もまた、ほぼ同様の和船を競漕に使用していたと考えられる。ちなみに越ヶ浜では、大正一三年（一九二四）四月、尋常小学校に高等小学科を併設して水産科実習を課すことにし、和船二艘（夕和丸（ママ）と嫁泣丸（ママ））を新造したが、競漕専用船ではなかった（田中助一『（稿本）越ヶ浜の郷土誌』一九四八年、一五頁、参照）。越ヶ浜では、旧正月に漁業に従事する青年が「オシクラゴ」を行っていた。しかし、特定の祭礼と結びついたものではなく、各船団乗組員の任意性にもとづくものであった。

(102)　たとえば、「和船競漕船建造の入札記録」（昭和三五年一月二日記。山口はぎ漁業協同組合玉江浦支所、所蔵。）によれば、主催者である青年協行会の役員の会合（一月二日）で新造船について、以下の取り決めを行っている。

「一、意見

(1)材料が一番大切であるから材料は協行会で提供して呉れ

(2)造船所が四軒だから船を各一隻造ったらよいではないか

(3)立派で丈夫で速い船で安いことが一番よいから皆さんは奉仕と思って勉強してほしい

以上のような意見が沢山出たが現協行会役員時代に今迄より特別に変った条件で建造して良ければよいが万一不備な点があった際困るから十全（ママ）通りの方法で造る事に決定し別紙契約書の案が出来て入札後森本造船所が落札した。」

(103)　第四回内国勧業博覧会事務局（編）『第四回内国勧業博覧会出品審査報告（第四部　水産）』一八九六年、四八七頁。

(104)　柳敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』玉江浦漁業組合、昭和九年、九頁。および「夏無題⑨　玉江浦の青年宿(C)」『防長新聞』第一六〇九三号、昭和一〇年八月一三日。

(105)　前掲『玉江浦とその青年宿』。および、「夏無題⑧　玉江浦の青年宿(B)」『防長新聞』第一六〇九二号、昭和一〇年八月一二日。

(106)　前掲『防長海辺の民俗』九八頁。

(107) 前掲「和船競漕船建造の入札記録」。
(108) 福永護氏より聞き取り（二〇〇五年九月一八日）。
(109) 田沢義鋪「伝統の誇に輝く玉江浦の青年宿」『青年』第一五巻第七号、昭和五年七月、一七頁。
(110) 同上、一八頁。ただし、「おしくらごう」は恵比須祭りではなく、弁天祭りに開催された。
(111) 同上。なお、柳敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』玉江浦漁業組合、一九三四年、一七頁には「四つの宿から現船頭と艫乗とによって各七人の選手が選抜せられ」とある。執筆者は、中野四郎（白水小学校校長）。
(112) 萩市玉江浦漁業共同組合（編）『玉江浦と青年宿』一九六〇年、九頁。および、柳敬之助（編）『玉江浦とその青年宿』玉江浦漁業組合、一九三四年、一七頁。
(113) 「玉江魚市場五周年祝賀会」『長州新聞』第一四四九号、大正七年一一月七日。
(114) 有賀喜左衛門『婚姻・労働・若者』（有賀喜左衛門著作集Ⅳ）未来社、一九六八年、一一六頁、一三八頁、一四九頁。
(115) 三尾裕子は、瀬戸内海諸島のフィールド・ワークをふまえ、「連」と「若衆組」を区別する。連は島内婚を促進するために発生したインフォーマルな同年齢組織であり、若衆組は祭祀面において島全体の生活にかかわる機能をもつ。加えて、三尾は、内海の島々を含む南西日本の沿海部においては、連と若者組は別個に存在し、かつ、併存しているとする（三尾裕子「内海の漁民と島々の生活史」『海と列島の文化』第九巻、一九九一年、四五五〜四五八頁）。

三尾のいう「連」は、大林太良の「寝宿」「寝屋」「若者宿」、あるいは「クラブ」と呼ばれる若者組織と共通する。大林によれば、寝宿とは、ほぼ同年齢の気のあった数人の未婚男子が集まって寝泊まりする部屋のことだが、その重要な機能は婚姻の媒介である。大林は、寝屋子仲間をホーバイ（傍輩または朋輩）やユウシ（有志）といい、その関係が一生つづくことに注目している。この制度は集落のおもな生業である漁業にもとづくものではなく、むしろ網元と網子、漁協など、既存の漁業組織の間隙を連結するネットワーク化の機能に特徴があるとする。興味深いのは、志摩の漁村を例にとり、かつては「若者組」の制度と「若者宿」の制度がほぼ一般的に分布したとしながら、前者は明治以降、青年会、青年団と名を変え、内容的にも変化しながら高度成長期まで続いてきたとし、後者については、社会の変動から受ける打撃はもっと大きかったとする点である

（大林太良「若者組織の社会史――志摩桃取の場合――」『海と列島の文化』第八巻、一九九二年、四八三頁、四八七頁、四九〇頁、四九八頁）。

以上の研究状況をふまえた場合、寝宿・若者宿と若者組は併存しつつ共存する別組織と見なすのが適切であろう。従来の研究では、「宿入と同時に若者入であつた如く、宿の組織と若者組の組織とは決して別なものではなかつた。」とする見解が支配的であり、玉江浦の青年宿は「漁業組織、若者組の組織及び宿と云う此の三者の関係の最も典型的な例」とみなされていた（大日本連合青年団（編）『若者制度の研究』一九三六年、一六七頁、一七〇頁）。瀬川清子も、神津島・新島で漁業が盛んになったときには、若者組が網組を組織し、寝宿を根拠に活動したとしている。ただし、瀬川は、どの島にも浜仕事を中心にした非常組的な若者組織が必要であり、この組織と未婚の若者仲間の生活する寝宿が並行して存在した問題は「少しも混線しない」という（瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』未来社、一九八九年、二四九頁）。

北浦の若者宿（若衆宿）については、明治二七年に豊浦郡粟野の漁家に生まれた小西常七の回顧が参考になる。小西によれば、数え年の一六歳になると若連中に入り、若衆宿に泊まって夜警などに従事した。部落には二、三軒の若者の家があり、入宿の際には「年上の者が上座にすわって箇条書きになった規約を言いわたし、仲間入りするものは正座してそれを聞いた」。嫁をもらうと若連中からはずれ、若者宿への泊まりに行かなくなった（宮本常一（監修）／小西常七（絵・文）『明治・大正長州北浦風俗絵巻』マツノ書店、一九七二年、三九頁）。

小西の回顧には、「若者宿」と「若衆宿」の区別が曖昧である。すなわち、若者宿（若衆宿）と「若連中」、あるいは「仲間」と「若連中」が同一のものなのか、異なるのか、不明確である。小西のいう「若連中」は祭礼の執行に重要な役割を果たしており、一方、「若衆宿」は警備にかかわるが、漁撈活動などの生産活動には関係していない。おそらく、若連中に入ると同時に、結婚するまで若者宿（若衆宿）に寝泊まりしたのであろう。若連中と若者宿（若衆宿）は並存しており、結婚するまでは若連中の一員でありながら、若者宿（若衆宿）で寝起きしたのであろう。前者は祭礼や緊急時に公的な役割を担い、後者は社交を中心に「仲間」が任意に集って宿泊し、結婚への準備機関としての役割をも担っていたと推定しうる。

越ヶ浜には、戦前まで漁業に従事する青年が「若者宿」を借り、気の合った者同士数人が親交を深め合ったという。彼らは

「あかいし」（若い衆）と呼ばれた。昭和戦前期の越ヶ浜に若者宿（寝宿）は存在したが、「若者組」はすでに衰退したか、青年団に再編されたものと思われる（萩史誌編纂委員会（編）『萩史誌』第三巻、一九八七年、三七一頁）。

なお、若者集団の歴史性と社会的機能については、高谷紀夫の研究が示唆に富む。高谷は、「ニセ」（二才）、あるいは「ニセ組」という若者集団の分析を介して、第一に、階層分化がさほど進行していない社会に年齢階梯制度が遍在すること、第二に、年齢集団の制度は漁撈活動による組織上の必要から生じたものであって、幕藩制度の内部発生的なものでないことを示唆している。加えて、高谷は、地域社会に及ぼす若者集団の三つの機能を、①夜警、監視、労働力提供などを通じての生活維持、②技術・技能の伝承、③許容された非行の各側面、に分類している。ただし、「若者組」と「若者宿」の区別は明確ではない。（高谷紀夫「薩南諸島の社会史」『海と列島の文化』第五巻、一九九〇年、三三七頁、三四〇頁）。高谷のフィールドでは、おそらく、「若者組」と「若者宿」が併存して存在しうるほどの社会的条件がなかったのであろう。

(116) 中野泰は、青年宿の歴史的起源は近世中期にさかのぼるものではなく、近代に入ってからのものであるとみなし、それが成立する重要な歴史的条件を、遠洋漁業の漁船内分業の成立と特別報酬を行う漁獲物配分の慣習化に求めている。漁船内分業とは、帆船時代に登場した「オモテノリ」、「船長」、「トモノリ」などの年齢に準拠した分業であり、特別報酬とは、明治末年に見られた漁撈外労働に対する反対給付（カンダラ）を意味した。さらに中野は、青年宿の成立については青年訓練所や青年団運動などとのかかわりが大きいと指摘する。なお、「オモテノリ」は漁船の舳先、すなわちオモテで帆や錨の上げ下げやその準備、漁具の操作、その他の雑用に従事し、「トモノリ」は主として漁船のトモに位置して舵を操縦する熟練した乗組員であった（前掲『近代日本の青年宿』一六七頁、一七一頁）。

(117) 前掲「伝統の誇に輝く玉江浦の青年宿」一八頁。

(118) 以下、青年宿については、前掲『玉江浦とその青年宿』一四〜一六頁、参照。

(119) 同上、一四頁。

(120) 中野泰「年齢階梯制における差異化のシステムと正当化――山口県萩市玉江浦の青年宿――」清水浩昭ほか編『性と年齢の人類学』岩田書院、一九九八年、五五頁。

(121) 同上、六四頁。
(122) 前掲『近代日本の青年宿』一三二頁。
(123) 前掲「年齢階梯制における差異化のシステムと正当化」五九頁。
(124) 前掲『玉江浦とその青年宿』一七頁。
(125) 前掲「年齢階梯制における差異化のシステムと正当化」五六〜五七頁。
(126) 前掲『玉江浦とその青年宿』一七頁。
(127) 「漁業組合及漁業組合連合会」『山口県水産組合報』第一一号、大正五年五月一日、二八頁。
(128) 『大正参年八月創立　玉江浦協行会役員名簿』山口はぎ漁業協同組合玉江浦支所、所蔵。
(129) 前掲『近代日本の青年宿』六八頁、一一三頁。
(130) 同上、一一四頁、一一八頁。
(131) 柳敬之助の生年月日については、萩市役所議会事務局『自大正十二年　町会議員名簿』による。
(132) 「山田村品評会」『萩時報』第三号、明治四五年一月一四日。
(133) 「山田青年会改造」『国華新聞』第六六六号、大正五年三月一九日。
(134) 山口県『社会教育』一九二三年六月、四頁以下、参照。
(135) 「玉江浦青年団総会」『長州新聞』第四四五〇号、昭和四年一月八日。
(136) 前掲『玉江浦とその青年宿』一六頁。
(137) 「玉江浦漁業組合総会」『長州新聞』第一八七号、大正九年一月一四日。
(138) 「玉江順信講追弔会」『長州新聞』第二六二一号、大正一一年八月二日。なお、順信講は明治二五年（一八九二）、遭難者の追悼を契機に正式に始められたとされている。前掲『近代日本の青年宿』一六三〜一六四頁。
(139) 「歴代協行会長」（罫紙三枚、一九八〇年頃作成。山口はぎ漁業協同組合玉江浦支所、所蔵）。
(140) 前掲『玉江浦とその青年宿』五頁。

(141)『大正参年八月創立　玉江浦協行会役員名簿』山口はぎ漁業協同組合玉江浦支所、所蔵。
(142) 前掲『玉江浦とその青年宿』一頁、一〇頁、一六頁。
(143) 同上、四頁、参照。
(144) 実際には、船頭の階層は閉鎖的であり、甲板員から船頭に昇進するのは稀で、世襲的な性格が強かったという（前掲『近代日本の青年宿』一一四頁、参照）。
(145) こうした配分法を「歩合法」といい、共同経営・共同管理の精神にもとづくものとされ、「沖合に稼ぐ漁村」にが多かった（「漁村青年読本（其十一）」『水産界』四七五号、大正一一年四月、四〇頁、参照）。
(146) 中野泰は、玉江浦のカンダラの成立根拠を、沖合漁業と改良漁船の時代になって新たに出現した重労働に求め、その性格をそうした重労働、あるいは役職を担う者への「等差配分」であるとしている。さらに中野は、こうした配分制度が、優秀な労働力を確保するとともに、それによって各船の乗組員数の増加を抑制し、各漁船間の平均利潤率の平均化を図ったとしている（中野泰「漁民育成におけるカンダラの意義――玉江浦の遠洋漁業と漁獲物配分制度――」『日本民俗学』第二一八号、一九九九年、四〇～四一頁）。なお、前掲『近代日本の青年宿』一六七頁以下をも参照。

おわりに

（一）

玉江浦の「おしくらごう」は、民間信仰に基礎をおく弁天祭りに行われ、寛政初期には、神事と密接にかかわりながらも、相対的に自立した余興としての形式を整えていた。その担い手は「若者中（ワカーモンジュウ）」であった。「おしくら」とは、萩地方の方言で「押し合い」、あるいは「押し比べ」、すなわち、櫓を押して競争することを意味する。「ごう」は

「講」の訛りであるとも考えられるが、これについては推論の域を出ない。重要なことは、「おしくらごう」が成立するためには、たんに操船の技法を競うだけでなく、競漕の会または会合を組織し、管理運営する社会集団の形成が不可欠だったことである。

そのことと関連して興味深いのは、寛政元年（一七八九）正月、萩藩が百姓の伊勢抜け参りを禁止していることである。この禁令は、この時期、伊勢神宮を信仰する講が村落社会に存在し、許可なく参拝に行く者が出現したことを物語る。この頃、萩藩内には、信仰を介して不幸時の相互扶助や経済扶助、娯楽などを行う習俗が村落社会に定着していたのである。寛政二年（一七九〇）の「おしくらこう」は、そのような民衆の組織的動向と軌を一にしていたといえよう。さらにこの年、城下や近在の住民を動員して敢行された金谷天満宮の造営工事を記念して、臨時の「おしくらこう」が開催された。この事例は、この船競漕が城下の祭礼や庶民の娯楽と通底していたことを示している。

（二）

「おしくらごう」は、歴史的な存在であり、つねに、変化の過程にあった。寛政期の競漕の舞台は、河口やその周辺であった。嘉永期には沖をめざして漕ぐようになり、その後、沖合から岸に向かう競漕へと変化した。大正五年（一九一六）以降は、片道競漕から往復競漕に変わった。そのような変化を促した主要な要因は、文化・文政年間における沖合漁業の展開と天保期以降の壱岐、対馬、朝鮮海への出漁であった。その過程で改良漁船が建造され、軽装で迅速な漁船が船競漕に用いられるようになるのである。この頃から明治・大正期にかけて、「おしくらごう」は韓海漁業の成果を賛美する祝祭となる。主役を演じたのは、大船頭を頂点とする総代制度のもとで韓海漁業に従事した「強壮」な青年たちであった。

大正七年（一九一八）以降、新聞界は年中行事として行われた民俗的な「漁船競漕」を「和船競漕」として報道するようになる。すでにこの時期、在来の商船や大型漁船は洋式の長所を取り入れており、小船を除き、和船は折衷化か、あるいは衰退する傾向にあった。「和船競漕」という呼称が社会的に受け入れられる背景には、勝敗や競技への関心の高まりに加えて、在来船の減少や和洋折衷という時代の流れがあったのである。その底流には、在来的なものに不変性や純粋さを求めるナショナルな志向も存在した。玉江浦の「おしくらごう」も、「和船競漕」という呼称で報道され、やがて、改良漁船に代わって専用の「和船競漕船」が登場するようになる。玉江浦の場合、競技化が進行する背景には、一般社会や新聞界の動向に加えて、集落の内部における生存と生産をめぐる競争意識の高揚があった。なお、萩中学校の校内行事であった「和船競漕会」との交流も無視しえない。

大正期の玉江浦は、共同負債の返済に喘ぎ、対立を繰り返した。対立の基軸は船主＝船頭層と非船主＝非船頭層であり、返済額をめぐる資産家と非資産家のあいだの不平等であった。共同負債の返済をめぐる対立を契機に伝統的権威にもとづく大船頭（おおせんどう）中心の総轄システムは後退し、漁業組合の役割が増大する。だが、明治末年から昭和初期にかけ、玉江浦には強力な経済的・政治的ヘゲモニーは存在しなかった。そうしたなか、「若者中」の事業を継承・再編するかたちで大正三年（一九一四）に玉江浦青年会が成立し、四つの組を基盤にして活動した。大正の半ば以降、青年会は船主＝船頭をふくむすべての大船乗（おおふね）船員を組織する青壮年の団体として頭角を現し、出漁日数や労務条件の実質的な決定機関となる。さらに大正一一年（一九二二）、玉江浦青年協行会と改称し、漁獲の向上と会員相互の親睦や福利厚生に重要な役割を果たすのである。

大正四年頃から各組に建設された青年宿は、それ以降、若手遠洋漁業従事者の供給源になるとともに、有能な後継者を養成する機関となった。在宿者のうちの遠洋漁業従事者は協行会の会員であり、青年宿は協行会の下部組織とし

ての性格を有していたが、実質的な管理・運営は各組の船主＝船頭層が掌握していた。青年宿と青年協行会の存在が、良質の漁業従業者の自足的で安定的な供給を可能にし、玉江浦の復興と本格的な遠洋漁業への転換を確かなものにしたのである。この時期、「おしくらごう」は青年協行会の主催するメインイベントとなり、青年宿は競漕選手の供給源となる。在宿青年は競漕選手に選ばれることを目標に日常の漁獲活動に精励し、和船競漕は、各層・各世代の融和と協調、団結のための重要な機会となった。

（三）

大船頭は世襲権力ではなく、船主＝船頭のなかから選挙で選ばれ、二年ごとに交代した。この権力の資源は、物理的な強制力や経済的な力ではなく、実績と経験、信望と名声であった。大船頭を中心とした総轄システムは、年次的に更新される年齢階梯制と四つの組の協力関係をベースにして成り立っており、それを支える政治的・経済的基盤はそれほど強固なものではなかった。遭難など、緊急時において絶対的な権力を行使したのである。そうしたなか、大正期をつうじて大船頭の影響力は後退した。

一方、玉江浦漁民の特徴は、先取性と果敢さに加えて、共同性・公平性を尊重しつつ実力でもって漁獲競争に積極的に挑むところにあった。漁獲高の高い船や船頭、乗組員が尊敬されたのである。権力の政治的・経済的な基盤が弱く、物理的な暴力の独占が進行していない社会で、かつ、競争や差異化の契機を内包している場合は、象徴的な権力が秩序維持と統合の手段として重要な役割を果たし、儀礼が重要な意味をもつ。玉江浦は、集団的な競争と協力を基盤にして社会を編成していた。そのような社会の場合、競争を活性化させながら、同時に、個人や諸集団を分裂ではなく統合へと導かねばならない。弁天祭りと「おしくらごう」は、漁民たちのそのような期待を担い、まさしく、競

漕を介して統合へと導く祭礼行事として定着したのである。

以上のことは、次の論点へとわれわれを導く。一つは、「おしくらごう」は単なる娯楽や余興ではなく、玉江浦の社会秩序・生活様式を構成する重要な要素であったということである。

第二に、「おしくらごう」は象徴・記号のシステムとして存在し、それをとおして社会秩序・生活様式が伝達され、経験され、再生産されたということである。記号としての船競漕は、それに参加し、あるいは、それを総轄する者たちの実績と経験、信望と名誉を表象し、集団を単位として競争することや四つの組が対抗しながら浦として統一性を保つことの重要性を表現した。

したがって、第三に、玉江浦は儀礼によって構成員の合意を調達し、秩序維持と社会的統合を実現していたのである。その意味において、玉江浦は、儀礼社会であったといえる。「おしくらごう」を開催せずして、玉江浦の新しい年は明けない、といわれる所以は、そこにあったのである。

（四）

「おしくらごう」は、たんなる競技ではなく「ディープ・プレイ」であった。それは祭礼行事として行われ、儀礼空間を活性化した。競漕は儀礼的差異化をとおして玉江浦の四つの組を序列づけ、帰属集団のあいだの対立を煽り、集団内の競争を活気づけた。儀礼と結びついた競漕は、差異化をとおして統合への渇望を生み出す。このとき、「おしくらごう」は豊漁と通過の儀礼に融合し、弁天祭りを喧嘩祭り、飲み祭りへと転化させ、祝祭の空間を浦全体に拡大した。

「おしくらごう」は、「激浪」「風波」「狂瀾」「暴浸」「風濤」「酔漢」「酩酊」「狂気」「小争闘」などなど、反構造的

なメッセージを発した。競漕を契機に既存の秩序が攪乱され、無礼講となり、コムニタス（V・W・ターナー）が出現した。躍動する青年の身体、食物と酒、仮装と滑稽、どんちゃん騒ぎが、物質的・肉体的原理の肯定的・積極的性格を浮き彫りにし、地位の転倒と権力者の格下げを促した。漁民たちは、人体の物理的・集団的接触と儀礼的暴力を介して世界を一新し、人体を互いに取り替え、自分を集団の不可欠の部分、集団的身体の一部とみなし、歴史的不死を感じ取ったのである（M・バフチン）。つまり、「おしくらごう」は、既存の支配秩序への統合を促すだけでなく、解放の契機をも内包していた。玉江浦は弁天祭りと「おしくらごう」を介して日常的世界を一新し、社会の活力を取り戻し、新たな年を迎えたのである。

最後に、本稿を執筆するにあたり福永護氏（山口県漁業協同組合理事）、清水満幸氏（萩博物館学芸員）をはじめ、玉江浦の方々から貴重なご助言をいただいた。記して感謝の意を表したい。なお、本稿は「おしくらごう」の「伝統」化、および戦中・戦後の展開について未完の部分を残している。それらの究明については、他日を期すことにしたい。